横浜市学校防災計画

～地域との連携・協働による
安全・安心な学校づくりのために～

横浜市教育委員会

令和８年８月改訂版

はじめに

横浜市学校防災計画は、「横浜市防災計画」を基本的な枠組みとし、各学校における防災計画の根幹をなす**「学校自体が災害発生時にどう対応し、どう教育再開を目指すのか」**について、基準を明確にするものとして、本市教育委員会が策定するものです。

本計画は、平成 18 年に、「横浜市学校防災計画策定委員会」を設置し検討の上、「横浜市学校防災計画」を策定し、防災マニュアルとしても活用できるよう総合的整理を行ったものです。

「横浜市防災計画」や「災害対策基本法」など関係法令の修正に伴って、その内容を反映させるとともに、学校においてもより使いやすい内容とするよう、見直しを行います。

令和８年８月　横浜市教育委員会

改訂の経緯

策定・改訂年月	主な改訂内容
平成 18 年１月	当初策定
平成 23 年７月	・大規模地震の定義を、「市域のいずれかで、震度５強以上の地震が観測されたとき」とし、初動対応等について記載しました。 ・津波対応について、学校防災計画へ記載する場合における、避難場所・経路・避難を行う基準等を記載しました。 ・大規模地震発生時の児童生徒の対応について、預かり（留め置き）を基準としました。
平成 25 年４月	・津波対策として、避難対象区域を新たに記載しました。また、地域防災拠点が津波によって使用できない場合に拠点となる「津波代替拠点」について記載しました。 ・市内１箇所以上で震度５強以上の地震が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。これを受け、教職員の初動対応に加え、「地域防災拠点の開設・運営の支援」が明記されました。 ・市内で震度５強以上の地震が１箇所でも発生した場合、市立学校は、原則として当日および翌日を休校とします。
平成 26 年５月	・気象庁から「特別警報」が発表された際の対応について記載しました。 ・学校における火山災害対策を記載しました。
平成 27 年５月	・災害等で被災した市民が一定期間滞在する場として、従来「地域防災拠点」として指定されている各施設を、新たに「指定避難所」として指定します。 ・多量降雪が見込まれる場合の本市の警戒配備体制が強化されたことに伴い、学校施設が被害を受けたことによる臨時休校など、学校と教育委員会事務局での情報共有に必要な様式を作成し、報告方法等を記載しました。
平成 28 年４月	・災害対策基本法の改正により、災害の危険から避難するための「指定緊急避難場所」の指定及び運用について対応しました。 ・土砂災害防止法・水防法の改正に伴う対応や、防災訓練の実施・防災設備の管

	理等について記載しました。
平成 29 年４月	・熊本地震を踏まえた震災対策として、教職員健康相談室に関する情報を追加しました。 ・鶴見川、多摩川について「最大規模の降雨による浸水想定区域」が示されたことに伴い、該当校を追加しました。
平成 30 年４月	・地域防災拠点でのペット同行避難について追加しました。 ・東海地震の事前対応計画部分に、南海トラフ関連情報について追加しました。 ・弾道ミサイル発射時の対応について追加しました。
平成 31 年４月	・水防法等の一部改正に伴い、「避難確保計画の作成・報告」、「訓練の実施」の義務化について追加しました。 ・津波避難対象区域内の学校における避難計画作成と訓練の実施を明記しました。 ・児童生徒の預かり・引渡しについて、文部科学省作成の「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」に基づき、家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、学校に留め置くなどの事前協議・確認が必要であることを追記しました。
令和２年４月	・横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」及び「降灰予報」による全市一斉の「臨時に休業」の措置を午前６時の段階で発表継続中の場合としました。 ・交通機関の計画運休に関する取り扱いについて記載しました。
令和３年８月	・東海地震に関連する記載を削除し、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について記載しました。 ・災害対策基本法の改正に伴い、避難勧告の文言を削除し、避難指示の文言に改めました。 ・「特別警報」の発表を待つことなく市及び区災害対策本部が設置された場合の対応について記載しました。
令和４年４月	・水防法等の改正に伴い、「浸水想定区域内の学校における事前対策」及び「土砂災害警戒区域内の学校における事前対策」に「避難訓練の実施報告」についての記載を追記しました。
令和５年４月	・神奈川県地域防災計画と整合を図る修正（津波警報等の説明の詳細化） ・地域防災拠点運営委員会が女性、乳幼児等に対する配慮すべき項目を追記しました。
令和６年４月	・各学校の防災備蓄庫に配備されている資機材について、直近の配備内容に合わせて更新しました。 ・発災時における学校から事務局への連絡方法や様式について補足しました。 ・Ｊアラート発信時における学校の対応について補足しました。
令和７年４月	・機構改革による所管部署名の修正 ・地震発生時の１次避難について、地震発生直後に校庭等に避難する場合、余震による被災が想定されるため、教室内待機の場合があることを追記しました。

令和８年４月	・ 機構改革による修正 （所管部署名、報告様式） ・ その他、文言等の整理 （ホームページ関連情報、関連要綱、「心のケア」について校内研修実施）
令和８年８月	・新たな防災気象情報の運用開始に伴い、休校の措置の考え方などについて修正を行いました。 ・「横浜市防災計画」において、緊急避難所の指定の考え方に内水氾濫が追加されたため、「横浜市学校防災計画」内の「第２部 第３章 ３指定緊急避難場所の指定」における表内の自然災害に、内水氾濫を追加しました。 ・機構改革に伴い、「総務局」から「防災・危機管理統括本部」へ名称が変更となったため、記載を修正しました。

各学校での活用について

１　各学校で「学校防災計画」を策定する際の参考としてください

各学校においては、本計画を基準とし、校種別に応じて、また、各学校の職員体制や地理的状況を踏まえ、当該区の防災計画等との整合性を図り、地域防災拠点運営委員会の実情等に応じて、**より具体的な「学校防災計画」を策定**してください。

２　教職員に対する防災研修のための教材（資材）として活用してください

震災時に教職員が防災対応力を発揮するためには、巨大地震が発生した場合に、実際にどのような事態が生じるのかを想像し、その際、教職員はどのように対応すべきかを考え、訓練を積み重ねることが重要です。

本書は、その際、具体的イメージが湧くよう、東日本大震災発生時の対応例などを引用し、読者が災害イマジネーション力を働かせやすくなるよう工夫を図っています。

また、**児童生徒の「心のケア」**についての校内研修の際にも、活用してください。

３　教職員の対応マニュアルとして活用してください

「日頃から大規模地震への備え【チェックリスト】」「学校施設・設備の安全点検リスト」「様々な場面において大規模地震が発生した場合の対応行動」も、各学校の実情に応じて改良を加えた上で、活用してください。

４　災害時における参考資料として活用してください

実際に災害が起きた際に、様々な対応を行う上での行動マニュアルとして活用してください。

横浜市学校防災計画　目次

第１部　総論

第１章　危機管理の基本的枠組み

第１節　横浜市防災計画の中での学校・教職員の位置付け
１　「横浜市防災計画」について……１
２　震災時における教職員の動員体制……１
３　風水害時の対応について……２
第２節　各学校の「学校防災計画」の策定
１　各学校における「学校防災計画」の策定……４

第２部　震災対策編

第１章　日常における学校防災対策

第１節　日常における学校防災体制の充実
１　学校における防災体制……６
２　学校施設の安全管理等……８
３　地域・区役所との連携と避難場所について……10
４　日頃からの大規模地震への備え……12
５　学校施設・設備の安全点検リスト……14
第２節　防災教育・訓練・研修の充実
１　防災教育の充実……16
２　防災訓練の充実……19
３　教職員の防災に関する研修の充実……21
【参考様式】避難訓練実施計画……23

第２章　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第１節　南海トラフ地震に関連する情報の発表
１　「南海トラフ地震に関連する情報」について……30
２　異常な現象に伴う防災対応……30
３　基本的対応について（概要）……31

第３章　大規模地震が発生した場合の学校の初期対応

第１節　大規模地震が発生した場合の初期対応
１　大規模地震の定義 34
２　震度及び津波情報等の情報収集 34
３　津波への対応 34
４　学校災害対策本部の設置 38
５　児童生徒の預かり、引き渡しの対応 40
６　預かり（留め置き）を行った児童生徒の保護体制 44
７　大規模地震発生時の保護者等への積極的な情報発信 45
８　大規模地震発生直後における学校災害対策本部の動き 46
９　学校と地域防災拠点、教育委員会事務局、区本部との関係 47
10　教育委員会事務局への報告 49
第２節　様々な場面において大規模地震が発生した場合の対応行動
１　授業中 53
２　放課後・登下校時・通学路上で 56
３　校外学習・遠足・修学旅行等の時 60
４　休日・夜間など勤務時間外 63
【参考】地震発生時の教職員の安全指導例 65
５　その他 68
第３節　避難場所の指定
１　指定避難所・指定緊急避難場所とは 70
２　指定避難所の指定 71
３　指定緊急避難場所の指定 71
４　特別支援学校における「避難場所」としての対応 73
５　特別支援学校における「避難場所」の運営 74
第４節　地域防災拠点（指定避難所）の運営にあたって
１　地域防災拠点（指定避難所） 77
２　円滑な避難場所運営のため教職員が行うこと 77
３　連絡調整者の役割（休日・夜間等における初動対応） 78
４　地域防災拠点（指定避難所）開設への備え 79
５　帰宅困難者への備え 79
６　地域防災拠点（指定避難所）開設・運営の支援 79
７　地域防災拠点（指定避難所）として指定されていない学校の対応 83
８　地域防災拠点運営委員会の組織と動き 84

第５節　医療救護隊の対応
１　医療救護隊の編成等.....94
２　医薬品等の備蓄.....94
３　災害時に備えた取組.....94
第６節　学校施設・設備の安全点検
１　学校施設の安全点検.....95
第７節　発災後の休校期間.....96

第４章　学校教育再開に向けた対応

第１節　教育再開のための準備活動
１　教育再開のための準備活動.....97
２　学校における教育再開のための準備活動.....97
３　学校再開準備班の設置（地域防災拠点運営委員会）.....97
第２節　学校の教育活動再開に向けて
１　被害実態調査（安否確認・被害調査）とその対応.....99
２　被害実態調査を基に教委事務局・関係機関との協議調整.....100
３　情報分析・再点検等による実態把握.....102
４　一斉家庭訪問実施による児童生徒の詳細な情報の把握.....103
５　仮登校の実施.....103
６　教育再開を目指した協議調整.....104
７　学校教育再開の情報提供と地域住民の理解.....104
第３節　学校再開のための環境整備
１　応急教育を行う場所の確保等.....106
２　特別支援学校における通学手段の確保等.....106
３　学用品の給与・就学援助等.....106
４　飲用水道水の安全確認・給食室の安全点検.....107
第４節　転出に伴う就学事務等
１　転出した被災児童生徒の受入れ先での対応.....110
第５節　応急教育計画の作成と学習支援
１　正規の授業再開前の応急教育計画の作成.....111
２　応急教育段階における学習支援体制の構築.....112

第５章　心のケア

第１節　災害時における心のケア
１　災害時における心のケアの意義.....113
２　災害時における子どもの心のケアの基本的理解.....115

３　心のケアにあたる際の基本的な姿勢.....120
４　学校における日常の取り組み.....122
５　災害発生直後から学校再開までの対応.....123
６　学校再開後（災害発生直後から１か月後が目安）の対応.....125
７　専門家の援助が必要なとき.....128
８　教職員の心の健康.....130

第３部　風水害対策編

第１章　学校における日常の風水害対策

第１節　市防災計画上の学校の位置付けと実情把握
１　市防災計画上の自校の位置付け確認.....131
２　ハザードマップ等による地域の実情把握.....131
第２節　学校としての事前対策
１　児童生徒への事前対策.....132
２　避難場所としての事前対策.....132
３　浸水想定区域内の学校における事前対策.....133
４　土砂災害警戒区域内の学校における事前対策.....134

第２章　風水害時における学校の対応

第１節　児童生徒の措置等
１　前日・当日（登校前、登校後）で対応を区別.....135
２　暴風等非常変災に対する特別措置に関わる出欠の扱い.....143
【参考】気象警報発表状況の確認方法.....146
新たな防災気象情報について.....147
第２節　学校の施設管理者としての対応.....149
第３節　避難場所としての対応等
１　学校長・副校長の対応.....150

第３章　学校施設等が被害を受けた場合の対応

第１節　風水害時の応急対応
１　学校施設の応急対応.....152
２　児童生徒の措置と応急教育の実施方法.....152
３　教材、学用品等の調達等.....153
４　学校給食等の措置.....153

５　学校の衛生管理.....153

第４章　学校における火山災害対策

第１節　市防災計画上の火山災害対策の位置付け
１　市防災計画上の火山災害対策.....154
２　市災害対策警戒本部の設置.....154
第２節　学校における火山災害対策
１　児童生徒への事前対策.....154
２　避難場所としての事前対策.....155
第３節　降灰時等における学校の対応
１　児童生徒の措置等.....156
２　児童生徒の避難行動.....156
３　休校期間.....156
４　その他特別措置等をとった場合の取扱いについて.....157
５　学校施設の応急対応.....157

第４部　その他の危機事象への対応編

第１章　弾道ミサイル発射に係る対応

第１節　Ｊアラートを通じた緊急情報への対応
１　平常時の対応.....158
２　Ｊアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応.....159
３　その他の対応.....161

第１部　総論

第１章　危機管理の基本的枠組み

第１節　市防災計画の中での学校・教職員の位置付け

１　「横浜市防災計画」について

「横浜市防災計画」（以下「市防災計画」という）は、災害対策基本法に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画である。

『学校防災計画』は、「市防災計画」を基本的な枠組みとしながら、さらに詳細、具体的な事項について定めていくものである。

２　震災時における教職員の動員体制

教職員の動員体制については、横浜市防災計画第２部予防対策の第７章「市の初動体制及び活動体制の強化」の中で定められている。

本市職員同様に、全教職員（再任用職員を含む）は、震災時、所属動員職員として配備され任務を行う。

※　課業中の発災の際は、臨時的任用職員・非常勤職員・会計年度任用職員等も任務を行う。

（１）配備・動員計画の基本方針

①　原則として、全教職員を対象とする。

（注）再任用職員を含む。また、課業中の発災の際は、臨時的任用職員・非常勤職員・会計年度任用職員等も任務を行う。
病弱者、身体不自由な職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業取得期間に相当する職員で災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

②　教職員は、原則として所属動員（勤務校）とする。

（２）動員の事前命令及び自動参集

ア　動員対象教職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

イ　勤務時間外においては、次のような場合は、動員命令を待つまでもなく、**自発的に**動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに**全員が参集**しなければならない。

ウ　教職員の安否及び参集見込みの把握をより確実に行うため、職員安否・参集確認システムへの登録に努める。

○市域のいずれかで、震度５強以上の地震が観測されたとき

＊　自校の地域が震度５弱以下であっても、市域のいずれかで震度５強が観測されれば、市内全校自動参集となります。

（３）連絡調整者

教職員の中から学校へ早く到着できる順に、３名（４名へ増員することも可）を予め「連絡調整者」として指名しておく。連絡調整者は、いち早く学校に参集し、学校長・副校長が参集するまでの間、区災害対策本部や教育委員会事務局、地域防災拠点運営委員会等との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行う。

連絡調整者のうち２名は、学校管理者としての体制が整い次第、局動員体制の一員として、拠点開設・運営に従事する。

その後もその２名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とする。ただし、該当者が学級担任などで、児童生徒の安否確認等の優先業務を行う場合は、教職員の参集状況に応じて、学校長等が、他の教職員への避難支援班業務の引継ぎを指示する。

連絡調整者の氏名は、毎年度はじめに、教育委員会事務局に報告する。

３　風水害時の対応について

（１）配備・動員の考え方

風水害時においては、教職員について、地震時のような明確な形での動員（配備）体制はとっていない。

ただし、当然、学校活動として、児童生徒への対応や学校施設への対応等必要な業務がある。

また、学校は避難場所としての機能もあり、避難所の開設・運営等について対応が必要になる。

従って、教職員は、学校長の指示のもと、必要な業務を行うとともに、勤務時間外においても、学校長の指示に従い出勤し、必要な業務に従事しなければならない。（具体的な対応については、第３部応急対策「風水害対策編」を参照）

（２）緊急連絡体制の整備

市防災計画第２部予防対策第 12 章「災害時要援護者支援」第３節「学校施設における対策」２情報連絡体制には、「各学校は、緊急時の連絡方法をあらかじめ確認する。災害時に

おける、各学校と所在区との情報受伝達ルールを作成するほか、学校と周辺施設との連携が必要となることから、幼稚園、保育所、地区センターなども含めた連絡体制の構築を推進する」とされている。

風水害の発生時、被害状況の確認や避難場所開設の調整など、教育委員会事務局又は区役所から学校に対して、緊急連絡を行うことが想定される。そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、学校長・副校長の緊急連絡先について、教育委員会事務局に報告する。なお、区役所総務課に対しては、教育委員会事務局から緊急連絡先リストを送付する。

第２節　各学校の「学校防災計画」の策定

１　各学校における「学校防災計画」の策定

『横浜市学校防災計画』は、横浜市立学校としての基本的な方針や、統一的な対応が求められる点について定めたものである。各学校は、それぞれの校種の違いや取り巻く環境や状況が異なることから、この『横浜市学校防災計画』を基本としながらも、それぞれの学校に適したより具体的な「学校防災計画」を各校で必ず作成すること。

（１）各学校で作成する「学校防災計画」の記載内容の標準例

令和〇年度　〇〇〇学校防災計画

１　日常の防災体制
（１）学校防災委員会の組織・任務
（２）安全管理〔安全点検〕
　　・点検の実施方法、防災設備の点検、避難経路の点検
（３）防災教育（年間指導計画）
（４）防災訓練（年間実施計画）
（５）教職員研修（年間計画）
（６）心のケア対応（教職員研修計画）
２　大規模地震発生時の初期対応
　・避難方法、津波が想定される場合の避難方法
　・学校災害対策本部の組織、各班の任務
　・職員の参集体制、連絡調整者の明記
３　大規模地震発生時の場所別・時間帯別の児童生徒への対応
　・児童生徒の預かり（留め置き）
　・保護者への引き渡し方法
４　学校が避難場所となった場合の対応に関すること
　・住民対応・避難場所支援班の役割等
５　非常持出用品リスト
６　緊急連絡先電話番号簿
　・消防署、警察署、医療機関、区災害対策本部（総務部）

※　各学校の立地条件や特性などの実情に応じて、記載内容は適宜修正すること。

（２）特別支援学校の場合の留意点

ア　特別支援学校の学校長は、児童生徒等の障害の状態や学校状況を踏まえ、大震災等の災害時に備え、児童生徒等の安全確保の体制、安全指導計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、通学路等の安全確認などに関する運営計画等の事項を記載した学校防災計画（警戒宣言に関する計画を含む。）を作成し、教職員、保護者に周知徹底する。

イ　計画の作成にあたって、①児童生徒等の障害種別、及び発災時別に応じた安全確保の方法、②スクールバス運行中の発災に対応した避難態勢、連絡方法、③発作、体調の変調など不測の事態に対応するための医療機関と連携を図った移送体制などに留意する必要がある。

ウ　災害時に備え、保護者が、調剤票のコピー、メモ等を準備しておくことや、氏名、年齢、血液型、緊急時の連絡先、薬・量・回数を記入したカード、数日分の薬、援助カードなどを児童生徒等に常時携帯させることなどを検討する。

第２部　震災対策編

第１章　日常における学校防災対策

第１節　日常における学校防災体制の充実

１　学校における防災体制

（１）配備・動員計画の基本方針

ア　学校長は、各学校の実状に応じて、副校長、防災安全担当等を構成メンバーとする「学校防災委員会」を設置するか、又は、それと同等の機能をもった既存の校内組織を活用することなどによって、「学校防災計画」を作成するとともに、日常的な学校防災体制を整備する。あわせて、当該校の地域防災拠点運営委員会とその計画の内容について共有する。

イ　組織、役割分担は、各学校の実状に応じて行うこと。

ウ　特別支援学校の学校長は、各学校の実状に応じて、学校長、副校長、教職員を構成メンバーとする「学校防災委員会」を設置し、「学校防災計画」を作成するとともに、日常的な学校防災体制を整備する。

〈学校防災委員会の主な役割〉

①　「学校防災計画」の策定
②　防災教育・防災訓練の計画、実行及び教職員に対する研修の実施
③　日常的な施設点検等の実施
④　教育委員会事務局や区役所との連絡・調整、地域防災拠点運営委員会への協力

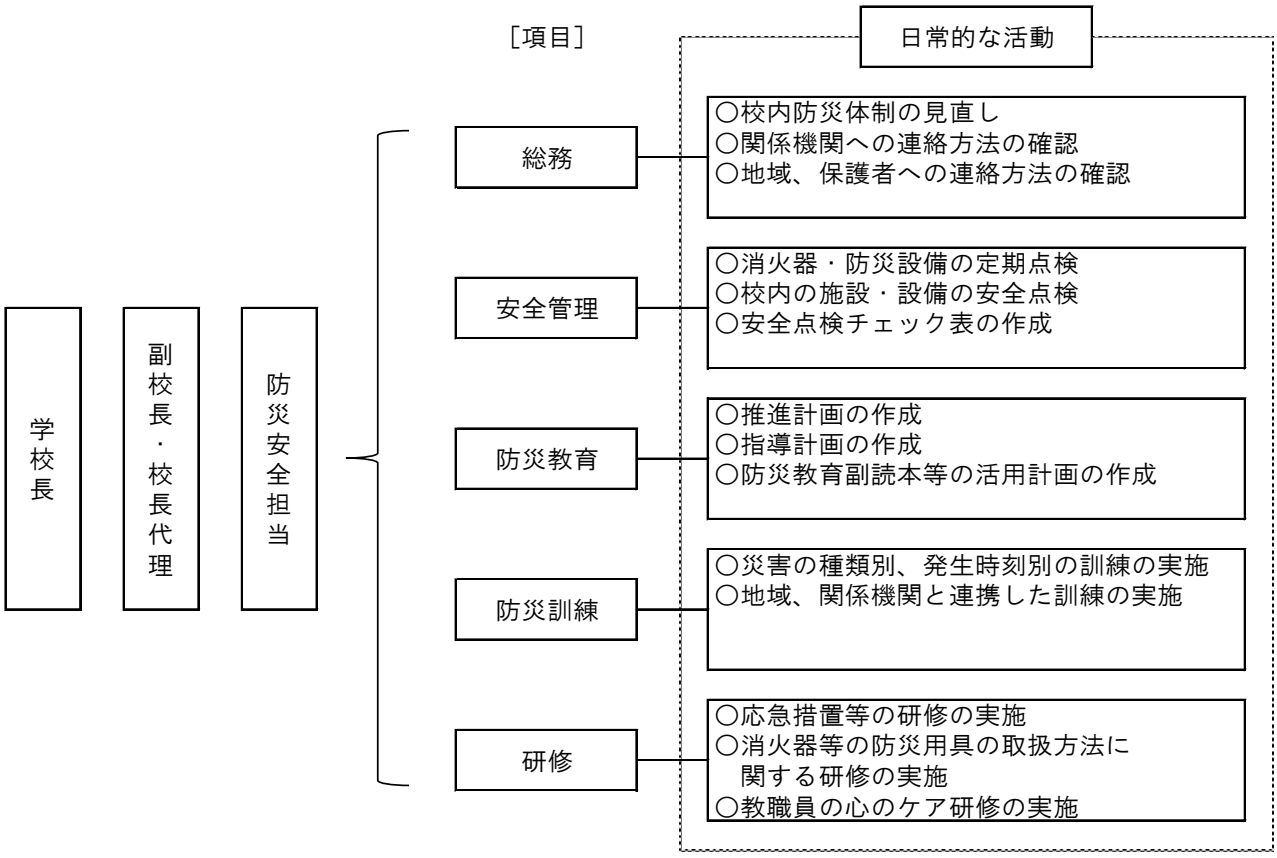

（２）地震が発生した際の基本的な対応についての周知徹底

ア　学校の対応（休校措置、登下校時の対応、児童生徒の引渡し、連絡方法等）について、教職員間で共通認識するだけではなく、保護者に対して、機会あるごとに周知し、徹底を図ること。また、必要な事項については、児童生徒に対して防災教育の一環として教えること（例えば、登校時に地震にあった場合、どう行動するか等）。

・保護者に対しては、学校教育説明会や懇談会等において説明、徹底する。

・学校のホームページにも同様の内容を掲載しておくこと。

イ　教職員の配備、動員体制について、教職員が認識していること。

ウ　地震発生時における教職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておくこと。

そのためには、学校ごとの「学校防災計画」を各教職員が共有すること。また、業務分担や組織図を拡大して職員室等に常時掲示する方法も有効である。

（３）校内の避難経路、児童生徒の避難集合場所を明確化

ア　校内の各所からの避難経路、避難場所を決めておくこと。

その際、避難経路は、あらかじめ複数考えておく（廊下、階段等が使用不能の場合の避難方法も考慮しておく。）

また、津波への対応を学校防災計画へ記載する学校においては、避難方法等についてあわせて明記すること（第２部第３章第１節参照）。

イ　特に、障害のある児童生徒への対応を具体的に定めておくこと。

ウ　避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日ごろからの管理に配意する。（避難訓練の際に、気づいた点をチェックする。）

（４）校内の防災設備等の事前確認と掲示の徹底

ア　校内各所の防災設備（例：防火扉、防火防煙シャッター、救助袋など）の位置とその使用方法について、年度当初に、全教職員で確認を行うこと。

イ　防災設備等の周囲には、児童生徒に対して、使用してはいけない旨の注意や、教職員等が使用する際の操作方法、注意事項などの掲示を常時設置しておくこと。

（５）放課後の様々な事業や、コミュニティハウスとの連携

「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」、「特別支援学校はまっ子ふれあいスクール」、「コミュニティハウス」等とは、災害（発生時間や災害の規模など）を想定して対応策を予め協議しておくこと。

特に学校に併設している「放課後キッズクラブ」、「特別支援学校はまっ子ふれあいスクール」に参加している児童については、実施主体者が作成している避難計画等がある場合はこれに従うこととし、避難計画等がない場合は、当該校の学校防災計画に従うこととする。

実施主体者が避難計画等を作成しているかどうかを、各学校で確認しておくこと。

また、休校となった場合の学校教育再開の時期及び「放課後キッズクラブ」、「特別支

援学校はまっ子ふれあいスクール」の再開時期について、発災後も連携を行い、情報共有を行う体制を予め整えておくこと。

（６）学校の非常持出用重要書類の把握

非常時に持ち出すべき書類は何かをあらかじめ確認し、震災時には、誰が、どのように持ち出すかを決めておくことが必要である。

ア　児童生徒名簿や児童生徒調査票等の保管場所を決めておく。

イ　転出転入のため、出席簿、学籍も必要。

ウ　子どもに関する指導要録その他、学校教育法で義務付けられている公簿類も重要。

エ　各学校の実状に応じて、非常時に持ち出す帳簿・物品等を検討し、学校独自に「非常持出一覧表」を作成しておくこと。

オ　児童生徒のプライバシーに係わる書類であり、取り扱いは厳重にすること。

２　学校施設の安全管理等

（１）学校の安全点検

ア　定期的な校舎の安全点検の実施　⇒　学校施設・設備の安全点検リスト

（ア）毎年実施される学校施設点検表による施設全体の点検を実施する際に、併せて、防災の観点から、「学校施設・設備の安全点検リスト」（本節５に掲載）により、施設・設備の点検を実施し、改修等の必要があると判断される場合には、学校施設点検表及び詳細内容記入欄に具体的に記入し、教育施設課に提出する。

（イ）防災訓練等の時期に併せて、校舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。

イ　転倒物、重量物等の転倒防止対策

（ア）教室内では書架や戸棚等の固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下防止対策を講じる。

（イ）教職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置、固定に配慮する。

（ウ）灯油、薬品、ガス（プロパンガスボンベ等）の保管場所についても注意する。

（２）学校施設設備の状況の整理

ア　誰が見ても分かりやすい校地・校舎の平面図を準備しておく。

イ　校舎の電気配線図を準備しておく。

学校施設内の電気室や高圧受電設備（キュービクル）から配線盤を経由して各教室等へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認しておく。

ウ　水道配管図を準備しておく。

（ア）水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能を確認しておく。

（イ）学校全体の水道水の流れがわかるよう、校舎平面図等に表示しておく。

（ウ）元栓が複数ある場合や、水の流れが複数に分流していることもあるので注意す

る。

（エ）校舎が増築又は一部改築されている学校では、電気配線及び水道配線が複数になっていることもある。

エ　電話配線図を準備する。

（ア）校内にある電話の位置と番号を記入した図面を準備しておく。

（イ）災害時優先電話の登録の有無を確認する。

（３）プールの水を貯めた状態にしておくこと。

ア　消防水利として指定されているプール（周辺に「消防水利」の標識が設置されている）にあっては、消防用に使用可能な状態にしておかなければならないことから、常時、水を貯めた状態にしておかなければならない。（清掃等によりプールの水が使用できないときは、最寄りの消防署又は消防出張所への連絡が必要）

イ　消防用以外でも、災害時に水は大変貴重であることから、有効に活用しなければならない。断水時の生活用水としても利用できる。

（４）停電等で校内放送ができないときの連絡方法の準備

ア　ハンドスピーカー、メガホン、可動式無線マイク・スピーカー設備等の準備。

イ　児童生徒が教職員の指示に的確に従うよう、日頃からの指導が重要。

（５）防災地図（ハザードマップ）の作成などによる地域の実状把握

ア　学区の交通機関の現況

学区内の鉄道やバスが交通不能になった場合の子どもの安全管理を維持するため、あらかじめその対応策を検討しておく。

イ　通学路の危険箇所の把握

児童･生徒の通学路には、地震発生時に危険が予想される箇所がある。ブロック塀、自動販売機、石灯篭などの倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、あらかじめ通学路の安全点検をして、必要があれば通学路の変更を含めて検討する。

道路の状況や周辺の建物の密集度などにより、地震の際に落下物の危険や自動車等の追突等による火災の発生などの危険も想定される。

ウ　建築物の特徴を把握

地域によって、木造建築が集中している場所、高層の建物がある場所、商住混在の場所等があり、地震の発生による被害の状況はそれぞれ地域によって異なると予想されるので、地域の特徴を把握しておくこと。

エ　学校立地の地理的特徴による危険性の把握

横浜市のホームページから検索できる「わいわい防災マップ」などから、学校周辺におけるがけ崩れ等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

オ　広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握

がけ崩れ、土砂崩れ、地割れ、火災、水道管やガス管の破裂、津波の襲来、液状化現象、河川の護岸破壊などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所等、自校以外の避難可能場所をあらかじめ確認しておく。

カ　学校近隣の災害時応急給水拠点等の把握

大規模地震が発生し断水となったときでも、配水池、循環式地下貯水槽などの給水拠点で応急給水を受けることができるので、地域防災計画で場所を確認しておく。

また、災害応急用井戸の指定を受けた「災害用井戸協力の家」のプレートを掲げた家も、横浜市ホームページ「わいわい防災マップ」などで把握しておく。

キ　スクールバス利用の場合の情況把握

スクールバスのコース、バスストップ等を防災地図に書き込み、医療機関と連携を図った移送体制など通学路の安全確保を確認しておく。

ク　その他

津波への備えとして、学校及び通学路周辺の高台や堅牢で高層な建物の把握をしておく。また、停電時の連絡に有効な公衆電話について、学校周辺の設置場所を確認しておく。

３　地域・区役所との連携と避難場所について

（１）地域防災拠点としての日常的心構え（詳細は第３章第３節に掲載）

地域防災拠点となる学校については、次の点に留意すること。

ア　地域防災拠点としての役割の理解

地域防災拠点として学校の果たすべき役割等について教職員が理解しておく。「地域防災拠点運営マニュアル」の内容を教職員が認識しておく必要がある。

イ　地域の防災訓練や地域防災拠点運営委員会への職員参加

（ア）地域防災拠点において実施する防災訓練や地域防災拠点運営委員会に、学校長・副校長だけではなく、「学校防災委員会」メンバーや、「連絡調整者」が積極的に参加することとする。なお、連絡調整者は、原則として地域の防災拠点訓練に参加し、災害時の具体的な対応について確認するとともに、教職員へ情報共有を図る。

（イ）地域の防災訓練の際には、学校教職員や、児童生徒の参加も含め、積極的に対応することが重要である。

ウ　地域防災拠点に派遣される行政職員（直近動員者）の把握

震度５強以上の地震が発生した際、地域防災拠点が開設されるため、市の行政職員が５人直近動員となる。毎年行われる「地域防災拠点動員訓練」の際に直近動員者と打ち合わせを行っておく必要がある。

エ　防災備蓄庫の保管物資の把握等

防災備蓄庫の運営主体は、地域防災拠点運営委員会であるが、学校としても、何が保管されているかを確認しておくこととする。また、地域防災拠点運営委員会と連絡を取り、保管物資の取扱について確認しておくことも必要である。

（２）地域防災拠点となっていない学校（詳細は第３章第４節７に掲載）

地域防災拠点となっていない中学校や高等学校等においても、実際に災害が発生した場合には、地域住民が避難してくる可能性があり、「補充的避難所」が開設される。

（３）その他

区では、独自に防災計画を定め、「区物資集配拠点」として指定されている学校や、主要駅等における滞留者のための「一時避難場所」として指定されている学校などがある。そのような場合の対応等については、それぞれの区の総務課危機管理担当と十分に協議し、対応に遺漏のないようにすること。

地震に限らず、風水害時においても、区が避難所開設を決定した場合は、学校長又は副校長はその支援を行うため、日頃から区・地域防災拠点運営委員会と密接に連携を取っておく必要がある。

４　日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

（１）学校における防災体制について

チェック項目	✔欄
①　年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか。	
②　より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	
③　地域防災拠点の防災訓練へ教職員、児童生徒の参加が計画されているか。	
④　「南海トラフ地震に関連する情報」の意味するところを理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
⑤　地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
⑥　夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	
⑦　地震発生時における教職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	
⑧　連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	
⑨　教職員が、校内の避難経路、児童生徒の避難集合場所を理解しているか。	
⑩　校内にある「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」や「特別支援学校はまっ子ふれあいスクール」等、放課後の様々な事業や、校内にある「コミュニティハウス」と連携を図っているか。	
⑪　非常持出する重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の者を定めているか。	
⑫　プールに水を貯めた状態にしているか。	
⑬　防災地図（ハザードマップ）の作成など地域の実状を把握しているか。	

（２）　区役所・地域との連携と避難場所について

チェック項目	✔欄
①　個々の教職員が地域防災拠点運営委員会の役員と顔見知りになっているか。	
②　地域防災拠点運営委員会の役員の連絡先を把握しているか。	
③　区災害対策本部の連絡先を把握しているか。	
④　地域防災拠点に派遣される行政職員（直近動員者）を把握しているか。	
⑤　地域防災拠点運営委員会の運営マニュアル等を読み、災害時における地域防災拠点の役割を教職員が理解しているか。	
⑥　自校が避難場所となったとき避難場所運営に必要なスペースとして提供できる場所をあらかじめ決めているか。	
⑦　地域防災拠点運営委員会と鍵の保管について調整しているか。	
⑧　使用する教室を事前に選定し、地域防災拠点運営委員会と教職員が共有しているか。	
⑨　防災備蓄庫に保管されている防災資機材や備蓄物資について把握しているか。また、防災資機材の使用方法の訓練をしているか。	
⑩　防災デジタル移動無線電話及び災害時安否確認情報システムの使用方法の訓練をしているか。	
⑪　連絡調整者は地域の防災拠点訓練に参加しているか。	

５　学校施設・設備の安全点検リスト

〈震災発生前〉　　災害予防のための施設点検

１　物品の転倒防止点検

（１）職員室・教室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止

天井から吊り下げた空調機や照明器具の固定の有無	
放送設備（スピーカー、モニターテレビ、ビデオプロジェクター）はきっちり固定されているか。	
大型可動式書架にストッパーがあるか。	
収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。	
黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか。	
下駄箱、ロッカーは固定しているか。	
自動販売機は固定しているか。	
厨房機器類は固定しているか。	

（２）理科室の地震対策の点検

実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしているか。	
薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。	
所要の火災防止措置はしているか。	
危険薬品を適切に保管しているか。	
その他	

（３）図書室の書架等の点検

書架を固定しているか。	
書架と書架を連結するなど転倒防止措置をしているか。	
可動式書架にストッパーがあるか。	

２　避難経路の点検

非常階段の点検	
校舎棟からの非常出入口の点検	
職員室・特別教室からの出入口確保	
避難場所への経路の確保	
特別支援学校の避難方法の確認と避難用具・避難経路の確保	

３　落下危険物の点検	
外壁の点検	
ガラスの点検	
屋根の点検	
屋上や庇上の水槽の点検	
アンテナ・避雷針の点検	
空気調整屋外機器等の点検	
４　防災施設の点検	
出火防止	
ガス器具の耐震緊急遮断機の有無	
石油ストーブの耐震安全装置設置の有無	
ボイラーの耐震安全装置設置の有無	
消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善部分の有無	
危険物点検	
薬品の保管方法の安全性点検	
灯油・ガソリン類の適切な保管	
ガスボンベの保管方法・転倒防止策の実施	
５　倒壊危険物の点検	
門の点検	
囲障（敷地境界に設けた塀や柵など）の点検	
擁壁の点検	
屋外電気設備の点検	
自転車置き場の点検	
※　避難訓練時の防災設備等の確認	
校内における防災設備等の位置の把握	
操作方法の事前確認	
正常に動作するかどうかの事前確認	
児童生徒への注意・操作上の注意事項等の掲示の有無	

第２節　防災教育・訓練・研修の充実

１　防災教育の充実

（１）防災教育の目的

ア　防災リテラシーの育成

防災教育は、自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制のしくみなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動を迅速に取れる能力を育成することをねらいとする。

イ　自助力・共助力の育成

児童生徒が、災害や防災についての基礎的･基本的な事項を理解することに加えて、①安全に関して自ら的確に対応できる判断力や行動力（自助力）を身に付けること、②災害時に他の人々と助け合いながら困難な状況に立ち向かうとともに、自ら進んで災害ボランティアとして活動できるような態度や能力（共助力）を育成することをねらいとする。

ウ　人間としての生き方・いのちの大切さを考える力の育成

地域における大震災の歴史や他地域における災害の体験に学び、①いのちの尊さ、思いやりの心など人間としての生き方を考えること、②被災者の思いを共感する心を育てることなど、人間の生きることの意味、自分のいのちを守ることや、人間としての優しさについて考え学ばせることも、防災教育のねらいとする。

（２）防災教育の内容の充実

ア　防災教育の指針に基づいた指導資料、本市ホームページ等を活用し、防災に対する理解を深めるとともに、各教科、「特別の教科　道徳」、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、地震発生の仕組みや災害の危険性、危機回避のための行動の仕方など、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を推進する。

イ　これまでの防災教育に加え、指導内容の断片性などの改善を図り、各教科での知識と訓練などを結びつけ、防災に関した知識、技能、態度を育てるための学習を総合化するなかで、多様なカリキュラムを検討のうえ実施する。

ウ　危機に直面したときに児童生徒が自ら状況を判断し、自身の生命を守るために行動できる力（自助力）や、被災後、地域など集団のなかで互いに助け合って災害を乗り切っていく力（共助力）を育てる教育を、総合的な学習の時間等を活用し積極的に推進する。

学習の手法として、**プロジェクト学習**を活用することも効果的と考えられる。

エ　通学路の地図や校内の図面、家庭周辺の地図等をもとに、児童生徒自らが災害発生時にどのような危険が迫ってくるか予測し、その危機を回避するための方法をチームで考え、チームの行動目標を決め実践していく**危機予知トレーニング（ＫＹＴ）**や**問**

題解決型の災害図上訓練（ＤＩＧ）などを学習に取り入れていく工夫をすることも大切である。

オ　通学路など地域で児童生徒が安全に避難するために、子どもたち自身が地域や専門機関の協力のもとに「ハザードマップ」づくりを行うことも有効である。

また、学習の具体的な成果物（ゴール）として、「防災パンフレット」作成、「ウェブ上での防災博物館制作」「デジタル防災マップ制作」、「防災マニュアル作成」を設定するなど様々な取り組みが考えられる。

※　プロジェクト学習

「ビジョン（願い）」〔例：「私たちの○○を災害に強い○○にしたい」〕や**「ミッション（意志）」**〔例：「○○で生活するすべての人びとのために、災害に強い○○にしたい！」〕を学習者自身に明確に掴ませ、このテーマをもとに、ウェビングによって、個別テーマを設定し、個別テーマごとに希望者を募ってプロジェクトチーム（班）を編成し、学習のための戦略を立て、情報を集め、ゴール（達成目標）に到達する学習手法である。

※　危機予知トレーニング（ＫＹＴ）

企業・工事現場・病院等の労務災害をゼロにするために広く行われているトレーニングの手法である。授業中の地震の発生、登下校時・給食時・遊び・遠足の場面などのシートを作成し、シートに描かれた場面のなかの危険に気づき、その危険を回避するための方法をチームで考え、最後にチームの行動目標を決め実践していくトレーニングである。

※　災害図上訓練（ＤＩＧ）

図上演習の一種でDisaster Imagination Game の頭文字をとって名づけられた。

学区域の地図、透明シート、油性ボールペン、セロテープなどを用意し、地図の上に透明シートをかぶせ、その上から、ボールペンやドットシールを用いて、防災の視点から、公園、緑地、消防水利など地域の基本情報を確認し記入する。その後、その地図をもとに、救出救助、初期消火などテーマを設定して話し合い、災害に対する地域の弱点、地域で必要な防災対策など話し合い、成果を発表する学習手法である。

（３）防災教育を進めるうえでの留意点

ア　年間指導計画の作成

各教科、道徳、特別活動等、教育活動全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成する。

イ　指導体制づくり

学校における防災教育を組織的・計画的に進めるために校内組織として学校防災対策委員会を設置し校務分掌として位置づけることなどにより、その所管業務として、防災教育の推進計画の策定、指導計画の作成などを行っていくことが望ましい。

また、小中一貫ブロック内で連携し、９年間の連続性ある防災教育（計画作りを含

めて）の推進に努めること。

ウ　視聴覚教材、情報ネットワークの活用

既存の文献･資料に加えて､インターネットを活用することは極めて効果的である。内閣府、気象庁等の防災関係機関や、大学・研究機関、地震防災センター、横浜市など自治体が開設しているホームページにアクセスすると､防災教育の教材として活用できるタイムリーで豊富な資料・情報が得られる。

エ　ボランティア活動の推進

児童生徒が体験を通して他人を思いやるというボランティアの基本となる心や地域社会活動等に進んで参加する態度を育てることができるよう､日頃から地域の特色を生かした活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けるようにする。

また、児童生徒の発達段階に応じて、可能な範囲で、災害復旧活動等に進んで協力する態度の育成に努めることも大切である。

オ　防災教育改善のための評価

防災教育は、児童生徒の生命や身体の安全に直接かかわるものであり､その目標を達成するための効果的な学習を展開することが大切である。このため､防災教育においても、評価を次の計画にフィードバックする「計画⇒実践⇒評価」のサイクルを着実に実行する。

指導計画、指導方法、指導成果などの観点を明確にして評価を行い、それらを総合的に捉え、指導の改善や学習意欲の向上につなげる。

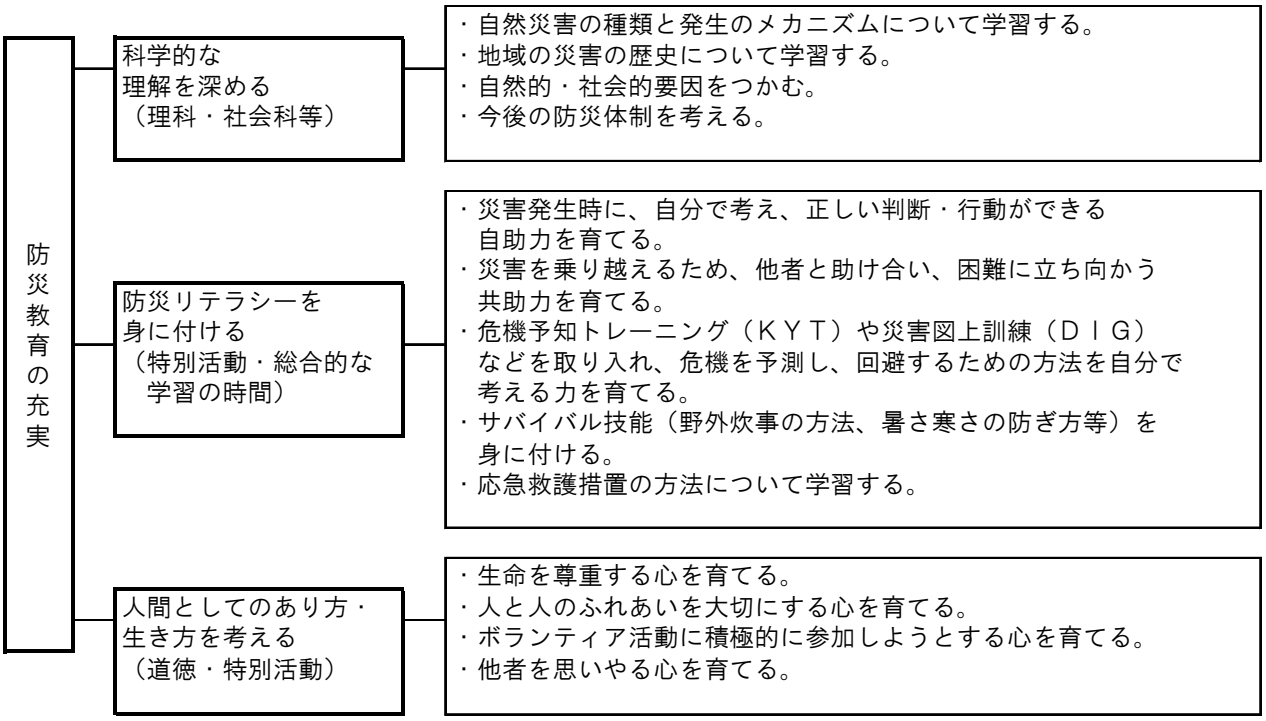

２　防災訓練の充実

（１）防災訓練の目的

ア　防災教育の指導内容の実践的な理解を深める

防災訓練は、児童生徒が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を育成することをねらいとし、防災教育の指導内容について、体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

イ　児童生徒の危機回避能力の向上

防災にかかわる指導は、その場の状況に応じて的確な危機回避の行動がとれるような態度を児童生徒に身に付けさせ、日常生活で実践されることが重要である。

ウ　教職員の防災対応能力の向上

教職員は、防災訓練を通して、的確に状況を把握し、沈着冷静かつ機敏な態度でその場の状況に応じた臨機応変な行動をとれる防災対応能力を向上させることが必要である。

エ　地域の防災力との連携を深める

地域の防災訓練に学校として参加したり、地域と合同の防災訓練を実施したり等、地域との連携・協力を通して、教職員が地域防災拠点運営委員会による避難場所開設・運営に対する協力の仕方など災害時の対応のあり方を身につける。

（２）防災訓練の充実

ア　年間を通して教育課程の中に位置づけ、計画的に実施する。

イ　さまざまな災害や場面を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実践的な訓練を行う。

ウ　**震災のときに守られる側から助ける側に回るという発想**から、児童生徒の発達段階に応じてできることを考えたり、体験したりする機会を作る。

（３）防災訓練にあたっての留意点

ア　訓練で使用する防火防煙シャッター、屋内消火栓、救助袋、消火器、担架などの防災用具について、その位置を全教職員で確認するとともに、操作方法についても併せて確認する。

イ　学校では、防災訓練の詳細について実施計画（作成例は、「参考様式」を参照）を事前に作成し、職員会議等において、必ず全教職員で内容を共有する。

ウ　時期や回数は、学校種別や地域の実情に応じて、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。

エ　事前にその意義を児童生徒に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。

オ　教職員は、明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危機を回避する訓練を重点的に行う必要がある。

カ　訓練は、多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施する。津波への対応を学校防災計画に記載している学校は、津波を想定した避難訓練を最低年１回実施する。

【例】・余震を想定した教室内待機訓練

・災害発生時間帯の設定の工夫（授業時、休憩時、放課後、登下校時など）

・防災備蓄庫の発電機やエンジンカッターなど防災器具の使用訓練（教職員）

キ　教職員一人ひとりが役割分担や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

ク　実施後は、教職員の指示方法、安全点検、児童生徒の避難行動などについて、必ず評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させる。

ケ　小中一貫ブロック内での防災訓練の共同開催等、連携した取組についても検討に努めること。

（４）地域・家庭・関係機関・区役所との連携

発災時にも冷静に対処・行動をするためには、日頃から地域・家庭・関係機関・区役所等との綿密な情報共有・連携を図ることが肝要である。

なお、その際は学校長・副校長ばかりでなく、いち早く学校に駆けつける連絡調整者を含め対応していくことが望ましい。

ア　地域・家庭との連携

（ア）管理職だけでなく、防災安全担当者、連絡調整者などが、地域防災拠点の防災訓練に参加し、地域の防災関係者と交流を深め、災害時の具体的な対応について確認する。（平成 21 年 7 月 15 日教総第 544 号、平成 21 年 12 月 4 日教総第 1198 号参照）

（イ）平常時の地域防災拠点運営委員会への参加を積極的に行い、日頃から避難所運営等について意見交換を実施する。学校長・副校長等が参加し、学校の立場を理解してもらう必要もある。

（ウ）日頃から防災訓練の方針や計画について、保護者やＰＴＡ、町内会、自治会、地域防災拠点運営委員会などに連絡し、理解を求めていく必要がある。

（エ）児童生徒の引渡し訓練などを通して、災害時の学校の対応や保護者の連絡先・連絡方法などを話し合うなど保護者との連携を密にしておく必要がある。

イ　消防署、警察署等との連携

（ア）消防署、警察署等に対して、災害が起こった場合に連絡すべき事項や協力を要請する事項などについて、あらかじめ定めておく必要がある。

（イ）防災訓練の際、実地の指導や講評等について、関係機関の協力を得る。

ウ　区役所との連携

（ア）区の防災担当である総務課と連絡を密にし、区の防災計画等について、教職員が十分に理解するとともに、区の総合防災訓練への積極的な参加・協力など、区役所と連携した取組を進めることが重要である。

（イ）地域防災拠点避難場所の運営支援等についても、区校長会などの場を活用して定期的に区役所と学校が情報を交換する場を設定することも重要である。

３　教職員の防災に関する研修の充実

（１）防災教育の指導力、防災対応能力、救護処置能力の向上

ア　教職員が、発災時に児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、その場の状況に応じた的確な判断力と機敏な行動力、臨機応変な対応力が求められる。また、教職員全員が協力して、迅速かつ適切な行動がとれるようにすることが必要である。

イ　そこで、教職員の防災訓練や防災教育に関する指導力を高めるとともに、災害発生時における防災対応能力、応急救護措置能力を高めるために、教職員の防災に関する研修の充実が必要である。

（２）校内研修の実施

ア　学校長は、校内研修計画に防災に関する研修テーマを位置づけて実施する。

イ　研修テーマとしては、①学校の防災組織、②災害時における教職員の役割、③実践的な防災訓練（津波発生時、停電時等様々な場面を想定したもの）の実施、④効果的な防災教育の充実、⑤子どもが自ら考え行動できる力を育てる防災教育カリキュラムの実践、⑥初期消火活動、⑦避難場所開設運営支援訓練、⑧中学生や高校生のボランティア活動への参加、⑨地域防災拠点運営委員会との連携などが考えられる。

（３）教育委員会事務局が実施する研修

ア　安全教育に関する担当者等は、防災についての研修に参加し、研鑽に努める。

イ　震災時の心のケア対策を視野に入れた学校教育相談等の研修の充実を図る。

ウ　発災時にｗｅｂを利用した情報発信を充実させるため、ホームページ作成担当者等に対するｗｅｂページ作成研修の充実を図る。

（４）応急救護処置の技能を習得する研修

災害時における児童生徒等の安全を確保するとともに、多数の児童生徒が負傷した場合に、養護教諭のみならず他の教職員も適切に応急救護に一定の対応ができるよう、応急救護処置の技能などを習得できる研修を実施し、災害発生時の対応能力を向上させる。

大震災の歴史に学び、生き抜く力を育む

学校における防災教育・訓練・研修の推進

	【推進の視点】	【実践取り組み例】
学校防災体制の整備・充実	学校防災計画の策定	・災害時の教職員の役割の明確化
	学校防災委員会の設置又は、既存組織の活用	・校務分掌への学校防災委員会の位置づけ
	地域防災拠点運営委員会との連携	・地域防災拠点運営委員会の防災訓練への教職員の参加 ・連絡調整者のうち１名の訓練参加
防災教育の推進	防災教育・防災訓練の充実	・年間指導計画の策定 ・新たな教材開発・実践 ・地域との合同防災訓練実施
	防災リテラシーの育成	・危機予知トレーニング（ＫＹＴ）、災害図上訓練（ＤＩＧ）などの導入
	ボランティア教育の推進	・ボランティア教育の充実
	人間教育としての防災教育の推進	・東日本大震災など災害と関係した人々の行動から人間としての生き方を考える
教職員の防災対応力、心のケア対応力向上	教職員の防災対応力の向上	・実践的防災訓練、教職員による災害図上訓練の実施
	専門スタッフによる心のケアの支援体制の充実	・専門カウンセラー等と学校との連携強化 ・養護教諭のスキルアップ
	個々の教職員の心のケア対応力の向上	・教職員の心のケア研修充実

（1）基本情報

訓練日	年　月　日
訓練時間	：　～　：
訓練参加者	
学校	児童生徒（　名）、教職員（　名）、
地域	保護者（　名）、地域住民（　名）、
関係機関	○○消防署（　名）、○○警察署（　名）
想定する災害	
地震	震　度：
火災	火　元：
津波	想定高：
不審者	場　所：
その他	（　）
想定する被害	
人的被害	
施設被害	
ねらい	
○	
○	
○	
準備品	
本部	本部旗・ハンドマイク・ストップウォッチ・学区地図
救護	救護旗・救急用品（箱）・AED・担架
学級	出席簿・引渡し名簿・笛
使用する防災設備	
緊急地震速報	使用する　・　使用しない
防火戸	使用する　・　使用しない
防火シャッター	使用する　・　使用しない
消火器・消火栓	使用する　・　使用しない
救助袋	使用する　・　使用しない
避難はしご	使用する　・　使用しない
非常階段・非常扉	使用する　・　使用しない

（２）防災設備等

設備名	使用上の留意点	当日担当者
緊急地震速報		
防火戸		
防火シャッター		
消火器・消火栓		
救助袋		
避難はしご		
非常階段・非常扉		

（３）事前準備

職員会議（１回目の事前確認）

実施日時	年　月　日　：　～　：
欠席者と共有方法	

“ねらい”をふまえた具体的な指導内容

○
○
○

地域等への周知

周知方法	
周知先	

（４）訓練当日の役割分担・設備担当

①　役割分担

役　　割	担当者名	備　　考
本　部		
庶務（渉外）		
救護・救急医療		
連絡調整		
書類等搬出		
避難誘導		
安否確認		
救　出		
消　火		
計　時		
人数集約		
安全確認（避難誘導）		
安全確認（避難後尾）		
避難が困難な児童生徒対応		

②　設備担当

役　　割	担当者名	備　　考
緊急地震速報		
防火戸		
防火シャッター（降下）		
防火シャッター（復帰）		
消火器		
消火栓		
救助袋		
避難はしご		
非常階段		
非常扉（開閉）		

（５）訓練実施

時刻	段階	教職員の行動	児童生徒の行動	その他
9：50	事前準備・事前指導	・使用する準備品の事前確認 【　　・　　・　　】 ・使用する防災設備の確認 警報機器【　　】 緊急地震速報【　　・　　】 防火戸【　　・　　】 防火シャッター【　　・　　】 消火器・消火栓【　　・　　】 救助袋【　　・　　】 避難はしご【　　・　　】 非常階段・非常扉【　　・　　】	事前指導 ・訓練のねらい ・避難経路 ・避難の際の注意事項	
10：00	第１段階	想定 ①震度：　　、②火元：　　、③負傷者：　　名、 **災　害　発　生** ・緊急放送で全校に合図【　　】 ・発災場所、避難方法を放送で指示【　　】 「 」 ・安全確保の指示 「 」 ・出入り口確保【　　・　　】 ・初期消火【　　・　　】	・放送をよく聞く ・避難行動 ・	

10：01	第2段階	・避難準備の指示 ・避難経路の指示 ・集合場所の指示 ・本部設置【　　・　　】	・教室で待機 ・防災ヘルメット・防災頭巾 ・ハンカチ・タオル	
		避　難　開　始		
		【教室内待機の場合】 ・けが人の確認・人員点呼 ・情報の共有	・余震の都度、机の下等に避難	
		【校庭等への避難の場合】 ・避難経路図を通って避難開始 →　避難経路図を添付 ・けが人の確認・人員点呼 ・情報の共有 ・本部旗【　　】 ・救護旗【　　】 ・集合状況確認【　　・　　】 ・集合時間確認【　　・　　】 ・本部長への報告【　　】 ・児童生徒への事後指導【　　】	・教職員の指示に従い、速やかに避難を開始する ・避難した学級から、真ん中へ詰めて整列 ・静かに事後指導を聞く	
		（津波警報の発令等を想定する場合）		
		二　次　避　難　開　始（避難先：　　）		
		・高台など、あらかじめ決めている二次避難場所に移動させる（水平避難） ・水平避難が困難な場合は、校舎３階以上等に避難させる（垂直避難） ・状況に応じて、一次避難＝直接上階への避難も想定される ・本部旗【　　】 ・救護旗【　　】 ・集合場所での人員点呼		

		・集合状況確認【　　・　　】 ・集合時間確認【　　・　　】 ・本部長への報告【　　】 ・児童生徒への事後指導【　　】		
10：20	第3段階	**訓　練　終　了** ・児童生徒の教室への戻りを指示 （○年　→　○年　・・・　○年　→　○年） ・教室での行動を指示 ・		
10：30	第4段階	**設　備　原　状　復　帰** ・使用した防災設備等の原状復帰は、必ず、児童生徒が教室に戻った後に行う。 緊急地震速報【　　・　　】 防火戸【　　・　　】 防火シャッター【　　・　　】 消火器・消火栓【　　・　　】 救助袋【　　・　　】 避難はしご【　　・　　】 非常階段・非常扉【　　・　　】		

（６）事後指導

職員会議（事後確認・反省会）	
実施日時	年　月　日　：　～　：
欠席者と共有方法	
評価（“ねらい”の達成度）	
○	
○	
○	
次回訓練への申送事項	
○	
○	
○	

第２章　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第１節　南海トラフ地震に関連する情報の発表

１　「南海トラフ地震に関連する情報」について

南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表される。

また、気象庁では「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表することとしている。

（１）「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の２種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。 ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

２　異常な現象に伴う防災対応

（１）気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード６．８程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。当該評価結果が、以下の３つのケースのいずれかに該

当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

異常な現象に対する評価	発表される情報
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ゆっくりすべりケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成 31 年３月、内閣府）】

（２）臨時情報に対応した配備体制（本市の対応）

ア　市内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たる。

イ　市内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、次表に定める体制のとおり、各区局必要な人員が配備される。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	通常体制にて情報収集の実施
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	市・区災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	市・区警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	通常体制

３　基本的対応について（概要）

横浜市防災計画では南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、実施する防災対応の基本方針が定められている。

そのため、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の学校の対応について、次のように定める。学校においては、必要に応じ、登下校対応マニュアルや災害発生時対応マニュアル等の修正を行うこととする。

なお、今後発表される「南海トラフ地震に関連する情報」の発表による、自動的「全市一斉休校」はない。

〈学校の対応について〉

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

条件	教育委員会の対応	学校の対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【連絡体制強化】 国や県からの情報を各学校に提供	・通常通り ・情報の収集 ・地域防災拠点開設に向けて施設の点検等の準備 ・教職員の動員はなし
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）	【警戒体制】 ・国や県からの情報を各学校に提供 ・状況によっては、教育委員会が「全市一斉休校」を判断し、各学校へ通知	・原則、通常通り。ただし、情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制を確保 ・「全市一斉休校」の指示があった場合は休校。指示がない場合でも、情報の切迫度、地域等の危険度により、各学校・中学校ブロック等で登下校の見合わせ等の判断 ・地域防災拠点開設について区役所から連絡があった場合は、校長・副校長が動員。状況に応じて体制の拡大縮小を検討

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合
　通常通りとする。

(3) 教育委員会事務局への報告
　「南海トラフ地震臨時情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、様式１を作成して、教育委員会事務局に報告する。

【参考】巨大地震警戒対応における情報の流れイメージ

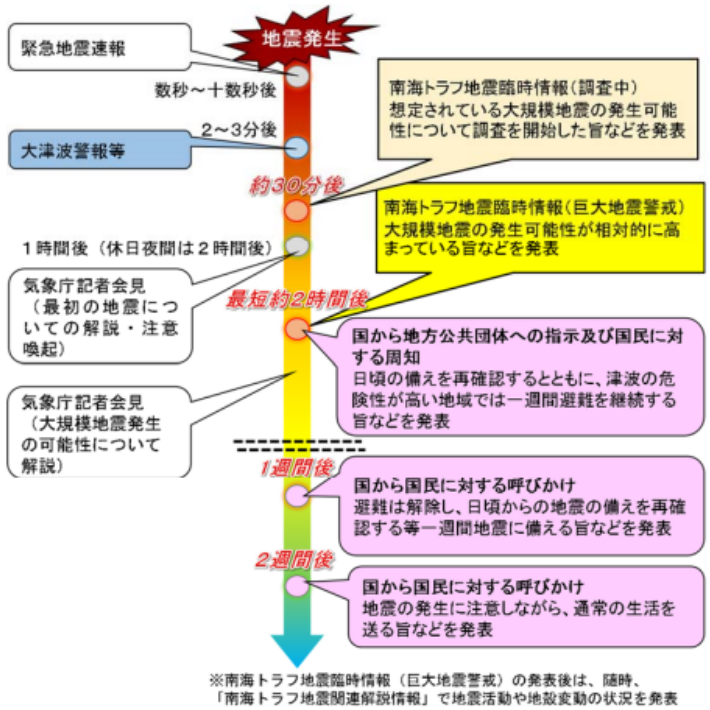

出典：南海トラフ地震の多様な発生携帯に備えた防災対応検討ガイドライン（令和３年５月、内閣府）

提出先　　（様式１）

方面事務所・課	電子メール	FAX	TEL
□東部学校教育事務所	ky-tobu@city.yokohama.lg.jp	（411）0613	（411）0608
□西部学校教育事務所	ky-seibu@city.yokohama.lg.jp	（336）3765	（336）3743
□南部学校教育事務所	ky-nambu@city.yokohama.lg.jp	（843）6358	（843）6408
□北部学校教育事務所	ky-hokubu@city.yokohama.lg.jp	（944）5954	（944）5979
□高校教育課	ky-koko@city.yokohama.lg.jp	（640）1866	（671）3272
□特別支援教育課	ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp	（663）1831	（671）3958

※　提出課にレ点　　※　TEL の場合は、以下の事項について口頭で報告する

南海トラフ地震臨時情報（ 調査中 ・ 巨大地震警戒 ・ 巨大地震注意・調査終了 ）

への対応状況報告書

区	学校	記入者氏名

年　月　日	午前 ・ 午後　時　分現在

学校災害対策本部設置状況		設置済　・　未設置			
児童生徒の状況 ※その他は、欠席等で学校の管理下でない児童生徒等の数	学年	在　籍	保　護	下　校	その他
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	合計				

保護した児童生徒等の状況（具体的理由等）

学校と地域・住民等との状況（避難者対応等）

第３章　大規模地震が発生した場合の学校の初期対応

第１節　大規模地震が発生した場合の初期対応

１　大規模地震の定義

本節で取り上げる大規模地震は、次のとおり定義する。

震災時における教職員の動員体制の自動参集の基準である、

「市域のいずれかで、震度５強以上の地震が観測されたとき」

※　注意
自校の区や地域が震度５強以上の地震でない場合でも、横浜市内のどこか１地点でも震度５強が観測されれば、全校で大規模地震が発生した場合の初期対応を行う。

２　震度及び津波情報等の情報収集

大規模地震発生時には、**テレビ・ラジオ等で**震度速報や津波情報が放送される（広範囲に及ぶ大規模地震の場合、横浜市内の震度が速報されないこともある）ので、**速やかに情報収集する。**

学校では、緊急地震速報受信端末が放送設備と連動しており、あらかじめ設定している周波数帯の放送局から放送される内容を続けて放送するなど、適宜活用する。

また、職員安否・参集システムにより、安否の確認、参集状況の把握を行う。

なお、停電することを想定して、乾電池で稼働する携帯型ラジオ等を常備する。

３　津波への対応

東日本大震災では、これまでの想定を上回る大規模な津波が発生し、児童生徒をはじめとする多くの尊い命が奪われた。本計画においても、これらの教訓を踏まえ、避難対象区域内の学校においては、以下の内容を参考に、**津波への対応を学校防災計画へ記載し、計画に基づき訓練を実施することとする。**

（１）避難対象区域

避難対象区域は、神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波による浸水予測区域と、さらに河川遡上による影響を詳細に把握するため、市が実施した検証において浸水の可能性があるとした区域を合わせた区域とする。

避難対象区域が含まれる町丁一覧

鶴見区			
朝日町１・２丁目	岸谷１・４丁目	大黒町	平安町２丁目
安善町１・２丁目	栄町通１～３丁目	大東町	弁天町
潮田町３・４丁目	汐入町１～３丁目	鶴見中央二～五丁目	本町通２～４丁目
扇島	下野谷町２～４丁目	仲通１～３丁目	向井町３・４丁目
小野町	末広町１・２丁目	生麦一～五丁目	
寛政町	大黒ふ頭	浜町１・２丁目	
神奈川区			
青木町	神之木町	台町	東神奈川一･二丁目
出田町	金港町	宝町	広台太田町
入江一･二丁目	幸ケ谷	反町１丁目	二ツ谷町
浦島町	子安台一丁目	千若町１～３丁目	星野町
恵比須町	子安通１～３丁目	鶴屋町１～３丁目	瑞穂町
大口通	栄町	七島町	守屋町１～４丁目
大野町	新浦島町１・２丁目	西神奈川一丁目	山内町
神奈川一･二丁目	新町	西寺尾２丁目	
神奈川本町	鈴繁町	橋本町１～３丁目	
西区			
岡野一･二丁目	高島１・２丁目	浜松町	南幸一･二丁目
北幸一･二丁目	中央１・２丁目	平沼一･二丁目	南浅間町
楠町	戸部本町	みなとみらい一･二･	
桜木町４～６丁目	西平沼町	五･六丁目	
浅間町１～５丁目	花咲町４～６丁目		
中区			
相生町１～６丁目	桜木町１～３丁目	万代町１～３丁目	真砂町１～４丁目
曙町１～５丁目	新港一･二丁目	日ノ出町１・２丁目	松影町２～４丁目
石川町１～５丁目	新山下一～三丁目	福富町仲通	港町１～６丁目
伊勢佐木町１～７丁目	末広町１～３丁目	福富町西通	南仲通１～５丁目
内田町	末吉町１～４丁目	福富町東通	南本牧
扇町１～３丁目	住吉町１～６丁目	富士見町	宮川町１・２丁目
太田町１～６丁目	千歳町	不老町１～３丁目	三吉町
翁町１・２丁目	千鳥町	蓬莱町１～３丁目	元浜町１～４丁目
尾上町１～６丁目	長者町１～９丁目	弁天通１～６丁目	元町３～５丁目
海岸通１～５丁目	豊浦町	本町１～６丁目	山下町
かもめ町	常盤町１～６丁目	本牧三之谷	山田町
北方町２丁目	錦町	本牧十二天	山吹町
北仲通１～６丁目	日本大通	本牧町２丁目	弥生町１～５丁目
黄金町１・２丁目	根岸町１～３丁目	本牧原	横浜公園
寿町１丁目	野毛町１・２丁目	本牧ふ頭	吉田町
小港町１～３丁目	羽衣町１～３丁目	本牧宮原	吉浜町
	花咲町１～３丁目	本牧元町	若葉町１～３丁目
南区			
井土ケ谷下町	宿町１・２丁目	東蒔田町	南吉田町１～５丁目
浦舟町１～５丁目	新川町１～５丁目	二葉町１～４丁目	宮元町１・２丁目
永楽町１・２丁目	高砂町１～３丁目	堀ノ内町１丁目	睦町１・２丁目
共進町１・２丁目	高根町１～４丁目	前里町３・４丁目	吉野町１～５丁目
山王町１～５丁目	中村町１～５丁目	真金町１・２丁目	
白金町１・２丁目	花之木町１・２丁目	万世町１・２丁目	
白妙町１～５丁目	日枝町１～５丁目	南太田一･二丁目	

保土ケ谷区			
岩間町１丁目	天王町１・２丁目	西久保町	
磯子区			
磯子一･二･三･六･七丁目 鳳町 上町 坂下町 下町	新磯子町 新杉田町 新中原町 新森町 杉田一･四･五丁目 滝頭三丁目	中浜町 中原一･二丁目 西町 馬場町 原町 東町	久木町 丸山一･二丁目 森一～三丁目
金沢区			
海の公園 大川 乙舳町 金沢町 釜利谷東一･二･六丁目 幸浦一･二丁目 寺前一･二丁目	柴町 昭和町 白帆 洲崎町 瀬戸 大道一･二丁目 泥亀一･二丁目	富岡東一･二･四･六丁目 鳥浜町 並木一･二丁目 野島町 八景島 平潟町	福浦一～三丁目 町屋町 六浦一～五丁目 六浦東一･二丁目 六浦南一丁目 谷津町 柳町

（２）避難方法等

◎あらかじめ、学校周辺で、避難が可能な、学校の最上階よりも高い場所（標高５ｍ以上）を避難場所として設定すること。

・校内で火災の発生やガス漏れ等がある場合には、校内に留まることがかえって被害を拡大する恐れがある。

※　学校周辺でそのような場所がない場合には、この限りではない。

◎また、学校内でも、３階以上の高い場所（屋上・最上階等）を避難場所として設定すること。

※　学校の床高は、２階の床高は 3.5m、３階の床高は 7m、４階の床高は 10m が基本となっている。

◎避難は、校庭等に集合せず、直接速やかに避難場所まで避難する。点呼は、安全な場所に避難してから行う。

・また、登下校時の発災に備え、通学路周辺の、避難が可能な学校の最上階よりも高い場所（標高 5m 以上）や堅牢な建物（４階建て以上の鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の３階以上を目安に）についても確認をしておくこと。(※1)

・避難完了後には、津波警報又は大津波警報の解除に関する情報収集を行うこと。

(※1)「津波からの避難に関するガイドライン」の骨子の浸水想定については、
神奈川県ホームページ　津波浸水予測図（慶長型地震）を参照
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f532320/p892748.html

（３）避難を行う基準

避難を行う基準を次のとおりとする。

津波予報区「東京湾内湾」に

津波警報又は、大津波警報が発表された場合

ア　津波警報等の分類及び発表される津波の高さ

警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値表現 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の発表の場合
大津波警報 （「特別警報」に位置づけ）	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想高さ） 10m（５＜予想高さ≦10m） ５ｍ（３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2m≦予想高さ≦１ｍ）	（表記しない）

イ　津波予報区

東京湾内湾とは…

千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る）

東京都（特別区に限る）

神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る）

（４）地域防災拠点の代替施設の運用

津波警報が解除された後、地域防災拠点運営委員会は、地域防災拠点の被害状況を確認し、当該地域防災拠点が使用不能だと認められる場合は、区災害対策本部と協議のうえ、津波代替施設を使用する。

（５）津波代替拠点

平成 24 年３月に神奈川県が公表した新たな津波浸水予測図によると、一部の地域防災拠点が、津波被害により使用できない可能性が生じる。このため、現在、地域防災拠点として未指定の市立中学校、市立高校などを津波代替拠点として指定し、震災時の避難場所を確保する。

＜津波代替拠点使用の流れ＞

① 地震が発生し、津波警報又は大津波警報が発表された場合、あらかじめ避難場所に設定した高い場所へ避難する。
② 津波警報及び大津波警報が解除された場合、地域防災拠点の被害等を確認
③ 確認の結果、地域防災拠点が使用不能の場合、地域防災拠点運営委員会は、区災害対策本部と協議のうえ、「津波代替拠点」への移動を検討し、「津波代替拠点」を使用する。

※ なお、被害等を確認した結果、地域防災拠点が使用可能な場合や津波警報又は大津波警報が発表されない場合は、地域防災拠点を使用する。

４　学校災害対策本部の設置

次の場合、学校は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行う。

- 市域のいずれかで、震度５強以上の地震が観測されたとき
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

そのため、あらかじめ震災時における動員体制を教職員全員が理解し、組織的な対応が図れるように準備しておく。

学校長は、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずることとなる。その際、定められた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

（１）学校長は、児童生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、学校長を本部長とし、全教職員の役割分担を決める。

（２）班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編成する。

また、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから、弾力的に編成する。

（３）班の編成については、核となる担当者を定め、あとは臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。

また、職員は、震度５強の地震が起こった場合、全員が所属する学校に参集するが、出張等で不在の場合、夜間・休日等で教職員の参集に時間がかかっている場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。

（４）住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点として指定されている学校はもとより、指定されていない学校であっても、避難者（帰宅困難者も含めた）が来ることも想定して準備しておく。

（５）教育再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが、発災後３日程度経過した後に準備を始めることが想定されるが、特に班を編成するのではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。

（６）日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

（７）地域防災拠点運営委員会においても、学校長は委員を兼ねている。

また、地域防災拠点運営委員会には、「学校再開準備班」があり、震災時には、教職員も代表者が参加することになっている。（⇒本章第４節８（84 ページ）参照）

学校災害対策本部の組織（例）

総括本部 本部長 （学校長）	○　学校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。 ○　各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○　被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など児童生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○　非常持ち出し書類等を搬出。 ○　報道関係等の対応。

避難誘導・ 安否確認班	○　地震の揺れが収まった直後、直ちに活動を開始し、児童生徒の安全確保、児童生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第一次避難場所（津波が想定される場合は、あらかじめ定められた場所）への避難誘導を行う。 ○　クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○　安全確認した児童等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○　就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童生徒、教職員の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○　この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 ○　児童生徒の保護者への引渡しを安全・確実に実施する。 ○　引き渡す相手が児童生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのかの記録が必要である。

消火・ 安全点検班	○　学校用務員や学校給食調理員等を中心に組織する。 ○　火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○　校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○　二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。

救出・ 救急医療班	○　養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○　建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○　避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、病院など専門医療機関への搬送を行う。

［時点・状況の変化により適宜編制］

住民対応・ 避難場所支援班 （連絡調整者）	○　学校が避難場所となった場合、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、地域防災拠点運営委員会等との連携を図り、必要な支援を行う。

５　児童生徒の預かり、引渡しの対応

大規模地震（「市域のいずれかで、震度５強以上の地震が観測されたとき」）発生の際は、直ちに授業を打ち切り、次のとおりとする。

児童生徒の預かり、引渡しについて

○　小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととする。

○　高等学校

あらかじめ保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととする。

ただし、通学路の被害状況、発災時間等により、生徒が安全に下校できないと判断される場合は保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）。

※　預かり、引渡しの例外

あらかじめ各保護者や地域等との取り決めにより、方面別の集団下校等、児童生徒を安全に下校させる取り決め等が交わされている場合はこの限りではない。

家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要。

（文科省：学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引きＰ26 より）

（１）大規模地震にあたらない地震発生時の対応

本計画で定義している大規模地震にあたらない地震（市域のいずれの場所でも、震度５弱以下の地震であった場合）の対応については、学校長が適切に判断することとする。

ただし、（２）のように預かり、引渡しが必要となる場合もあることに留意する。

また、学校で預かる（留め置く）際や集団下校させる際は、事前に保護者へ周知すること。

（２）その他預かり、引渡しの対応が必要となる事象

大規模地震にあたらない地震発生時においても、次のような場合は、大規模地震発生時と同様の対応を行うこととする。

① 自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合
※ 対象の路線をどの路線とするかは各校の判断とし、各校が策定する学校防災計画内に記載することとする。
② 学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合
※ 保護者が留守の家に児童生徒を帰宅させることは、かえって危険である。大きな余震があって家が倒壊することも考えられる。

（３）大規模地震発生時の対応についての保護者への周知

大規模地震発生時には、通信手段が不通となることが想定されるため、日頃から保護者に対して、預かり、引渡しの対応等について学校教育説明会や懇談会、学校だより等を通じて繰り返し周知しておく。

（４）児童生徒引渡し・緊急時連絡カードの作成

ア　引渡しカードの作成と活用

震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童生徒の引渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引渡しカードを毎年作成し、その活用方策について具体的に協議しておくこと。

イ　連絡手段の確立

非常時において児童生徒の引渡しに関して保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話・携帯電話・メール等）を整えておくこと。

【参考】児童生徒引渡し・緊急時連絡カード（例）

児童生徒氏名		性別		学年 学級	年　　組
住　所					
保護者氏名		関係		電話	
保護者 緊急時連絡先	電話・携帯電話　　（　　） 携帯メールアドレス　（　　）				
引渡し場所 （避難場所）					
保護者以外の 引き取り者※			本人との関係		
引渡し日時	月　　日　　時　　分		教職員名		
特記事項	※　預かり、引渡しの個別対応等がある場合に記載				

※P40 に記載のとおり、保護者が学校に引き取りに来るまで、学校で預かる（留め置く）ことが原則です。家庭の状況により、保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、学校に留め置くことを基本に、保護者及び引き取り者との事前協議・確認が必要です。

【参考】引渡しまでの流れ

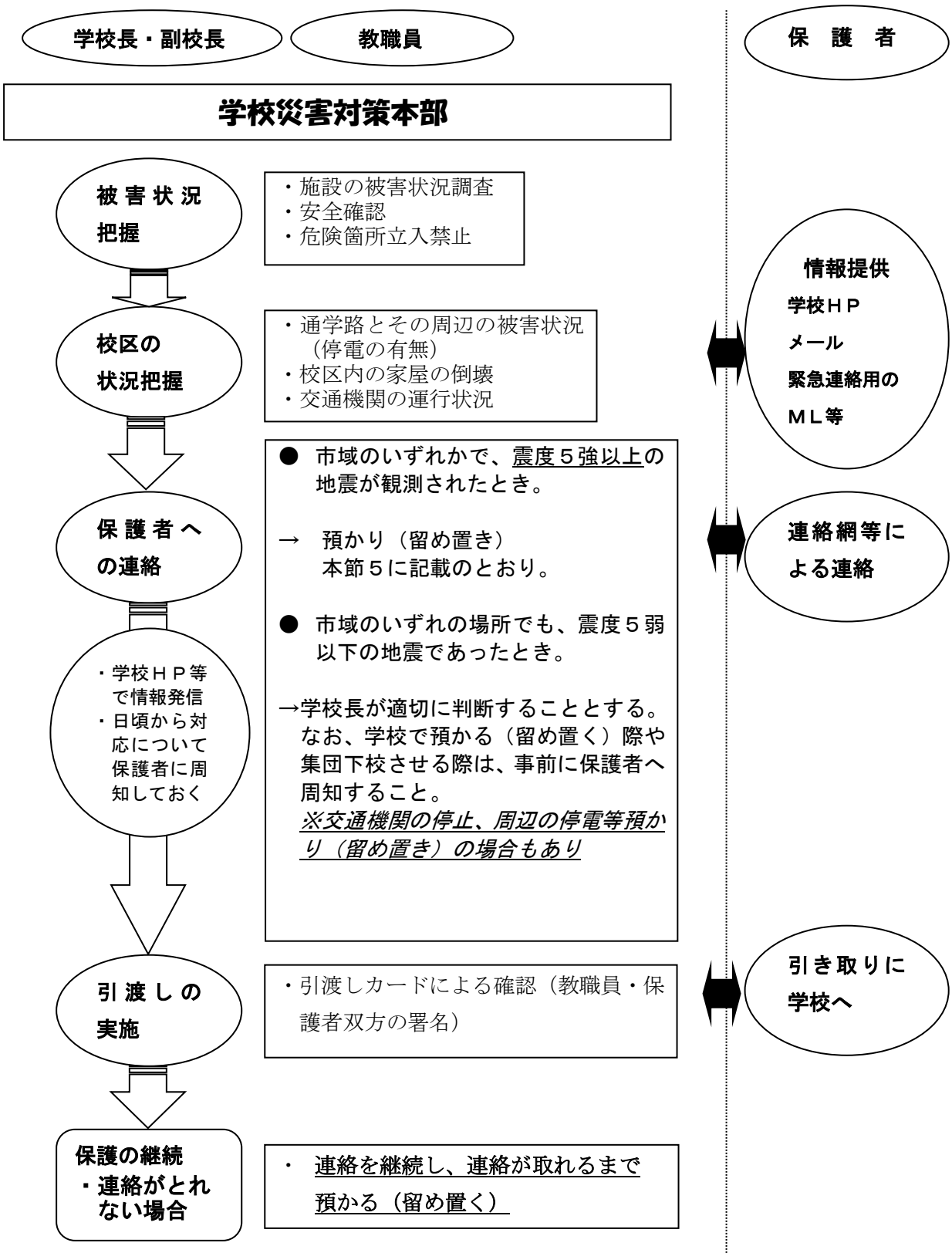

【留意点】
・引渡した教職員、引き取った保護者が共にカードに確認の署名を行う。
・保護者の迎えが遅くなっている児童生徒の精神的ケアに努める。

６　預かり（留め置き）を行った児童生徒の保護体制

（１）小・中・義務教育学校における対応

ア　保護者が児童生徒を引き取りに来るまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が１人は側に付き沿い、児童生徒に安心感を与える。

イ　自宅に家族が不在の場合は、引取りに来るまで、繰り返し、勤務先や緊急連絡先に電話する。

（２）特別支援学校における対応

ア　児童生徒の保護が必要な場合については、次のような場面が想定される。

（ア）児童生徒の自宅が重大な被害を受け、帰宅させることが困難な場合。

（イ）交通機関や道路状況により、スクールバス、自家用車、各交通機関の運行が不能で、児童生徒が帰宅することが困難な場合。

イ　児童生徒を保護者にできる限り早急に引渡しが可能になるよう連絡要請を行う。しかし、なお、引渡しができないときは、学校において保護を継続する。

ウ　医療的ケアが必要な児童生徒について、区災害対策本部等を通じて、近隣の病院へ協力要請を行う。

エ　児童生徒の状態から、学校内保護では対応できない場合、区災害対策本部等と連携し、病院への搬送を行う。

オ　被災状況によっては、保護者が引渡しのために登校するまで時間を要し、数時間から翌日に及ぶ場合も十分に予測される。また、迎えに来ることができたが、帰宅させることが困難となった場合は、学校内で児童生徒とともに保護者の一時保護対応を行う。

（３）非常用食料等の自主的備蓄の必要性

学校周辺の被害が甚大な場合には、児童生徒をそのまま帰宅させることが、非常に危険と判断しなければならない状況もありうる。また、保護者が交通機関の状況で帰宅困難者になることも予想される。そのような場合には、学校で保護者が迎えに来るまで、多くの児童生徒を保護しなければならないことも想定される。

そのような場合を想定して、あらかじめ学校において、一定の非常用の食料等を自主的に備蓄しておくことも必要となる。

特に、高等学校や、特別支援学校では、その必要性が高くなる。特別支援学校では、児童生徒及び教職員の３日分の非常食等を備蓄準備する。

７　大規模地震発生時の保護者等への積極的な情報発信

音声通話や電子メール不通時においても、ｗｅｂ閲覧は可能であることも多い。保護者への連絡がつかない場合でも、次に掲げるツール等を利用し、学校側から積極的に保護者等に対して情報発信を行うこと。

大規模地震発生時は、学校ホームページ又はメール等を通じて、児童生徒の預かり状況や引渡しについての情報を発信することを、予め保護者に対して伝えておくことで、音声通話や電子メール不通時においても保護者側から子どもの状況を知ることが可能となり、保護者の不安を取り除くことができる。

（１）学校ホームページの活用

学校ホームページを活用し、預かり状況等を情報発信する。その際、ｗｅｂの利点でもある画像等の掲載（個人情報等には十分配慮した上で）等を併せて利用し、発信情報の充実に努めること。

ホームページの作成については、教職員の中からホームページ作成担当者（事務局の所定の研修を受けた方の中から担当していただく）を決め、発災時は作成担当が情報発信を行う。

なお、作成担当は事務局で実施するｗｅｂページ作成研修を受講し、スキルアップを図るとともに、事務局側でも研修の機会の充実等の支援を行う。

（２）緊急連絡用メーリングリストの活用

不審者情報等の発信用として、特に小学校において普及している緊急連絡用メーリングリストを利用して、預かり状況等の情報発信を行う。

メーリングリストを利用していない学校においても、導入を検討し活用していくこと。

８　大規模地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段　階	班	各班の事務分掌と主な動き等
地震発生 ↓ 保護者への引渡し	総括本部	○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品を搬出 ○教育委員会事務局等との連絡調整 学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、 緊急活動の日誌、トランシーバー、携帯電話
	避難誘導・ 安否確認班	○児童生徒の安全確保、避難誘導、人員確認、 ○児童生徒、教職員の安否確認 ○行方不明者の捜索 ○保護者への児童生徒の引渡し ○保護者の迎えがない児童生徒の保護 ・揺れがおさまった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・行方不明の児童生徒・教職員を総括本部に報告 ・児童生徒の引渡場所を指定 ・保護者や後見人が到着すると身元確認・引渡、 クラスの出席簿、児童生徒引渡しカード 集合場所のクラス配置図
	消火・ 安全点検班	○初期消火活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 ・施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 消火器、ヘルメット、手袋、道具セット 公共設備や建物、敷地損害調査リスト
	救出・ 救急医療班	○負傷者の救出 ○負傷者の応急手当、病院への搬送 ・職員２人１組のチームで、特定の区域の負傷者の救出・救命 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・医療援助が必要か判断 ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、防塵マスク、 トランシーバー、担架、毛布、かなてこ
	住民対応・ 避難場所支援班 （連絡調整者）	○避難住民の誘導 ○避難場所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当 ○地震発生直後の初動対応（連絡調整者） ・教育委員会事務局、区災害対策本部、 地域防災拠点運営委員会との連絡調整

段　階	班	各班の事務分掌と主な動き等
引渡し後 ⇩	**住民対応・ 避難場所支援班**	○避難場所運営の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
３日目	教育再開のための 準備活動	○学校施設設備の安全点検 ○児童生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応
４日目 以降	教育再開のための 準備活動	○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約 ○学習の場の確保（学校間、他機関等との連携） ○児童生徒の安否及び避難先の確認、名簿作成 ○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ 救援依頼、配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催 ○応急教育計画の作成 ○児童生徒の転出入事務
７日目 まで	学校再開準備班	○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整

９　学校と地域防災拠点、教育委員会事務局、区本部との関係

学校は、震災時には、地域防災拠点運営委員会の構成メンバーともなり、学校と地域防災拠点運営委員会、区災害対策本部、教育委員会事務局が連携・協働して災害対応にあたる。

区本部との連絡は主に行政職員（拠点担当）が行うが、参集が間に合わない場合など、運営委員として学校長等は区災害対策本部と連絡を行うこともありうる。災害時には、教育委員会事務局との連絡、区災害対策本部との連絡が錯綜しないよう、あらかじめ役割を確認しておくなど、情報の整理や発信先に留意すること。

また、教育委員会事務局においても、各区災害対策本部との相互の連携を密にとれるようできる限りの配慮を行う。

なお、学校と学校教育事務所・教育委員会事務局、地域防災拠点運営委員会と区災害対策本部との主な連絡調整の項目は次のとおり。

（１）学校と学校教育事務所・教育委員会事務局

①児童生徒・教職員の安否確認、②学校施設の被害状況の把握と応急復旧対策、③応急教育施設の対策、④教材・学用品等の調達支給、⑤学校給食、⑥応急教育計画、⑦心のケア、⑧その他学校教育の再開に関することなど、学校教育に関する全般的事項。

（２）地域防災拠点運営委員会と区災害対策本部

①被害情報等の連絡、②避難場所の開設・運営支援に関すること、④避難場所の安全性確保など、災害緊急対応・避難者対応に関する事項、⑤区災害対策本部長が必要と認める事項。

（図）学校と地域防災拠点、教育委員会事務局、区本部との関係

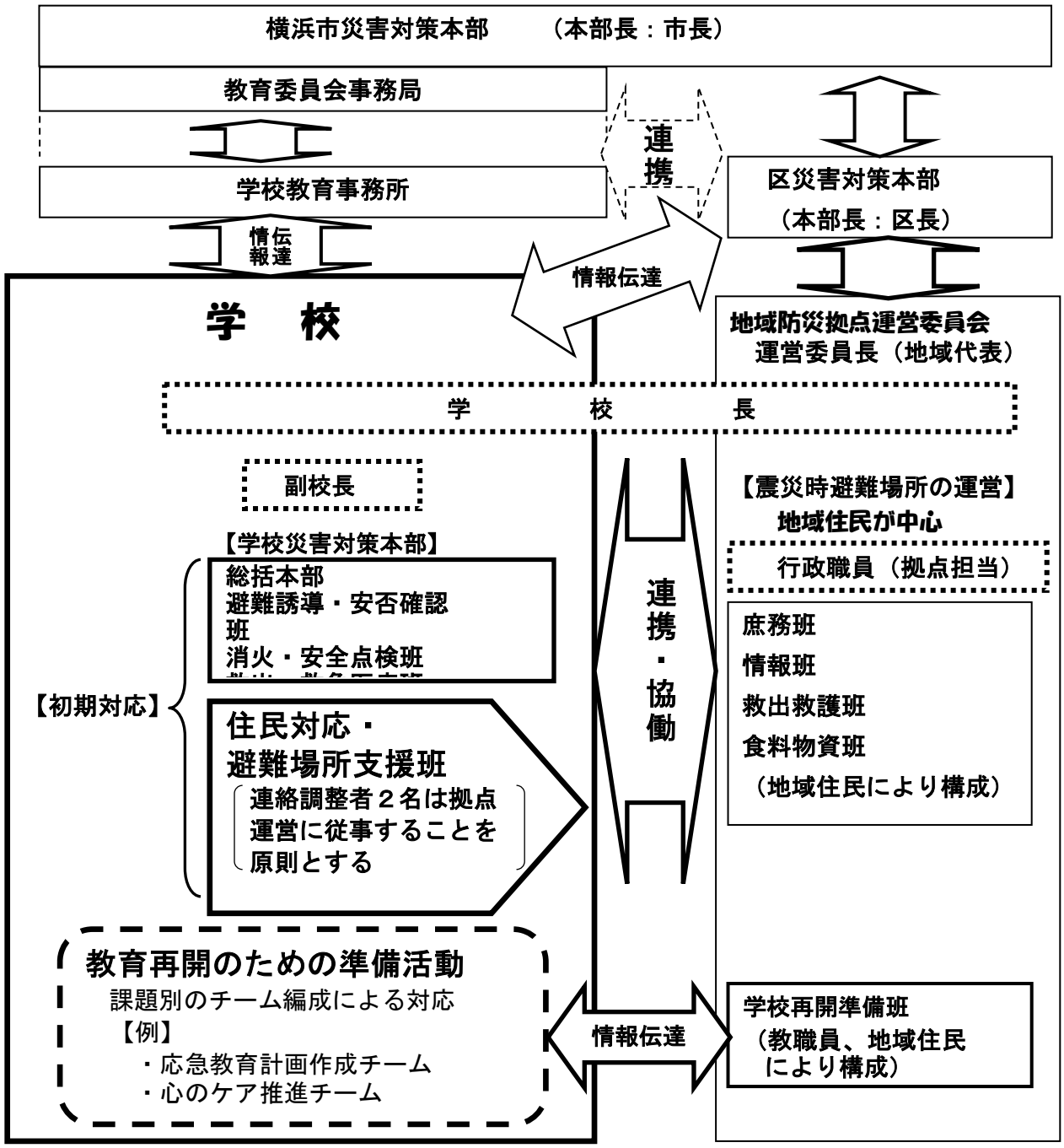

【参考】地域防災拠点運営委員会における役割

区　分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難場所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理など
行　政	地域防災拠点の開設、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学　校	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営支援など ※　その他、初期段階での情報の受伝達、物資の保管場所の案内等

１０　教育委員会事務局への報告

（１）情報伝達・集約の基本的な考え方

・情報は「教育委員会事務局内　災害対策本部」（以下、「災害対策本部」）に集約し、発信内容の精査、連絡調整の一本化を図る。

・学校への情報伝達、学校からの情報収集は、原則として、小・中・義務教育学校は各学校教育事務所・学校経営支援課、高等学校は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育課を経由して連絡を行う。

・ただし、緊急情報等、災害対策本部から、直接各校に伝達した方がよい情報は、この限りではない。その場合は、内容を各方面学校教育事務所に必ず伝達する。

（２）報告様式

各学校は、地震発生時には、教育委員会事務局関係各課に、以下の様式により報告を行う。

(1)　様式２「被害状況等の報告（地震発生時)」学校災害対策本部設置後速やかに報告

(2)　様式３「被害状況詳細報告」教育委員会事務局からの指示に応じ報告。

(3)　様式４「学校教育活動再開見通し報告」教育委員会事務局からの指示に応じ報告。

【学校から教育委員会事務局に連絡を行う場合の流れ】

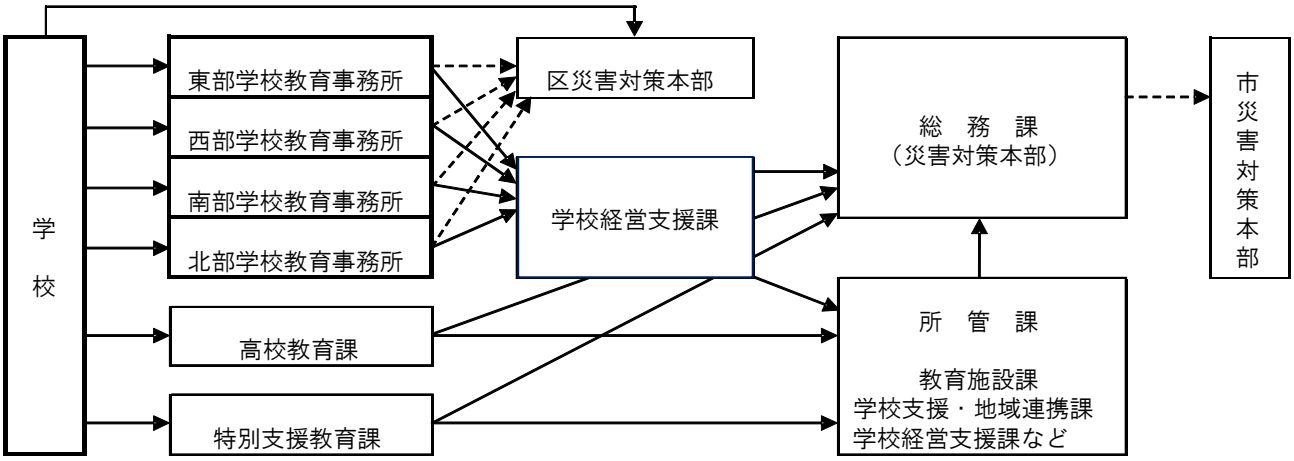

【緊急情報等の学校への連絡の流れ】

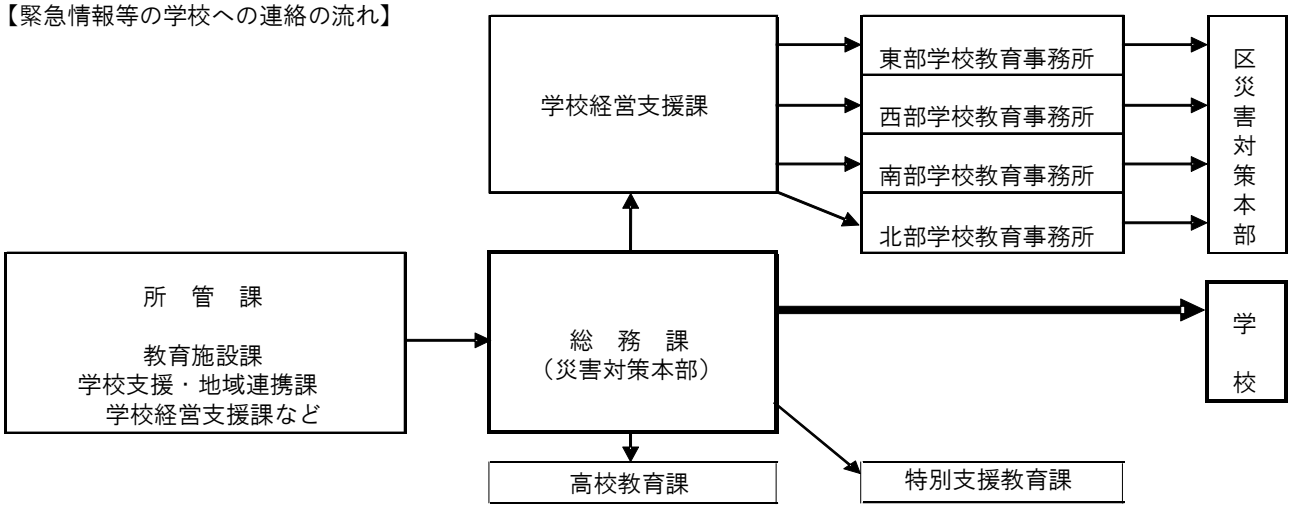

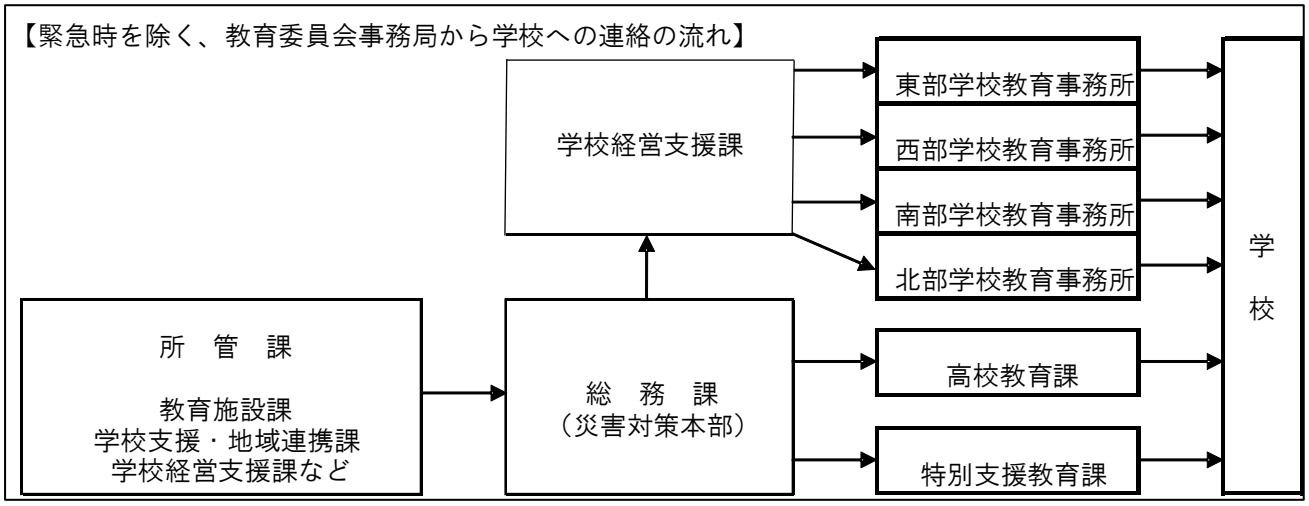

（３）情報伝達手段の確保

非常時における情報伝達手段については、通信インフラの信頼性（停電時の対応）及び災害対策本部における情報集約の迅速性を踏まえて、次の優先順位で情報伝達を行うこととする。

なお、相手方の停電を想定し情報伝達を行う際は、複数の手段を併用して行う。

①「YCAN 学校便利帳」の簡易集計システムを利用する。

②「YCAN 学校便利帳」のサーバーが不通になった際は「電子メール」を利用する。

※①②における簡易集計システムのリンク先及び電子メール用の各様式については、「学校便利帳＜マニュアル・様式＞ →総務（防犯・防災）→防犯・防災関係」からあらかじめダウンロードしておく。

③横浜市庁内ネットワークシステム不通になった場合は、「ＦＡＸ」を利用する。

④停電時には、①～③が利用できなくなるため、電気を必要としない固定電話（電源を必要としない電話機）を利用する。

⑤学校付近にある公衆電話を利用する。（停電時はテレホンカードが使用できないため、小銭を用意）日頃から付近の公衆電話の設置位置を確認しておく。

⑥防災デジタル無線電話機（地域防災拠点校のみ）を利用する。（ただし、回線混雑を避けるため、教育委員会事務局や区役所の事務用電話機にかけること）

⑦防災デジタル無線電話機未設置校は、近接する防災デジタル無線電話機設置校に向かい、そこから情報伝達及び情報収集を行う。（災害時用に自転車等を常備しておくと役立つ）

⑧また、必要に応じて携帯電話及びＩＰ電話等を利用する。

【参考】横浜市アマチュア無線非常通信協力会の活動

同会は市内のアマチュア無線の資格を有する者の中から、ボランティアで災害時に、アマチュア無線の電波を利用し非常通信を行う組織で、各区に支部が設けられている。

震度５強以上の地震が発生し、公共通信手段が使用不能となった場合は、会員が区災害対策本部（区役所）及び各地域防災拠点に参集し、無線設備の設置及び非常通信を行うこととなっている。（なお、無線設備等は各区役所、各拠点に備えられている）

会員の参集状況により、運用できない場合も考えられるが、非常の際の情報発信・収集を行う一つの手段となる。

提出先　　（様式２）

方面事務所・課	電子メール	FAX	TEL
□東部学校教育事務所	ky-tobu@city.yokohama.lg.jp	（411）0613	（411）0608
□西部学校教育事務所	ky-seibu@city.yokohama.lg.jp	（336）3765	（336）3743
□南部学校教育事務所	ky-nambu@city.yokohama.lg.jp	（843）6358	（843）6408
□北部学校教育事務所	ky-hokubu@city.yokohama.lg.jp	（944）5954	（944）5979
□高校教育課	ky-koko@city.yokohama.lg.jp	（640）1866	（671）3272
□特別支援教育課	ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp	（663）1831	（671）3958

※　提出課にレ点　　※　TEL の場合は、以下の事項について口頭で報告する

被害状況等の報告（地震発生時）

区	学校	記入者氏名

年　　月　　日	午前 ・ 午後　　時　　分現在

在籍児童生徒数	名	欠席児童生徒数	名
在籍教職員数 （臨任・非常勤含む）	名	欠席教職員数 （臨任・非常勤含む）	名

被害の有無　　あり　・　なし　　（被害ありの場合は、下記の欄に記入する）

被害状況		教職員	児童生徒
	死亡者		
	重傷者数		
	軽症者数		

※　該当する欄に人数を記載する

被害施設状況		校舎	体育館	校庭
	小　破			
	中　破			
	大　破			

※　該当する欄に「○」を記載する

第２節　様々な場面において大規模地震が発生した場合の対応行動

１　授業中

安全確保

教職員

○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
　→　**的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など**
○使用している火気の消火、出口の確保に努める。
　〈大きな揺れが収まったら〉　○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。
　　○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童生徒

○机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。
○体育館では、できるだけ中央に避難する。
　（ただし、水銀灯の設置場所など天井の状況による。）
○グラウンドにいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、
　グラウンド中央に避難する。
　〈大きな揺れが収まったら〉　○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

教職員

○児童生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に十分留意する。
○火災場所及びその上層階の児童生徒の避難を優先する。
○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。
○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
○児童生徒の不安の緩和に努める。
○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
　→　**的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」**
○校内にいる人員を把握する。
○負傷者の有無を確認する。
○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所に移動する。
○震度、津波警報等の情報について、速やかに校内放送等で情報を発信する。
○津波への対応を計画に記載した学校については、津波警報・大津波警報発表時は、速やかに直接避難場所へ誘導する。

児童生徒

○防災ヘルメット、防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
○避難の途中で教室等にもどったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
○ガラスの破片で怪我をしないように注意する。
○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

提出先　　（様式３）

方面事務所・課	電子メール	FAX	TEL
□東部学校教育事務所	ky-tobu@city.yokohama.lg.jp	（411）0613	（411）0608
□西部学校教育事務所	ky-seibu@city.yokohama.lg.jp	（336）3765	（336）3743
□南部学校教育事務所	ky-nambucity.yokohama.lg.jp	（843）6358	（843）6408
□北部学校教育事務所	ky-hokubu@city.yokohama.lg.jp	（944）5954	（944）5979
□高校教育課	ky-koko@city.yokohama.lg.jp	（640）1866	（671）3272
□特別支援教育課	ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp	（663）1831	（671）3958

※　提出課にレ点　　※　TEL の場合は、以下の事項について口頭で報告する

被害状況詳細報告

区　　学校	記入者氏名
年　　月　　日	午前 ・ 午後　　時　　分現在

児童生徒・教職員の被災状況

	在籍数	被害なし	死　者	行方不明	重　症	軽　症	負傷程度不明
児童生徒							
教職員							

特記事項（死亡者名等）

児童生徒の保護者への引渡し状況

保護者に引渡しが済んでいる児童生徒	名
学校で保護している児童生徒	名
その他	名

臨時休校の有無

有　・　無	期　間	月　　日（　　）～　　月　　日（　　）

建物の大きな被害状況（建物名、被害箇所、被害程度（全壊、半壊、一部破損等））

建物名	被害状況（簡潔に）

ライフラインの被害状況

電気	使用　可・不可	被害状況（　　）
ガス	使用　可・不可	被害状況（　　）
水道	使用　可・不可	被害状況（　　）
電話	使用　可・不可	被害状況（　　）
防災無線	使用　可・不可	被害状況（　　）

プールの被害状況

プールの水漏れ	有　・　無	**避難者数（地域防災拠点）**
トイレの使用の可否		世帯数　　世帯
使用可能　・　一部可能（　　箇所）　・　不可能		人　数　　名

連絡事項（被害の概要、火災の有無）

災害対策本部設置

教職員

○役割分担に従って行動を開始する。

○**住民対応・避難場所支援班**を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認・設備点検

教職員

○学校用務員や学校給食調理員等を中心に組織する。

○出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。

○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいので、特に注意する。

○校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動・応急救護

教職員・児童生徒

○養護教諭を中心に**救出・救急医療班**を編成し、応急救護にあたるとともに、医療救護隊や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。

○**避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班**と連携して、行方不明者の捜索、救出活動を行う。

○消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒・教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集・伝達

教職員

○区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。

児童生徒の預かり（留め置き）・引渡し

教職員

○学校において預かり（留め置き）していることについて、保護者に連絡し、学校において保護者への引渡しを開始する。

○保護者と連絡が取れない場合等、引渡し困難な児童生徒等については学校で預かる（留め置く）。

○また、保護者宅、学区の避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者とともに児童生徒等を学校で保護する。

児童生徒

○帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

【預かり、引渡しの例外】（第１節５（40 ページ）参照）

あらかじめ地域等との取り決めにより、地域の協力等によって方面別の集団下校等、児童生徒を安全に下校させる取り決め等がある場合はこの限りでない。

【その他預かり、引渡しの対応が必要となる事象】（第１節５（40 ページ）参照）

大規模地震にあたらない地震発生時においても、自校周辺の鉄道等の運行停止や地域の停電等の場合には、大規模地震発生時と同様の対応を行う。

授業中の対応

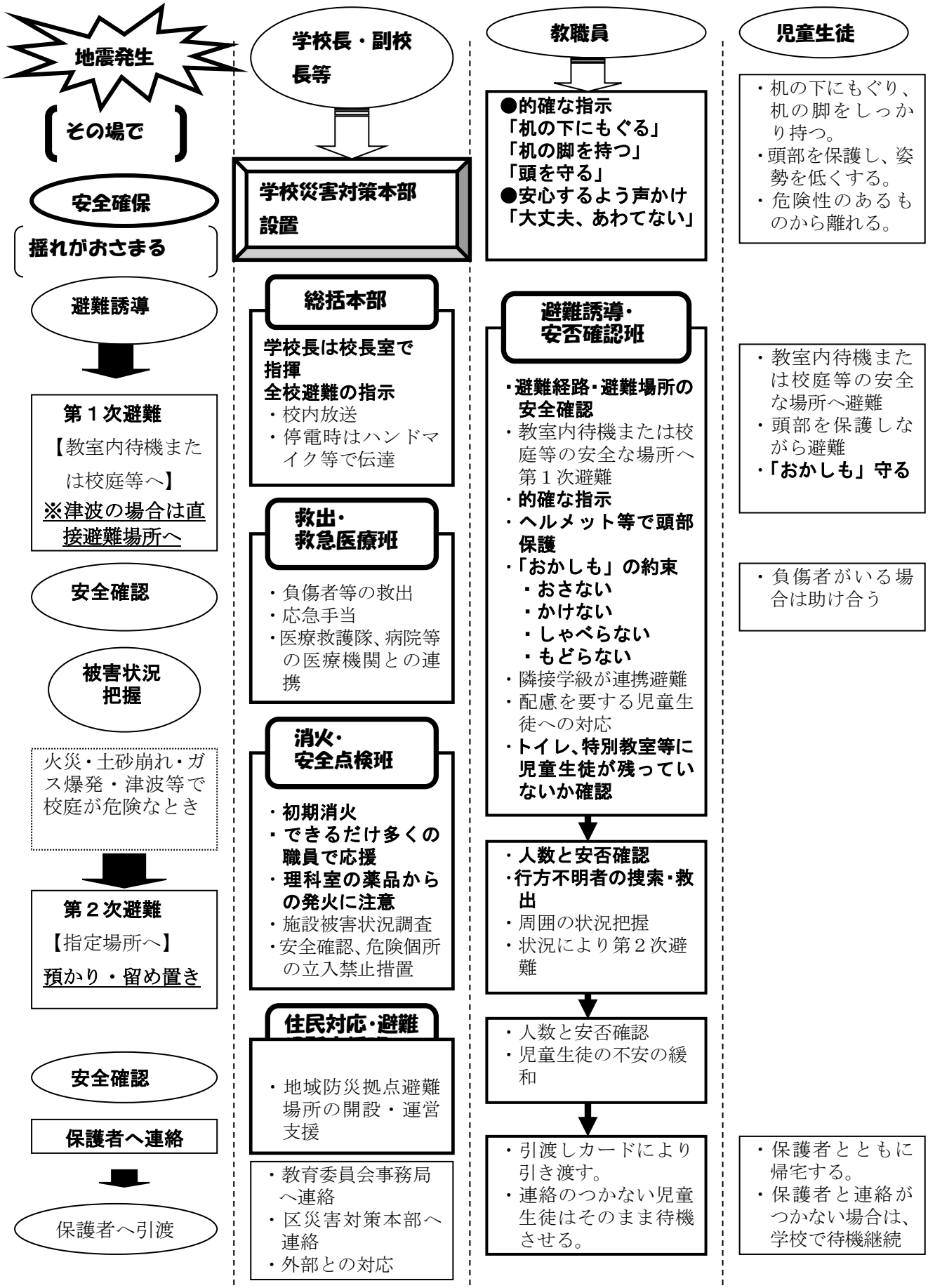
地震発生
その場で
安全確保
揺れがおさまる
避難誘導
第１次避難
【教室内待機または校庭等へ】
※津波の場合は直接避難場所へ
安全確認
被害状況把握
火災・土砂崩れ・ガス爆発・津波等で校庭が危険なとき
第２次避難
【指定場所へ】
預かり・留め置き
安全確認
保護者へ連絡
保護者へ引渡
学校長・副校長等
学校災害対策本部設置
総括本部
学校長は校長室で指揮
全校避難の指示
・校内放送
・停電時はハンドマイク等で伝達
救出・救急医療班
・負傷者等の救出
・応急手当
・医療救護隊、病院等の医療機関との連携
消火・安全点検班
・初期消火
・できるだけ多くの職員で応援
・理科室の薬品からの発火に注意
・施設被害状況調査
・安全確認、危険個所の立入禁止措置
住民対応・避難
・地域防災拠点避難場所の開設・運営支援
・教育委員会事務局へ連絡
・区災害対策本部へ連絡
・外部との対応
教職員
●的確な指示
「机の下にもぐる」
「机の脚を持つ」
「頭を守る」
●安心するよう声かけ
「大丈夫、あわてない」
避難誘導・安否確認班
・避難経路・避難場所の安全確認
・教室内待機または校庭等の安全な場所へ第１次避難
・的確な指示
・ヘルメット等で頭部保護
・「おかしも」の約束
・おさない
・かけない
・しゃべらない
・もどらない
・隣接学級が連携避難
・配慮を要する児童生徒への対応
・トイレ、特別教室等に児童生徒が残っていないか確認
・人数と安否確認
・行方不明者の捜索・救出
・周囲の状況把握
・状況により第２次避難
・人数と安否確認
・児童生徒の不安の緩和
・引渡しカードにより引き渡す。
・連絡のつかない児童生徒はそのまま待機させる。
児童生徒
・机の下にもぐり、机の脚をしっかり持つ。
・頭部を保護し、姿勢を低くする。
・危険性のあるものから離れる。
・教室内待機または校庭等の安全な場所へ避難
・頭部を保護しながら避難
・「おかしも」守る
・負傷者がいる場合は助け合う
・保護者とともに帰宅する。
・保護者と連絡がつかない場合は、学校で待機継続

２　放課後・登下校時・通学路上で

安全確保

教職員

○校内にいる児童生徒に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
　→　〈大きな揺れが収まったら〉　○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す
　　○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童生徒

〈学校内にいるとき〉
○窓ガラスなど落下物等から身を守る。
○慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。
○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、水銀灯の設置場所など天井の状況による。）
○グラウンドにいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、グラウンド中央に避難する。

〈通学路上〉
○看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。
○最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。
○登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近い方に避難する。
○バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。
○地震発生時に危険な場所には近づかない。

●古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。
●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、すみやかに遠ざかる。

○家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。
○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

特別支援学校の場合　**教職員**

○徒歩通学児童生徒等の通学経路を確認の上、在校教職員は家庭との連絡及びエリアごとに手分けして救援活動及び安否確認を行う。
○通学経路により、交通機関の情報収集の上、家庭へ連絡する。
○スクールバスへ緊急連絡し原則帰校させる。状況により避難指示を与える。
○原則、登校途中の場合はそのまま登校、下校途中の場合は帰校させる。
○自家用車使用者には、携帯電話により緊急連絡し、状況把握と安全確保を行う。

避難誘導

〈学校内にいるとき〉

教職員

○**避難誘導・安否確認班**は、児童生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携帯し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に十分留意する。
○落下物に注意し、かばん、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
○児童生徒の不安の緩和に努める。
○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
○校内にいる人員を把握する。また、負傷者の有無を確認する。
○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所に移動する。
○震度、津波警報等の情報について、速やかに校内放送等で情報を発信する。
○津波への対応を計画に記載した学校については、津波警報・大津波警報発表時は、速やかに直接避難場所へ誘導する。

児童生徒

○防災ヘルメット、防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
○避難の途中で教室等にもどったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
○ガラスの破片で怪我をしないように注意する。
○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策本部設置

教職員

○役割分担に従って行動を開始する。
○在校する教職員の人数を把握し、限られた人数の場合には、優先順位を決めて重点的に対応する。学校長、副校長が在校しないときには、代行者がリーダーシップを発揮し、教職員が協力して対応する。
○**住民対応・避難場所支援班**を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認・設備点検

教職員

○学校用務員や学校給食調理員等を中心に組織する。
○出火を確認したら直ちに、消火・安全点検班が中心になって、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいので、特に注意する。
○校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動・応急救護

教職員・児童生徒

○**救出・救急医療班**を養護教諭中心に編成し、応急救護にあたるとともに、医療救護隊や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
○消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒等の救出救助活動を行う。

特別支援学校の場合　**教職員**

○スクールバスの乗降場所を把握し、救援活動を実施する。

情報収集・伝達

教職員

○区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など）の確認に努める。

○特に、児童生徒の行動範囲が広がっているため、通学路上での被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。

特別支援学校の場合　**教職員**

○区災害対策本部及び教育委員会事務局へ連絡し、必要な要請を行う。

児童生徒の預かり（留め置き）・引渡し

教職員

○学校において預かり（留め置き）していることについて、保護者に連絡し、学校において保護者への引渡しを開始する。

○保護者と連絡が取れない場合等、引渡し困難な児童生徒等については学校で預かる（留め置く）。

○また、保護者宅、学区の避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者とともに児童生徒等を学校で保護する。

児童生徒

○帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

【預かり、引渡しの例外】（第１節５（40 ページ）参照）

あらかじめ地域等との取り決めにより、地域の協力等によって方面別の集団下校等、児童生徒を安全に下校させる取り決め等がある場合はこの限りでない。

【その他預かり、引渡しの対応が必要となる事象】（第１節５（40 ページ）参照）

大規模地震にあたらない地震発生時においても、自校周辺の鉄道等の運行停止や地域の停電等の場合には、大規模地震発生時と同様の対応を行う。

放課後・登下校時・通学路で

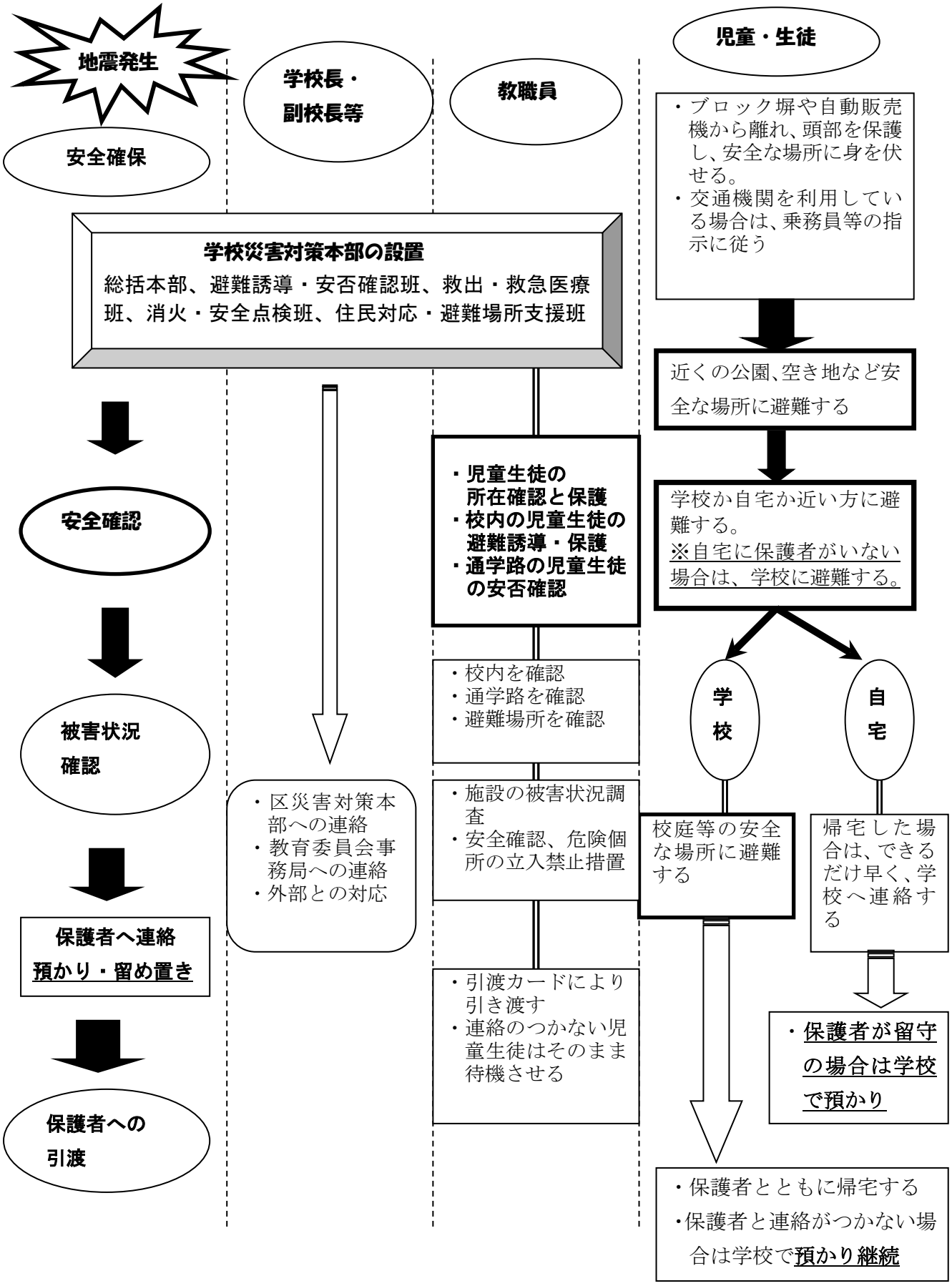

３　校外学習・遠足・修学旅行等の時

安全確保・避難誘導

教職員

○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
○古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
○海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、**付近の高台など、できるだけ高い場所に迅速に避難する。**
○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるので、迅速に安全な場所に避難する。
○最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童生徒の状況を確認する。
○電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。
○負傷者の有無を確認する。
○児童生徒の不安の緩和に努める。
○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
○震度、津波警報等の情報について、速やかに情報収集する。

児童生徒

○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。
○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

救出活動・応急救護

教職員・児童生徒

○負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。
○建物の倒壊等により児童生徒・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。

災害対策本部設置

情報収集・伝達

教職員

○現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。
○状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。
○学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。
○状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。
○保護者には、速やかに随時、現地の状況について伝える。
○原則として、即時帰校する。帰校後、児童生徒等の措置は在校時と同様にする。
○宿泊を伴う校外活動時（修学旅行、社会見学等）の場合は、所在地の災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。

災害対策本部設置 **情報収集・伝達**	**教職員** ○宿泊を伴わない校外活動時（日帰り遠足、社会見学等）の場合は、所在地の官公署等と連絡をとり、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。 ○ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は速やかに学校に連絡する。 ○活動中の施設（屋内・屋外）の被害状況及び当該施設長の指示等により避難させるかどうか判断する。 ○被害状況を学校へ連絡する。学校長は事後の動きを指示し家庭へ連絡する。 ○現地から直接帰宅の場合、家庭への連絡と引渡しを行う。

校外学習・遠足・修学旅行等の時

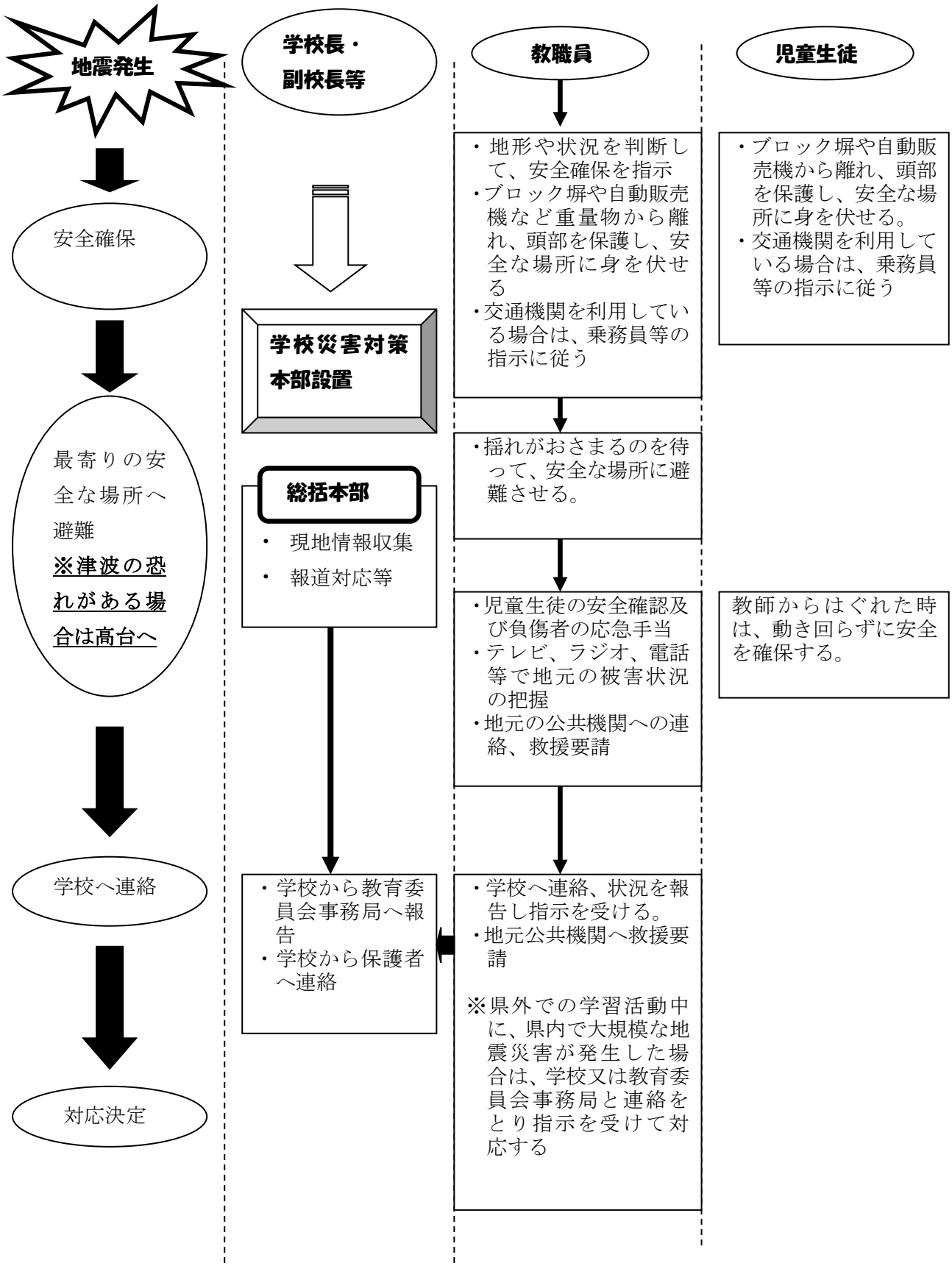

４　休日・夜間など勤務時間外

学校災害対策本部設置

教職員

○**教職員は、横浜市域のいずれかで、震度５強以上の地震が観測されたときにおいては、勤務校に参集し**、校内に災害対策本部を設置する。

○**連絡調整者**（各学校３名又は４名指名）は、いち早く学校に駆けつけ、学校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行う。

○職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会による校内放送設備の使用や防災無線による区災害対策本部との情報伝達活動を支援する。

○震度、津波警報等の情報について収集し、津波への対応を学校防災計画へ記載している学校は速やかに津波時の対応・避難を行う。

○地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備の貸与など緊急対応を行う。

○避難者を校庭又は体育館へ誘導する。

○避難者の生活スペースとして使う場所は、体育館、教室の順とする。

○校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させない。

○学校長・副校長が学校に到着した場合には、連絡調整者は、ただちに、発災後に対応した措置等について、学校長・副校長に報告する。

○児童生徒、教職員の安否確認に努める。

○施設の被害状況の把握に努めるとともに、危険箇所の立ち入り禁止措置を行う。

○学校と地域防災拠点運営委員会が協議し、女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめ概ね３教室を確保し、利用する。（建物の被害状況等により柔軟に対応する。）

○清掃用具は学校の備品等を貸与する。ガラスなどを処理できるゴミ袋を準備しておく。（ガラス清掃に適した用具）

○体育館のトイレのみでは対応が困難な場合、校舎のトイレが使用可能な場合には、避難者が利用できるトイレを指定して、地域防災拠点運営委員会を通じて、避難者に周知させる。

○救出・救急医療班が編成された場合には、避難住民の負傷者の応急手当を行う。

休日・夜間など勤務務時間外

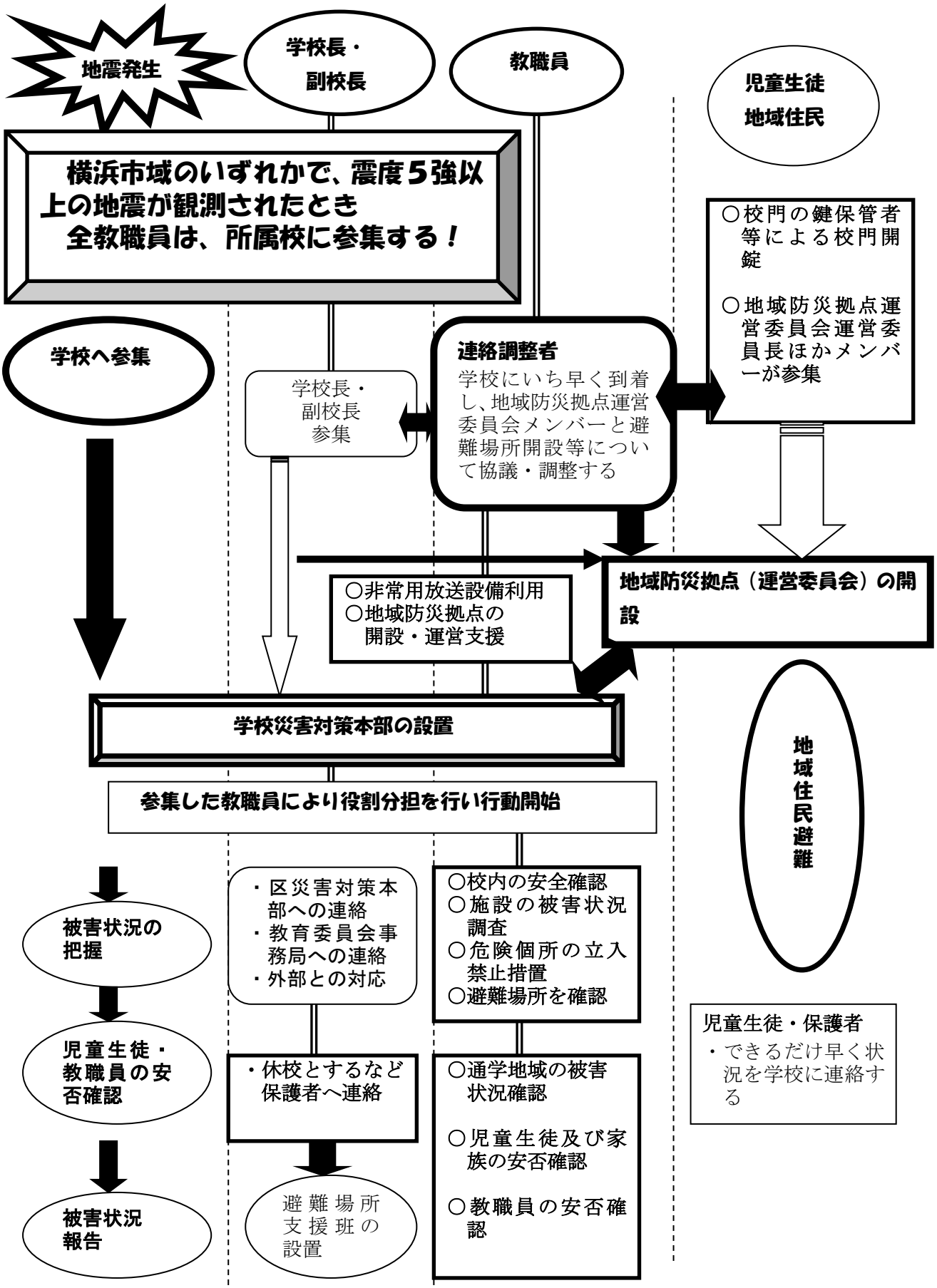

【参考】地震発生時の教職員の安全指導例

<table>
<tr><th colspan="2">授業中【普通教室にいる時】</th></tr>
<tr><td>発生時の第一行動</td><td>○　騒がないこと。
○　慌てて教室外に飛び出さないこと。
○　先生の指示を静かに最後まで聞くこと。
○　窓や窓際から離れること。
○　机等の下にもぐること。
○　防災ヘルメット、防災頭巾、座布団等で頭部を守ること。
○　火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。</td></tr>
<tr><td>避難行動</td><td>○　放送等の指示により避難を開始すること。
○　静かに迅速に整列すること。
○　４つの約束を守り、素早く行動すること。
・おさない
・かけない
・しゃべらない
・もどらない
「お・か・し・も」の約束
※　津波避難等、災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。
○　決められた場所に整列して集合すること。
○　落ち着いて待機すること。（※　津波避難等直ちに移動する場合もある）</td></tr>
<tr><td>教職員の指示と行動</td><td>○　どのような行動をするのか明確に指示する。
○　机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、ヘルメットや防災頭巾などで頭を守らせる。
【指示例】
・「大丈夫、あわてない」　・「静かにして、落ち着いて」
・「外に出ない」　・「机の下にもぐる」
・「防災ヘルメット・防災頭巾をかぶる」　・「机の脚を両手でしっかりつかむ」
○　窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。
○　揺れがおさまったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。
○　ストーブ等の火気使用中の場合は、児童・生徒をストーブから離れさせ、消火する。
○　児童生徒等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。</td></tr>
</table>

授業中【特別教室にいる時】	
教職員の指示と行動	○　特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。 ○　机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。 ○　実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。 ○　実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。 ○　児童生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。

授業中【体育館（格技場）・校庭・中庭にいる時】	
発生時の第一行動	○　騒いだり、奇声を上げたりしないこと。 ○　屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設からすばやく離れ中央部に集合し、身を低くすること。 ○　教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○　揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。
避難行動	○　騒いだり、走りまわったり、押し合ったりしないで、すばやく行動すること。 ○　教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。
教職員の指示と行動	○　大声で、指示の徹底を図る。 ○　窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れがおさまるまで身を低くさせる。 ○　プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。 ○　人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、野外活動、遠足、修学旅行等の時	
教職員の指示と行動	○　建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童・生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。 ○　海岸や川の河口付近にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。 ○　山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるので、迅速に安全な場所に避難する。 ○　許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。 ○　人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。 ○　あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。 ○　携帯ラジオ等で正確な情報収集に努め、その後の行動について、判断し指示する。また、自治体の防災無線の借用や、警察等の支援を積極的に受ける。

休憩時間中や放課後の部活動の時	
教職員の指示と行動	○　発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。 ○　教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。 ○　災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。 ○　休憩時間等の児童生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

登校・下校時の行動
○　登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。 　特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。 ○　下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。 　特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。 ○　交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従う。

地震発生時の安全な行動
○　建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にのせ、すばやくその場所から離れる。 ○　ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、すばやく離れる。 ○　海岸や川の河口付近にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。 ○　山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるので、迅速に安全な場所に避難する。 ○　崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。 ○　バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。 ○　建物が立て込んでいる狭い道路を通っている時は、できるだけ速く広い場所に避難する。 ○　古い建物など危険と思われる場所には近づかない。 ○　倒れた電柱、たれさがった電線に近づかない。 ○　橋の上は危険なので、すぐ離れる。

５　その他

（１）通級指導教室等の避難行動

発災時、児童が、通級指導教室や日本語教室など、在籍校以外で学習している場合は、学習している学校での「児童の預かり」を原則とする。当該校は、対象児童を自校の児童と同様に取扱い、被害状況を教育委員会事務局に報告する。

なお、保護者同伴で通学している場合には、保護者にその時点で引渡しをするが、周辺の被害状況によっては、保護者は児童とともに学校に留まることも可能とする。

（２）「放課後キッズクラブ」「特別支援学校はまっ子ふれあいスクール」の避難行動

発災時、放課後キッズクラブや特別支援学校はまっ子ふれあいスクールが活動している場合、これらに属している児童は、「児童の預かり」を原則とする。

学校は指導員等から児童数や傷病状況等の報告を受けるとともに、指導員等と協力して対応にあたる。また、指導員等は児童を保護者に引き渡すまでは、原則として避難場所で業務に従事する。

（３）「放課後児童クラブ（学童クラブ）」における避難行動

発災時の対応として、放課後児童クラブ（学童クラブ）については、あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校等も含む）の安全な場所を避難場所に決めておく。また、避難場所に、保護者が引き取りにくるまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とする。

なお、学校が避難場所となっている場合は、学校長は指導員等から、児童数や傷病状況等の報告を受けるとともに、指導員等と協力して当該児童を預かり保護する。

第３節　避難場所の指定

１　指定避難所・指定緊急避難場所とは

従来、切迫した災害の危険から命を守るための場所と、避難生活を送るための場所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では、津波から逃れるために、避難生活を送るための避難所に避難をしてしまったことが、被害拡大の一因ともなったと言われている。

このため、平成 25 年６月に改正された災害対策基本法において、「切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所」と、「一定期間滞在し、避難生活を送る指定避難所」が明確に区別された。

【参考】災害対策基本法抜粋

（指定緊急避難場所の指定）
第四十九条の四
市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。
（指定避難所の指定）
第四十九条の七
市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）
第四十九条の八
指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

２　指定避難所の指定

指定避難所は、被災した市民等が一定期間滞在する場として、良好な生活環境が確保され、円滑な救援活動が実施できる施設であることが必要とされている。

指定避難所は、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定しなければならない。

本市では、身近な市立学校等を地域防災拠点に指定しており、被災した住民が避難生活を送る場所として、市民に広く認知されているほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えた拠点として整備していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所に指定している。

３　指定緊急避難場所の指定

本市では、指定避難所である地域防災拠点の避難場所機能（立退き避難の場所としての可否）を、災害種別ごとに明確にすることとし、地域防災拠点 459 校を指定緊急避難場所に指定している。また、指定緊急避難場所の開設は、災害時、行政が避難指示等を発令する場合に、災害規模や状況に応じて決定する。

<table>
<tr><th>災害種別</th><th>共通事項</th><th>指定の考え方</th></tr>
<tr><td>崖崩れ、
土石流などの
土砂災害</td><td rowspan="3">１　地域防災拠点に指定された学校の敷地内の建物である。
２　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に市職員等によって開放される。
３　避難する際の経路（受入の用に供する場所）に避難に支障を生じさせるような事由がない。</td><td>土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊区域外に立地している。
ごく一部が区域にかかる場合は、周辺の避難場所数等を考慮して判断する。</td></tr>
<tr><td>洪水、雨水出水（内水）</td><td>１　浸水想定区域外に立地している。
２　１を満たさない場合（浸水想定区域内に立地している場合）は、浸水想定深より上方に避難場所があり、そこまで有効な経路（階段等）がある。
(1)　浸水想定が「2.0m」未満の場合は、２階以上に避難場所がある。
(2)　浸水想定が「2.0～5.0m」の場合は、３階以上に避難場所がある。</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>１　高潮警戒区域がある行政区に立地している。</td></tr>
</table>

		２　高潮警戒区域外である。 ３　２を満たさない場合は、３階以上に避難場所があり、そこまで有効な経路（階段等）がある。 ※観測史上最大の高潮が 3.89m（伊勢湾台風時の名古屋港）であるため。
地震		新耐震基準を満たしている。
津波	【共通事項】 １　地域防災拠点に指定された学校の敷地内である。 ２　24 時間 365 日常時受入可能である。	本市が津波避難施設に指定している。
大規模な火災		本市が広域避難場所に指定している区域内の空地である。

４　特別支援学校における「避難場所」としての対応

横浜市では、地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定している。

若葉台及び左近山特別支援学校を除く特別支援学校は在校生とその保護者および同居の家族が避難する場所であるため、福祉避難所として位置づけられてはいないが、避難場所として、円滑な開設運営・協力ができるように、福祉避難所に準じた運営計画等を作成しておく必要がある。

◆特別支援学校における避難場所の概要

特別支援学校における避難場所	特別支援学校（若葉台及び左近山特別支援学校を除く）は、在校生とその保護者および同居の家族が避難する避難場所である。 ※若葉台及び左近山特別支援学校は、地域防災拠点として指定。
受入対象者	当該の特別支援学校に通っている、幼児児童生徒とのその保護者および同居の家族。 原則として、市民が直接避難してくることはない。
教職員の役割	発災初期段階は、区災害対策本部（援護班）等による対応が困難な場合が想定される。その場合、教職員が協力し、運営することが期待される。
発災初期の体制	参集している職員の中から次の担当を決める。 ①　避難場所としての連絡窓口 ②　受入対象者を担当する職員
備蓄品	発災後３日分の食糧、水などについては、教育委員会からの配当で備蓄を行う。 その他必要なものは、学校配当予算で備蓄する。
開設期間	福祉避難所への緊急的な受入期間は、発災後おおむね７日間までとする。
情報管理	受入対象者に関する情報は、個人情報となるので、その管理については慎重に取り扱う。

５　特別支援学校における「避難場所」の運営

（１）平常時の対応

避難場所運営計画の作成

非常時に速やかに対応できるよう避難場所運営計画を作成する。

＜内容例＞

☆　避難場所として開設する場合の物資の補給や医療班の巡回など、区役所と連携し計画に盛り込む。
① 避難場所支援班の役割分担
② 避難場所としての開放施設の明確化
③ 避難場所使用の留意事項
④ 学校再開に向けた準備と手順

※ボランティアの運用については、状況に応じ学校で判断する。

＜避難場所として開設できない場合の想定＞

★　学校の被害が甚大で開設が困難な場合を想定し、対応要請等について区役所（区災害防災本部）と情報を共有しておくことが必要。

（２）発災時の対応

ア　避難場所として開設できない場合

施設の被害状況を区災害対策本部へ連絡・対応要請

◆災害発生時は、「横浜市学校防災計画」や各学校の学校防災計画に基づき、初期活動を行う。

◆被害が甚大で、他施設での受入を要請する場合は、区災害対策本部へ下記の事項について連絡をする。

施設名	○○特別支援学校
施設所在地	○○町○○番地
在校生の けが人の状況	在校生総数○名のうち、けが人○名（うち救急搬送○名） 同居家族人数等
職員数及び けが人の状況	参集予定総数○名のうち、○名が参集 けが人○名（うち救急搬送○名）
建物の被害状況	倒壊・外壁面損傷・室内損壊・ライフライン（電気・ガス・水道・電話）供給停止・不通など
対応要請	①　学校の建物に被害があり、避難場所としての運営を行うことが困難。他施設での受入を要請。 ②　移動手段について確認。移動手段がない場合、車などを要請。 移動手段がある場合、自校スクールバス等を使用

イ　避難場所として開設する場合

①　施設の被害状況を区災害対策本部へ連絡

◆下記内容を区本部援護班へ連絡する。

施設名	○○特別支援学校
施設所在地	○○町○○番地
在校生および 避難家族数	知的障害者○名、身体障害者○名、同居避難家族○名等
在校生の けが人の状況	在校生総数○名のうち、けが人○名（うち救急搬送○名）
職員数及び けが人の状況	参集予定総数○名のうち○名が参集 けが人○名（うち救急搬送○名）
建物の被害状況	倒壊・外壁面損傷・室内損壊・ライフライン（電気・ガス・水道・電話）供給停止・不通など

◆連絡方法

(ｱ) 電話(FAX)連絡

(ｲ) (ｱ)利用が不可能な場合、区役所まで徒歩（自転車)、又は一番近い地域防災拠点の無線を利用し連絡

②　避難場所の開設

◆学校職員は開設にあたり、下記の対応を行う。

受入場所の 確保	教室、体育館等、あらかじめ決められたスペースを、受入対象者の受入のために確保する。
備蓄物資の 準備	食料・水・毛布などを受入場所に準備する。
在校生への 周知	在校生及びその家族に対し、避難場所を開設する旨を周知する。
職員の配置	参集している職員のなかから、避難場所としての連絡窓口、受入対象者を担当する職員を定める。

③　避難場所の運営

避難場所の運営に関しては、下記の項目に留意する。

物資の確保	避難場所となる施設には、発災後３日分の食料・水・おむつ等を備蓄するが、不足する物資がある時は、区援護班に不足する品目、数量等を連絡する。
地域防災拠点との連絡体制の確保	区援護班との連絡手段が確保されていない場合は、地域防災拠点では、物資の配給以外にも、生活に関連した情報の掲示や、ボランティア等による炊き出し、入浴サービスの実施など、避難生活に必要な情報が得られる場合があることから、避難場所となる施設は、１日に１回以上、地域防災拠点へ連絡員を派遣し、情報の収集に努める。

④　避難場所の解除

避難場所としての運営は、発災後概ね７日間を目安とする。

第４節　地域防災拠点（指定避難所）の運営にあたって

１　地域防災拠点（指定避難所）

震災により家が倒壊、又は、倒壊の危険がある場合に、一時的に避難生活を送る場所で、食糧・水・救援物資などの配布や生活情報の提供、家族の安否確認を行う場所として、現在、市内の小中学校の多くが「地域防災拠点（震災時避難場所）」として指定されている。

平成 25 年６月に「災害対策基本法」が改正され、①災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は、②災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、『指定避難所』をあらかじめ指定することが義務付けられた。

これを受けて本市では、従来から地域防災拠点として指定されていた小中学校等が、指定避難所として指定されている。

なお、避難場所等の名称については、すでに市民に広く周知されていることから、「地域防災拠点」など従来のまま運用されている。

【参考】指定避難所とは

災害対策基本法第 49 条の７に基づき、「災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、市町村長があらかじめ指定することが義務付けられている。

指定避難所として施設を指定する基準として、災害対策基本法施行令では、以下の項目が定められている。

- 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模
- 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配付できること
- 想定される災害の影響が比較的少ない
- 車両などによる輸送が比較的容易　　など

２　円滑な避難場所運営のため教職員が行うこと

（１）震災時において、学校が避難場所となった場合には、避難場所運営が円滑に行われるよう、教職員は協力する。

（２）教職員が、学校長の指示に基づき、避難場所の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱うことになる。

（３）平成 27 年５月の「指定避難所」の指定の有無にかかわらず、市立学校における避難所の開設・運営に係る対応については、指定以前から変更等はありません。

３　連絡調整者の役割（休日・夜間等における初動対応）

（１）連絡調整者の基本的役割

ア　各学校では、教職員の中から学校に早く到達できる順に３名を連絡調整者として指名している。

イ　連絡調整者は、横浜市域のいずれかで震度５強以上の地震が観測された場合において、いち早く所属校に駆けつけ、学校長・副校長が所属校に到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など災害発生直後の初動対応を行う。

（２）避難場所である体育館への避難者の誘導支援等

ア　連絡調整者は、参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや拠点担当（直近動員者）として指定された市職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう指示する。

イ　連絡調整者は、校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、地域防災拠点運営委員会に対して要請する。

ウ　連絡調整者は、職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。

エ　連絡調整者は、地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

（３）学校長・副校長への報告

学校長・副校長が学校に到着した場合には、連絡調整者は、ただちに、発災後に連絡調整者として対応した措置等について、学校長・副校長に報告する。

（４）地域防災拠点（指定避難所）開設・運営の支援

連絡調整者のうち２名は、学校管理者としての体制が整い次第、局動員体制の一員として、拠点開設・運営に従事する。その後もその２名については、住民対応・避難場所支援班として拠点運営に従事することを原則とする。ただし、該当者が学級担任などで、児童生徒の安否確認等の優先業務を行う場合は、教職員の参集状況に応じて、学校長等が、他の教職員への住民対応・避難場所支援班業務の引継ぎを指示する。

４　地域防災拠点（指定避難所）開設への備え

地域住民及び帰宅困難者の避難状況により、拠点開設の有無について、区本部・地域防災拠点運営委員会と十分協議を行うこと。

なお、通信手段が不通になり、区本部・地域防災拠点運営委員会に連絡がとれない場合も考えられるため、日頃から学校と地域防災拠点運営委員会（委員長）との連絡を密にとり、非常時の連絡方法や開設判断等について申し合わせしておくこと。

５　帰宅困難者への備え

震災時には、鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に多くの滞留者や帰宅困難者の発生などの混乱が予測される。市本部が鉄道機関及び駅周辺事業者等と連携・協力し、帰宅困難者及び徒歩帰宅者の支援を行うなどの混乱防止対策を実施する。

帰宅困難者については、原則、近隣の一時避難場所や一時滞在施設を案内する。

・一時避難場所　…　昼間人口の特に多い横浜・関内周辺において、滞留者による混乱防止を図るため、一時的に避難させる公園等の施設（横浜公園、沢渡中央公園、岡野公園、みなとみらい２１地区）

・一時滞在施設　…　帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲でトイレ、水道水、情報の提供等を実施する施設

６　地域防災拠点（指定避難所）開設・運営の支援

（１）住民対応・避難場所支援班の設置

ア　大規模震災時において教職員は、児童生徒の安全を確保するとともに、学校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第１の目標となる。

イ　地域防災拠点（指定避難所）としてあらかじめ指定された学校は、避難場所の開設・運営は、基本的には地域防災拠点運営委員会が行うが、学校（災害対策本部）としても、住民対応・避難場所支援班を設置し、地域防災拠点運営委員会による避難場所の開設・運営が円滑に行われるよう支援する。

（２）住民対応・避難場所支援班の役割

ア　避難住民の誘導

（ア）住民対応・避難場所支援班は、参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや拠点担当（直近動員者）として指定された市職員と協力して、避難者が体育館に避難するよう誘導する。

（イ）住民対応・避難場所支援班は、校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用しな

いよう、地域防災拠点運営委員会に対して要請する。

（ウ）住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

イ　放送設備の使用についての対応

（ア）職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。

（イ）主要な避難場所となる体育館の放送室については、より確実に利用できるよう、あらかじめ、地域防災拠点運営委員会からの要望があれば、体育館の鍵と合わせて地域で鍵の保管ができることとする。

（ウ）体育館の放送設備については、地域防災拠点運営委員会のメンバーに対して使用方法がわかるよう、事前にマニュアル等で明記し、放送室に備えておくことが望ましい。

ウ　避難場所の整備、割り振り

（ア）避難スペース等の調整

避難者の生活スペースとして使う場所は、体育館、教室の順とし、校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等は使用しない。

学校と地域防災拠点運営委員会とが協議し、女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめ概ね３教室を確保し、利用する（建物の被害状況等により柔軟に対応）。

また、事態が安定した後には、避難者が自由に会話できるスペースの確保などの配慮も、地域防災拠点運営委員会の要請を受けて検討する。

さらに、被災市民のペット同行避難を想定し、地域防災拠点運営委員会は、あらかじめ学校敷地内（可能であれば、雨や風をしのぐことができる場所）等に、ペットの一時飼育場所を設定する。設定の際は、避難者との動線を分けるなど、動物を苦手とする人や動物アレルギーの人に配慮する。

【参考】地域防災拠点運営委員会が女性、乳幼児等に対する配慮すべき項目

女性	1　拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） 2　女性への暴力等を防ぐための防犯の強化 3　トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） 4　プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 5　女性用物資の女性による配布 6　妊産婦に対しての配慮（休息・授乳スペースの確保、保健指導や緊急時の対応、妊産婦及び乳児に必要な物資等の配布、見た目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	1　授乳等のスペースの確保 2　泣き声への対応（専用スペースの確保等） 3　子どものプレイルーム、児童・生徒の学習スペースの確保 4　子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	1　認知症等への配慮 2　生活不活発病（体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気）の予防、早期発見と対応 3　オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） 4　高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	1　障害の特性に配慮したスペースの確保 2　視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） 3　福祉用具など障害ごとの個別のニーズの把握
外国人	1　避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） 2　通訳ボランティアの確保 3　日本人との生活習慣への違いへの配慮
性的少数者	1　性別を問わず設備・支援を安全・安心に利用できる工夫（多機能トイレの活用や個室の更衣スペース等の設置、設置場所、安全の確保等） 2　物資配布時の配慮（必要な人が必要な支給物品（衣服・下着・女性用物資）を受け取れる配慮等） 3　同性パートナーの尊重等、多様な家族への配慮
感染症患者等	1　インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、有症者等の専用スペースやその他の避難者と重ならない動線の確保。 2　地域防災拠点到着時の避難者の健康状態の確認 3　基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用の徹底 4　流行している感染症に合わせた対策の実施

（イ）避難場所の清掃支援

清掃用具は学校の備品等を貸与する。ガラスなどを処理できるごみ袋を準備しておく。（ガラス清掃に適した用具）

（ウ）トイレの使用確保

体育館のトイレのみでは対応が困難な場合、校舎のトイレが使用可能な場合には、避難者が利用できるトイレを指定して、地域防災拠点運営委員会を通じて、避難者に周知させる。

エ　負傷者の応急手当

（ア）保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整える。その際、教育再開時に必要な物品（児童生徒のための備品や書類など）があれば、別途保管する。

地域防災拠点運営委員会は、保健室において傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急処置を行う。また、医療救護隊が定点診療や巡回診療を行う際には、医療活動スペースとしても活用する。ただし、中等症以上の傷病者等については、区本部に連絡し、災害時救急病院への搬等の指示を受ける。

（イ）地域防災拠点運営委員会の救出救護班の行う初期の応急手当に協力する。

必要に応じて防災備蓄庫の生活用品、担架、松葉杖を活用する。中等症以上の傷病者等については、区本部に連絡し、災害時救急病院への搬等の指示を受ける。

（ウ）学校再開までの間、引き続き地域防災拠点運営委員会の応急救護活動に協力する。

オ　その他避難場所運営支援

（ア）基本的には、アからエの業務が中心となる。しかし、**災害発生直後の初期対応の段階では、区本部職員（拠点班）や地域防災拠点の運営委員等の参集状況等から、学校としても、避難場所開設・避難所の運営を行わなければならない場合がある。**

その場合には、学校長等がリーダーシップを発揮して、住民対応・避難場所支援班の人員体制を強化する。

具体的な対応例としては、避難者の受付や避難者情報の整理などが考えられる。

（イ）各教職員も、震災時に地域防災拠点運営委員会がどのような活動を行うのかあらかじめ理解しておく必要がある。

（ウ）そのために、各教職員も地域防災拠点運営委員会が実施する防災訓練に参加するなど日頃からの積み重ねが必要である。なお、連絡調整者のうち、原則として１名は地域の防災拠点訓練に参加し、災害時の具体的な対応について確認することとする。

（平成 21 年 7 月 15 日教総第 544 号、平成 21 年 12 月 4 日教総第 1198 号参照）

（エ）**地域住民の活動の充実、行政職員の応援強化、災害ボランティアの増援などにより地域防災拠点運営委員会の体制が強化されてきた場合には、発災後４日から１週間程度を一応の目安として、支援体制を見直し、教育再開の準備に重点を置いた人員配置体制に移行していくことが必要である。**

７　地域防災拠点（指定避難所）として指定されていない学校の対応

（１）地域住民及び帰宅困難者の避難への備え

地域防災拠点（指定避難所）として指定されていない学校にあっても、交通機関の停止、停電、災害の規模・程度・地域の実情等によって、被災した地域住民や帰宅困難者が駆けつけることが予想される。

実際、東日本大震災発生時にも、幹線道路や主要駅周辺の学校に多くの帰宅困難者が避難を求めて集まってきた。

帰宅困難者については、原則、近隣の一時避難場所や一時滞在施設を案内する。

・一時避難場所　…　昼間人口の特に多い横浜・関内周辺において、滞留者による混乱防止を図るため、一時的に避難させる公園等の施設（横浜公園、沢渡中央公園、岡野公園、みなとみらい２１地区）

・一時滞在施設　…　帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲でトイレ、水道水、情報の提供等を実施する施設

（２）補充的避難場所の開設・運営

あらかじめ避難場所が不足することが明らかで、多数の避難者によって避難場所のスペースが不足した場合、又は避難場所が機能しない場合等において、地域防災拠点（指定避難所）として指定されていない学校は、補充的な避難場所として開設される。

ア　住民対応・避難場所支援班の設置

（ア）避難場所の開設・運営は、学校（災害対策本部）が、住民対応・避難場所支援班を設置し、避難場所の開設・運営を強力に支援することになる。

（イ）学校は、当該施設を避難場所として提供した場合には、区災害対策本部に連絡をとり、周辺の被害状況、避難者数等の報告を行うとともに、食料・水・毛布など必要な物資の調達等について、依頼する。

（ウ）その後は、避難者により自主的防災組織を結成させ、代表者を選出させるなど地域防災拠点（指定避難所）の活動に準じた活動をおこなうよう、区災害対策本部と連携を密にして、対応する。

８　地域防災拠点運営委員会の組織と動き

地域防災拠点運営委員会の概要については、各教職員も把握しておく必要がある。そこで、その一般的な組織、震災時の各班の動き、及びそのポイントを横浜市防災計画や「地域防災拠点」開設・運営マニュアル」に基づき、次に示す。なお、各地域防災拠点（指定避難所）では、独自にマニュアルを作成しているので、その内容を確認しておくこと。

横浜市災害対策本部

区災害対策本部　―　**運営委員会連絡協議会**

地域防災拠点運営委員会					
運営委員長	**副委員長**	**副委員長**	**（事務局）**	**学校施設管理者**	**行政職員（拠点職員）**
	○鍵の開錠、○避難場所の開設、○避難場所の運営、○本部運営会議の招集、○避難場所運営本部の縮小及び解散				

庶務班	○避難場所運営に関する総合調整（本部運営会議の開催など） ○区本部との連絡調整（第１報〈速報〉及び定期報告など〉 ○ボランティアに関する業務（受付、各班への振分けなど） ○避難場所でのルール策定（ゴミ処理の当番制、ペット対策など） ○その他、他の班に属さないこと
情報班	○避難場所の情報管理に関する活動（学校施設の安全確認を含む） ○避難場所内での情報収集と伝達（掲示板、チラシ、音声、通訳など） ○避難者の受入（スペース等の振分けなど） ○避難者名簿に関する業務（行政職員と協力） ○避難場所周辺状況の確認（近隣の避難場所の状況把握を含む）
救出救護班	○被災者の救出活動（消防などの救助隊への協力） ○被災者への応急救護に関する活動（傷病の重度～軽度の把握など） ○傷病者の病院等への搬送 ○避難場所周辺（被災）状況の確認 ○地域防災拠点や周辺地域への巡回警備、在宅者への訪問・援助
食料物資班	○水の確保（飲料水、生活用水、トイレ用水など） ○トイレの確保（学校施設のトイレの状況把握及び使用に関する取り決め） ○備蓄品リストの作成及び更新 ○食料の調達・配付（在宅・周辺被災者への配布）及び防疫対策 ○救援物資の確保・配付などの管理
学校再開準備班	**○教育再開の準備に向け、学校長が状況を踏まえ教職員等により構成**

【参考】地域防災拠点の動き

地域防災拠点（指定避難所）に集合

１　校門の鍵の開錠　【全員】

（１）震度５強以上の地震が発生した場合、学校の鍵の保管者は家族や自宅の無事を確認して、直ちに地域防災拠点（指定避難所）となる学校に駆けつける。
（２）火災などの危険がないか確認し、校門の鍵を開錠して避難者を校庭に誘導する。
（３）避難者へは校庭に概ね地区別に待機するよう指示する。
※　二次災害に遭わないように注意して行動すること

２　平常時に決めておいた集合場所に集合　【全員】

（１）運営委員の集合を確認する。
（２）運営委員長は、運営マニュアル及び腕章等を配布し、各班長・班員を指名し、拠点本部の活動開始を指示する。

３　体育館・校舎など学校施設の安全確認　【庶務班、情報班、食料物資班】

（１）校庭や校舎の安全を確認する。
（２）周囲で火災が延焼拡大し、危険な場合は広域避難場所へ一旦誘導する。
（３）避難者の自治会町内会（地区別）の概算人数を把握する。

４　防災資機材による救出救助活動　【救出救護班】

（１）防災備蓄倉庫から、被災者の救出に必要な防災資機材を搬出し、作動点検する。
（２）避難者からも救助活動協力者を集め、救助隊を編成する。（１班 10 人程度）
（３）地域からの求めに応じて、自治会町内会、民生委員や医療経験者など（福祉関係者）と連携し、要援護者を救助する。
（４）救出者の搬送や被災状況を情報班に報告する。
（５）自衛隊や消防・消防団等に、救助が必要な倒壊家屋などの情報を提供し、その活動を効果的にサポートする。
※　無理な救助活動により二次災害を受けないよう注意すること

避難場所の開設

１　避難場所の開設宣言　【庶務班】

（１）運営委員長は、地域防災拠点の運営委員長であり、避難場所が開設したことを宣言し、避難者を安心させる。
（２）拠点本部として使用する部屋の安全を確認する。
（３）拠点本部を設置し、区本部へ第１報を入れる。
（４）避難場所の準備ができるまで校庭で待機させる。
（５）必ず運営委員の指示に従って、落ち着いて行動するよう呼びかける。
（６）元気な方には進んで運営委員に協力してもらい、皆で助け合う。
（７）ＹＣＡＮ、電子メール、ＦＡＸ、固定電話、防災デジタル無線電話、携帯電話の使用可否を確認する。
（８）校内放送設備の状況を確認する。

２　避難者の受入　【情報班】

（１）避難者カードなどを準備して、受付を設置する。
（２）避難者を受付へ誘導する。
（３）避難者カードから避難者リストを作成する。
（４）負傷者には、○○室で応急手当を開始する。
（５）避難場所での避難者１人のスペースは、原則２平方メートル（消防局は２平方メートルとしているため整合が必要）とする。

３　水道の出水確認　【食料物資班】

（１）水道の状況、受水槽（屋外・地下）とプールの点検をし、状態を確認する。
（２）飲料水やトイレ排水など、用途の優先順位を決め、節約して使用する。
（３）水の使用について、１人あたりの量などルールを取り決め、避難者に説明して、適切な管理に努める（節水を呼びかける）。
（４）足りなくなる場合は区本部に給水を依頼し、配給の準備をする。

４　被災状況（避難者数、負傷者数、建物被害）、救助隊の活動及び不足物資などの把握　【庶務班】

（１）運営委員長は、各班へ避難場所の被災状況の調査を指示する。
（２）各班からの状況報告をまとめる。
（３）区本部への状況報告（第２報）
（４）運営委員長は、定期的に役員を招集し拠点運営会議を開催し、状況説明と運営方針の決定を行う。

※情報の錯綜や、誤った情報やデマに注意すること
※拠点運営会議を召集できない場合は、区本部（拠点班）に指示を求める。

５　ボランティア対応　【庶務班】

（１）人手が必要な作業を把握し、整理する。
（２）ボランティアの申出に対して、希望・技能などを考慮のうえ、配置を振り分ける。
（３）ボランティア名簿を作成し、ボランティアの参集・退去等を管理する。
（４）地域のボランティア経験者やボランティア・コーディネーターにボランティアのコーディネーター役を要請する。

避難場所の運営

１　拠点運営会議の開催　【庶務班】

（１）運営委員長は、拠点運営会議を１日２回招集し、状況把握と運営方針を決定する。
（２）被災状況（避難者数・負傷者数・建物被害）、救出救護班の活動、不足物資の状況を把握する。
（３）区本部と連絡を密にする。（定期的に本部への状況報告）
（４）役員等は腕章等により見分けができるようにする。
（５）避難者に対して避難場所生活を送るにあたってのルールを説明する。

２　水・食料・毛布等の確保・在庫管理　【食料物資班】

（１）避難者の人数を把握して、食料・水の必要量を把握する。
（２）避難者の人数を把握して、毛布・衣類など物資の必要量を把握する。
（３）区本部に対して不足している食料・物資の調達を要請する。
（４）朝・昼・夜の食料を準備・配給する。
（５）救援物資の保管・配布場所を指定し、受入の準備をする。
（６）救援物資の到着時には、受取りの手伝いを各地区の代表者等に指示する。
（７）到着した食料の分配を指示する。
（８）食料・物資は、乳幼児・高齢者・けが人・病人を優先しつつ公平に分配する。
（９）避難場所外で食料・物資を必要とする被災者も含め、公平な分配に心掛け、整列して受け取るよう指示する。

３　トイレの確保　【食料物資班】

（１）校舎の水洗トイレ（学校トイレ）を使用できるか確認する。
（２）水が出る場合でも、極力節約するよう周知する。
（３）トイレの使用方法、トイレ清掃（当番制）のルールを作り周知する。
（４）学校トイレが不足、又は使用不能な場合には、備蓄仮設トイレを校庭に設置する。更に不足する場合は、区本部に要請する。
（５）し尿の回収は、区本部に依頼し指示を受ける。
（６）消毒用薬品を用いて、トイレ、し尿の消毒を行い、手洗いを励行する。

４　けが人・病人等の看護・応急措置・搬送　【救出救護班】

（１）教職員と協力して保健室を応急手当のできる状態に整える。
（２）けが人には、傷の清拭・消毒・ガーゼ・包帯等で応急処置を行う。
（３）医師・看護師等の有資格者がいる場合は協力依頼する。
（４）避難者の中で、介護を必要とする障害者、高齢者、病人などを把握する。
（５）中等症以上の傷病人や特別な介護が必要と思われる場合は、区本部に連絡して、指示を受ける。

５　地域の被害状況の調査、避難場所の警備　【救出救護班】

（１）行政職員と連携・協力し、周辺地域の被災状況を調査・把握する。
（２）地域防災拠点及び周辺地域の防犯パトロールを（必要に応じて）行う。

【地域防災拠点（指定避難所）の動きのポイント】

校門の鍵の開錠

１　鍵の開錠

（１）学校開校時（平日昼間）

教職員は、児童生徒の安全確保のため校庭等あらかじめ定めた場所に誘導後、保護者を待って児童生徒を引き渡す。混乱を避けるため、避難者と児童生徒を区別する。

地域防災拠点運営委員会は、教職員と連携し、校門の鍵を開錠し、避難者を校庭に地区別などに集合させ、待機してもらう。（あらかじめ待機場所を指定する。）

避難場所をあらかじめ指定する。第１次的には、体育館などが想定される。

（２）学校閉校時（休日・夜間）

あらかじめ指名された連絡調整者など教職員、又は鍵を保管している地域防災拠点運営委員会委員などが、直ちに学校に参集し、周辺地区の被害状況や避難者の集結状況により、速やかに校門の鍵を開け、避難者を校庭に誘導する。

降雨の場合は、雨を避けられる場所に誘導する。傷病者や要介護者を優先してスペースを確保する。

２　鍵の管理者

「鍵管理ガイドライン」を参考に、管理者を選定し、厳正に扱うとともに、定期的に開錠訓練する。

３　火災などの安全確認

校庭の亀裂や校舎の火災や損傷が大きい場合、あるいは、周囲に大火災が迫っている場合は、他の避難場所や広域避難場所へ一時的に避難誘導する。

４　部屋割り、スペース割

避難に使用できる部屋と部屋割収容可能人数について、あらかじめ（平時から）協議しておく。

５　車両等制限

緊急車両や物資等運搬車両の妨げとならないよう、自家用車の校庭への乗入れを禁止する。また、周辺道路への駐車も禁止する。

６　非常用放送設備

職員室の放送設備は、停電時にはバッテリー（20 分程度）で稼動しており、使用時間の制約があるため、使用者等を定め有効に活用する。

なお、平常時より、操作方法などを学校に確認しておく。

体育館・校舎など学校施設の安全確認

１　地域住民の避難誘導

（１）校庭や周辺の安全確認は、２人以上の組を編成し、ヘルメット・軍手など装備して行う。

（２）校庭で、自治会町内会別（地区別）に、あらかじめ決められている場所に集合して、待機するよう指示する。（地区別プラカードなどを準備）

（３）降雨の場合は、体育館など雨をしのげる場所に一時的に待機する。

（４）傷病者は、保健室に近い場所にとりあえず誘導する。

２　建物の安全確認

（１）２人以上で棟別などに組を編成し、学校平面図に安全確認の結果を記録する。

（２）装備はヘルメット、軍手、懐中電灯、学校平面図、部屋別被害記録用紙、画板、筆記用具など

３　広域避難場所

火災の延焼拡大により、避難場所が危険と判断される場合は、避難者を広域避難場所へ誘導し、火災が鎮火して安全が確認できたら、再び地域防災拠点へ誘導する。

万一に備え、平時から広域避難場所への避難経路を相談しておく。

救助・救護資機材による救出救助活動

１　救助隊の編成

（１）発災直後は、地域防災拠点に避難した後、余震に注意しながら救助隊を編成し、被災者の救助活動に備える。

（２）必要に応じて、地域防災拠点に避難してきた人にも、救助隊への参加協力を呼びかける。

（３）救助隊１隊は概ね 10 人程度で考える。（疲労等による交替要員の確保も必要）
（４）班長は、現場へは行かず、地域防災拠点に残って総合連絡調整を行う。
（５）班長は、避難場所で各隊の活動状況を把握し、必要に応じて交替要員や応援者を手当てする。

２　救出活動

（１）家屋などに閉じ込められている人を発見したとき、近くに消防救助隊などが展開している場合は、まずその助けを求める。
（２）近くに消防救助隊などがいない場合は、二次災害に注意しながら救助活動に入る。
（３）救助隊での救出が困難と判断した場合は、消防救助隊を要請し、到着までの間に、閉じ込められている人に声をかけるなど、励ましの活動を行う。
（４）救助隊は、自治会町内会の防災担当や消防団とも連携・協力して救助活動を行う。

３　救助すべき場所

（１）庶務班からの情報をもとに救助を必要とする場所（倒壊家屋など）を地図に記録し、救助隊は出動する。（あらかじめ地域の居住者名入りの家屋地図を備えておく。）
（２）班長は、被災状況等優先順位を付してから倒壊家屋地図で救助隊に活動場所を指示する。

４　防災備蓄庫に配備されている救助・救護資機材（令和５年 10 月１日時点）

区分	品目	数量
救助・救護資機材	ガソリン式発電機	３台
	ガス式発電機	３台
	投光器	５台
	コードリール	５台
	ヘルメット	10 個
	ハンドマイク	２個
	担架	10 本
	金属梯子	１本
	つるはし	５本
	大ハンマー	５本
	スコップ	５本
	てこ棒	５本

区分	品目	数量
救助・救護資機材	大バール	５本
	ワイヤーカッター	５本
	大なた	５本
	のこぎり	５本
	掛矢	２個
	リヤカー	２台
	グランドシート	10 枚
	松葉杖	５組
	ロープ	５本

５　防災資機材の補充

必要に応じて、自動車に常備しているジャッキや各家庭にある機材を在宅者等から借用することも要請する。

６　平常時からの活動

救出救護班員は、日頃から防災資機材や救助知識を習得し、救助隊を先導し活動を指揮する。

地域防災拠点（指定避難所）の開設

１　地域防災拠点（指定避難所）の開設

（１）地域防災拠点（指定避難所）の開設は、運営委員長、行政職員、又は学校長が行う。
（２）開設連絡など区災害対策本部との連絡調整は、主として行政職員が行う。
（３）繰り返し、開設宣言を行い安心させる。
（４）避難者から各班の活動協力者を募り、各班に割り当てる。
（５）非常用放送設備の利用は、担当者を決めて有効に活用する。

２　拠点運営本部の設置

（１）運営委員の参集場所や拠点本部は、あらかじめ会議室など適切な場所に決めておく。
（２）学校の固定電話は災害時優先電話となっている。
（３）拠点本部設営に必要な機器は、搬出入しやすい場所に用意する。
　　運営マニュアル、各種様式の印刷物、電話、ハンドマイク、非常照明、筆記用具、模造紙、メモ用紙、ガムテープ、雨具、地区プラカード、パソコンなど

３　避難場所の割り振り

（１）避難場所の１人分の占有面積は、最初にスペースに余裕があっても２平方メートル以内（１畳見当）とする。
（２）避難場所の部屋割りはあらかじめ計画しておくが、被害状況によっては、変更できるよう未記入平面図も準備しておく。
（３）体育館のみでスペースに不足が生じる場合は、学校管理者と相談し、事前に予定している教室を利用する。（建物の被害状況により柔軟に対応）
（４）校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等について、それぞれ特別な用途に使用することから、避難者の生活スペースとしては使用しない。
（５）男女別更衣室、高齢者や乳幼児を抱える家庭及び妊婦等に配慮した女性専用スペース並びに要援護者の男女別スペースについて、あらかじめ学校管理者及び地域防災拠点運営委員会で協議し決めておく。
（６）被災市民のペット同行避難を想定し、地域防災拠点運営委員会は、あらかじめ学校敷地内（可能であれば、雨や風をしのぐことができる場所）等に、ペットの一時飼育場所を設定する。設定の際は、避難者との動線を分けるなど、動物を苦手とする人や動物アレルギーの人に配慮する。

４　避難者名簿の作成

（１）避難者名簿は、地区の代表者又は部屋の代表者に協力してもらい地区又は部屋別に集約・整理する。
（２）避難者数のほか、けが人、病人、要援護者の人数や状況を把握する。とりわけ、医療救護拠点や福祉避難所に搬送を要する人を優先的に把握し、必要な措置を講ずる。
（３）名簿は原則として、行政職員が管理する。（個人のプライバシーに注意し、適正な管理が必要）

（４）行政職員又はその指示を受けた者は、避難者カードに基づく安心情報を、適宜ＦＡＸや伝令等の手段により区災害対策本部に伝達する。

水・食料の確保

１　水の確保

（１）飲料水の量は、避難者と周辺被災者を合わせた人数分を確保する必要がある。
（２）１人１日３リットルを目安に、２～３日分の確保が必要。
（３）飲料水が不足する場合は、庶務班に連絡し、区災害対策本部に要請する。

２　受水槽とプール

（１）高置槽（屋上）５～10 トン位、受水槽（地下又は１階）20～30 トン位、ともに飲用可能。
（２）受水槽は水抜き管から取水する。太い管なので無駄のないように注意する。
（３）給水管にひび割れによる水漏れのある場合は、穴をふさぐ応急処置をするか、汲み置く。
（４）プールの水（小学校 175 トン、中学校 360 トン程度）は、原則として消火用、トイレ等の生活用に使用する。

３　災害用地下給水タンク（循環式地下貯水槽）

（１）災害用地下給水タンクでは、飲料用水として使用する場合には、消防用水その他の使用は禁止する。（約 60 トン）
（２）マンホールの蓋を開け、手動ポンプを取り付けて取水する。
（３）手動ポンプなどの機器の置き場は、平常時から確認しておく。

４　緊急給水栓

（１）地震直後には閉鎖されるが、２～３日中には復旧すると思われるが、本管に残っている水は、地震直後でも出ることもある。
（２）緊急給水栓（消火栓）に取り出しホースを取り付け、給水栓等の器具をつけて給水する。
※　水道局職員など、平常時から取り扱いに慣れた者以外は危険なので取り扱わないこと。

５　組立式給水用水槽

地域防災拠点に１基配備してある。（容量計２．２トン）

６　給水車による給水体制

（１）給水車による給水配布が本格化するのは、地震発生後３日くらい後が目処となる。
（２）それまでは、要請のあるところに最低限の配給しかできないことがある。
（３）乳幼児、高齢者、けがや病人のいる世帯を優先する。

７　井戸水の活用

「災害応急井戸」の指定を受けた井戸水は、飲料水としては使用せず、生活用水として活用する。（「わいわい防災マップ」参照）

８　防災備蓄庫に配備されている食料・生活資機材（令和５年 10 月１日時点）

区分	品目	数量
食料	水缶詰	2,000 缶
	クラッカー	1,000 食
	保存パン	1,000 食
	おかゆ	460 食
	スープ	220 食
	粉ミルク	20 缶
生活資機材	生理用品	425 枚
	高齢者用紙おむつ	210 枚
	乳幼児用紙おむつ等	1,350 枚
	ほ乳器	40 個
	灯油式かまどセット 又はガスかまどセット	１台
	LED ランタン	80 台
	テント	２基
	アルミブランケット	240 枚
	毛布 ※１	240 枚
	保温用シート	150 枚
	多言語表示シート	１式
	コミュニケーションボード	１式
	ビブス（橙色、青色）	各 10 枚
	デジタル移動無線 子機・延長コード	１基 ずつ
	特設公衆電話 電話機・コード	２基 ずつ

区分	品目	数量
生活資機材	防災ラジオ	２台
	トランシーバー	２台
	組立式仮設トイレ	２基
	簡易トイレ便座	６基
	トイレパック	5,000 セット
	トイレットペーパー	192 巻
	下水直結式仮設トイレ （ハマッコトイレ） ※２	５基
	受水槽用蛇口 ※３	１式
	給水用水槽（１ｔ）	１個
感染症対策資機材	サージカルマスク	10 箱 (500 枚)
	小さめマスク	６箱 (300 枚)
	消毒液（ハイター）	２本 (1.2L)
	雑巾	10 枚
	使い捨て手袋	700 枚
	泡ハンドソープ	10 本
	アルコール消毒液	40 本 (20L)

※１　拠点によっては、240 枚のうち一部を方面別備蓄庫等に保管している場合があります。

※２　令和５年 10 月１日時点で設置されていない拠点が一部あります。

※３　受水槽が設置されていない拠点には配備されていません。

【参考】地域防災拠点　備蓄品一覧（防災・危機管理統括本部 地域防災課）
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/place/kyoten/kyoten02-1.html

第５節　医療救護隊の対応

１　医療救護隊の編成等

（１）医療救護隊の編成

震度６弱以上の地震が観測された区は、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て、速やかに医療救護隊が編成される。また、震度６弱未満であっても、負傷者数等が多数発生している場合などは、市本部医療調整チームから横浜市医師会、横浜市薬剤師会等の医療関係団体へ医療救護隊の編成が要請される。

（２）医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の基準に基づき、１隊５人程度を基本とするが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成する。状況に応じて、他の医療関係団体、医療ボランティア等が加わる。

医　師	看護職	薬剤師	業務調整員
１～２人	１～２人	１人	１人

（３）主な医療活動の内容

ア　挫創、挫傷、熱傷、骨折等の外傷に対する応急医療
イ　内因性疾患に対する応急医療

（４）医療救護隊の活動

医療救護隊は、地域防災拠点等の避難所で負傷者等の状況把握とともに、主に軽症者に対する応急医療を行う。なお、地域防災拠点での活動は学校保健室を活用する。また、こころのケアチーム、歯科診療チーム、保健活動グループ等との連携についても配意する。

２　医薬品等の備蓄

（１）すべての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備する。
（２）薬局、休日急患診療所および区役所に医療救護隊用の医薬品を備蓄する。
（３）医療救護隊が使用する医薬品は、薬局や休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用する。なお、薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に搬送する。

３　災害時に備えた取組

発災時に迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、地域防災拠点では医療救護隊の診療場所としての学校保健室の提供や、感染症発生に備えた隔離室の配慮などを平常時より行う。

第６節　学校施設・設備の安全点検

１　学校施設の安全点検

（１）被災状況の点検

二次災害の発生を防止し、早急に学校教育活動を再開するため、施設・設備の被災状況を点検し、必要な場合には、早期に専門家等による応急危険度判定を受ける。

危険個所には、ロープを張り立入禁止の標示をするなどの措置を講じる。

	学　校　の　対　応
安全確保	○学校施設・設備の安全確認を行うと同時に整理を行う。 ○理科室など特別教室の危険物の安全確認と応急処置を行う。 ○危険個所の確認と立ち入り禁止区域の設定を行う。
ライフラインの点検	○ライフライン（電気・水道等）が使用できるか点検し、必要な措置を行う。 ○ガス会社の点検があるまでガスの元栓を閉めておく。 ○給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。 ○プールの水は多くの活用例があり、生活用水としての使用方法も検討する。
復旧対応	○校舎が使用可能かどうか、専門家の調査結果を待つ。 ○施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。 ○教育委員会事務局と連絡をとり、被害報告及び復旧対応について協議する。

（２）危険個所の判定

ア　建物の危険度の判定は、専門家に任せなければならないが、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立ち入り禁止の判断や指示は、原則として管理者としての学校長が行う。

イ　施設設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこがどのような損傷が新たに発生したかをすみやかに発見できるようにしておくことが大切である。

ウ　構造上の問題としては、柱・梁（はり）・壁の破壊である。

（ア）鉄筋コンクリート

柱・梁　＝　鉄筋が見える、深い亀裂

壁　　＝　大きく深い亀裂、×字形の亀裂

（イ）鉄骨造り

柱・梁　＝　折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ

壁　　＝　破損があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

（ウ）木造

柱・梁　＝　傾く、接合部が外れる

第７節　発災後の休校期間

横浜市内で震度５強以上の地震が１箇所でも発生した場合、原則として当日および翌日は休校とする。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とする。

なお、各学校においては、あらかじめ、児童生徒等への休校・学校再開の情報伝達方法（学校ホームページ、電子メール、貼紙、旗等）をルール化する。

第４章　学校教育再開に向けた対応

第１節　教育再開のための準備活動

１　教育再開のための準備活動

学校は、本来業務として、学校再開のための総合的準備活動を行うことになる。

避難場所が引き続き設置されている場合、教職員はその運営協力など、一定の役割があるが、学校再開に向けては、教職員の本来業務の遂行が求められる。

そこで、地域防災拠点に指定され、避難場所が引き続き開設されている学校では、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などの理解が必要となるため、地域防災拠点の運営委員会のなかに学校再開準備班を設置し、そのための調整活動を行う。

２　学校における教育再開のための準備活動

（１）災害発生直後は、学校としては、避難誘導・安否確認班、救出・救急医療班、消火・安全点検班、そして住民対応・避難場所支援班の活動が中心となるが、被害の規模、程度等により状況は異なるものの、災害発生後３日程度経過した時点からは、学校教育再開に向けた準備活動を始める必要がある。

（２）学校長は、学校における災害復旧対応状況および避難場所における避難者受け入れ状況や避難場所運営状況など事態の全体的な推移を把握し、学校災害対策本部の組織・人員配置体制を見直し、学校の本来業務である教育活動の再開に向けた準備活動のための人員配置を行う。

（３）学校は、学校教育再開に向けて必要となる総合的な準備業務を所管する。

（４）学校教育再開に向けた準備活動は、住民対応・避難場所支援班の活動に支障のない範囲内で、全教職員によって行う。

３　学校再開準備班の設置（地域防災拠点運営委員会）

（１）学校再開準備班設置の趣旨

ア　学校長は、児童生徒の学習の場の確保等を円滑に進めるため、地域防災拠点運営委員会に、同委員会の必要に応じて学校再開準備班を設置する。

イ　円滑な学校再開を図るためには、阪神淡路大震災における神戸市での事例を踏まえ、地域防災拠点運営委員会のなかに学校再開準備班を設置し、避難住民や地域住民の理解を得て、学校再開に向けて取り組むことが重要である。

ウ　授業再開に関わる業務については、学校教育法・地方教育行政組織法の趣旨から、基本的に教育委員会・学校、教職員が担っていくことになる。

（２）学校再開準備班の構成・役割

ア　構成メンバーは、学校長、副校長、教職員代表、運営委員代表、保護者代表などとなる。

イ　学校再開準備班は、学校再開にあたって、主に次の事項を中心に避難者や地域住民の十分な理解と協力を得て、準備を進める。

（ア）学校再開について、避難者や地域住民との話し合いの場の設定

（イ）避難者や地域住民への学校情報の伝達

○教職員による家庭訪問、仮登校日の設定などについて、事前に趣旨説明を行い、誤解が生じないよう、避難者や地域住民の十分な理解と協力を得ること

（ウ）避難場所として継続して使用するスペースと学校教育活動の再開にあたって利用するスペースとの調整、共同使用区域の設定

（３）学校と学校再開準備班との関係図

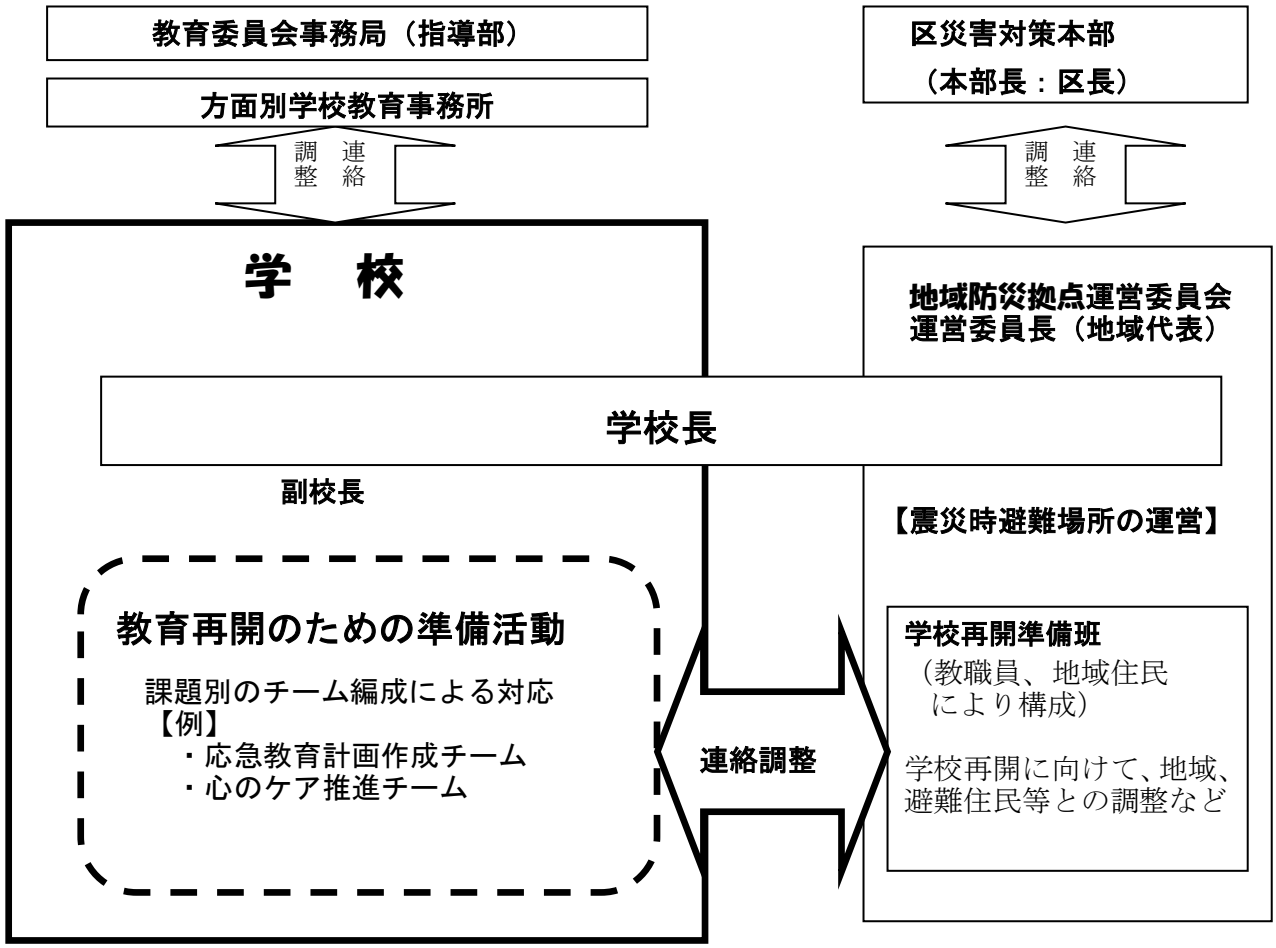

第２節　学校の教育活動再開に向けて

１　被害実態調査（安否確認・被害調査）とその対応

（１）児童生徒の安否確認・被害調査

ア　児童生徒及びその家族の安否確認を行う。同時に所在・避難先を確認し、一覧表にする。

イ　児童生徒の住居の被害状況の確認も行う。

ウ　確認手段としては、電話、携帯電話、電子メール、家庭訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害用伝言ダイヤルなど、その時点で可能な方法を駆使して行う。

エ　安否確認にあたっては、地域防災拠点運営委員会の学校再開準備班が設置されている場合には、その運営委員代表や保護者代表などの協力も得る。

オ　震災後に児童生徒が、自主的に登校することも想定される。このような場合には、その登校した児童生徒から、他の児童生徒の情報を得て、教職員がその情報の確認を行うという方法も考えられる。

カ　地域自治会・町内会等の協力を得て、「○○月○○日に○○学校で、安否確認を行ないますので、○○時に登校してください。」という内容のはり紙・ビラを学区内に掲示して児童生徒に呼びかけ、安否確認をすることも考えられる。

キ　安否確認が取れていない児童生徒の確認を引き続き行う。

ク　うわさ、間接情報などに基づくことなく、確実な確認方法によって行い、誤報を排除する。

ケ　被災地以外に避難している児童生徒の把握も、今後の教育活動再開に向けて必要になるため行う。

（２）教職員の安否確認・被害調査

ア　教職員及びその家族の安否確認を行う。同時に所在・避難先を確認し、一覧表にする。

イ　教職員の住居の被害状況の確認も行う。

（３）校舎の被害状況の確認

ア　学校施設等の被害状況を確認する。できるだけ写真撮影しておく。また、図面に位置等を記入しておくとよい。

イ　ライフラインの被害状況を確認する。

ウ　被災状況の調査については、地域防災拠点運営委員会と連携を図り実施し、その結果についての情報は共有する。

エ　一度安全点検を実施した場所でも、その後の時間の経過とともに被害が拡大する場合や余震の影響もありうるので注意して調査する。

オ　調査にあたっては、少しでも危険を感じた場合は中止し、立ち入り禁止区域とする。

（４）校庭の被害状況の確認

校庭の地割れ、液状化現象の発生、水漏れなど被害状況を調査する。

（５）立ち入り禁止区域の標示

校舎や校庭の危険区域については、立ち入り禁止区域の標示を行う。

（６）通学路など地域の被害状況の確認

学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れ、有毒ガスの発生など、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。

（７）教育委員会事務局への報告

教育委員会事務局への報告を早期に行う。

ア　様式３　被害状況詳細報告

イ　様式４　学校教育活動再開見通し報告

２　被害実態調査を基に教委事務局・関係機関との協議調整

（１）関係機関や教育委員会事務局と協議調整

学校教育再開に向けて、校舎等の被害に対する対応など、必要な措置について、関係機関や教育委員会事務局と協議調整していく。

その主な項目としては、次のような内容となる。

〈関係機関等との調整事項〉

ア　校舎等被害に対する応急措置

イ　校舎等の危険度判定調査

ウ　ライフラインの復旧

エ　仮設トイレの確保

オ　児童生徒の心理面への影響確認と心のケア体制

カ　教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）

キ　通学路の安全確保

ク　避難移動した児童生徒の就学手続きに関する臨時的措置

ケ　児童生徒の動向把握（避難先等の把握）

コ　教科書、学用品等の確保

サ　救援物資等の受け入れ

シ　避難場所運営の支援

提出先　　（様式４）

方面事務所・課	電子メール	FAX	TEL
□東部学校教育事務所	ky-tobu@city.yokohama.lg.jp	（411）0613	（411）0608
□西部学校教育事務所	ky-seibu@city.yokohama.lg.jp	（336）3765	（336）3743
□南部学校教育事務所	ky-nambu@city.yokohama.lg.jp	（843）6358	（843）6408
□北部学校教育事務所	ky-hokubu@city.yokohama.lg.jp	（944）5954	（944）5979
□高校教育課	ky-koko@city.yokohama.lg.jp	（640）1866	（671）3272
□特別支援教育課	ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp	（663）1831	（671）3958

※　提出課にレ点　　※　TEL の場合は、以下の事項について口頭で報告する

学校教育活動再開見通し報告

区　　学校	記入者氏名
年　月　日	午前 ・ 午後　時　分現在
仮登校日　月　日	**午前 ・ 午後　時　分**

登校可能な児童生徒の人数

	小１	小２	小３	小３	小３	小３	中１	中２	中３	計	在籍全児童生徒数
人数											

勤務可能な教職員の人数

	校長	副校長	教員	養護	栄養	給食	事務	技能	その他	計	在籍全教職員数
人数											

不足する教科書の状況

学年	教科	冊数	学年	教科	冊数

不足する学用品の状況

学用品名	数量	備　考

不足する教材・教具の状況

教材・教具名	数量	被害状況・復旧見込み等

その他連絡事項（転校希望者数など）

３　情報分析・再点検等による実態把握

（１）登校可能な児童生徒の人数の把握

これまでの安否確認や被害状況調査の結果を分析して、登校可能な児童生徒の人数を把握する。

（２）勤務可能な教職員の把握

（３）使用可能教室の把握（不足する教室数の把握）

ア　学校と地域防災拠点運営委員会との話し合いにより授業に使える教室を確保する。

イ　普通教室と使用可能の特別教室の数を調査する。

ウ　使用可能教室が少なければ、短縮授業・二部授業の検討をする。

（４）校内の使用範囲、立入禁止区域の設定

（５）電気・ガス・水道等の復旧状況の確認

（６）教科書・学用品のない児童生徒の人数の把握

（７）不足する教材・教具の把握

ア　学用品が家庭に残っている状況を調査する。

イ　不足分の手当てをする。（教育委員会に申請、ボランティア物資等）

ウ　教材教具の申請や借用の手配をする。

（８）通学路・学区の安全点検の実施

ア　安全点検の実施にあたっての留意点

（ア）通学路の安全点検の実施に際しては、ＰＴＡや地域防災拠点運営委員会と連携を図り、協力を得る。

（イ）現地調査にあたっては、明細地図等を携帯し、図に危険情報を記入していく。

（ウ）点検は、児童生徒の目の高さ及び大人の目の高さの２視点から行う。

（エ）特に、頭上の点検（広告、看板等の落下の可能性）は念入りに行う。

（オ）余震の発生等によって、通学路周辺の建物の崩壊や倒壊、ブロック塀や石垣、自動販売機の倒壊で登下校中の自動生徒等に危害が及ばないか点検する。

（カ）道路の地割れ、がけ崩れの危険性についても、十分に点検する。

（キ）停電等で交通信号機が停止している場合には、特に広い道路では、児童生徒等の横断が危険になるので、警察官等の配置があるかなど確認しておく。

（ク）防犯の視点から、地域での不審者の出没情報等があれば、十分把握しておき、対応を図る。警察署への連絡、相談等も行う。

イ　通学路の変更とそのお知らせ

現地調査の結果、従前の通学路を使用することは危険が大きい場合には、保護者等との協議のうえ、別の経路を決定し、児童・保護者等に周知する。

４　一斉家庭訪問実施による児童生徒の詳細な情報の把握

児童生徒のおかれている状況をより具体的かつ詳細に把握するため、教職員は家庭訪問、避難先への訪問などを行うことが有効である。

（１）一斉家庭訪問等の実施

ア　児童生徒や保護者と教職員が直接会って話し合うことによって、子どもの怪我の有無、心理的な影響、家族の被害の状況、家屋の被害の状況、教科書など学用品の被害の状況など、教育を再開するにあたって配慮すべき事項等について、できる限り把握に努める。

イ　学校施設の安全性など学校のようすを伝えるとともに、学校の教育活動再開の見通し、仮登校日の設定に関する情報提供、学校と保護者との連絡方法・連絡先等について確認する。

ウ　通学路周辺の建物の倒壊の危険性など学校が把握している通学路等の安全についての情報提供を行うとともに、通学路の変更等の可能性についても必要に応じて話し合う。

（２）一斉家庭訪問等の実施によって把握した情報の整理等

ア　児童生徒の心理面の状況把握

イ　登校児童生徒の確認と学級編制

ウ　避難移動した児童生徒の把握

エ　児童生徒のより具体的な被害状況確認（教科書、学用品等）

オ　保護者への連絡方法の確認

カ　通学路の安全指導

キ　避難移動した児童生徒の移動先訪問、実情の把握（在籍校への復帰時期等）

５　仮登校の実施

（１）仮登校日の決定及び保護者への通知

ア　一斉家庭訪問等の実施によって把握した情報を教職員間で共有し、子どもが登校できる状況かを検討する。また学校の施設の安全を確認して、仮登校日を設定する。

イ　仮登校日の設定については、地域防災拠点運営委員会の学校再開準備班が中心になって、学校再開の見通しについての説明会開催など地域住民、避難住民に十分に情報を周知させ、地域住民、避難住民の理解を基礎として、準備を進める。

ウ　仮登校日の設定を保護者に通知する方法を検討し、一斉の家庭訪問などで把握した事情等を踏まえて、何らかの方法で再開を知らせる。

　電話、携帯電話、Ｅメール、家庭訪問、自治会等掲示板へのビラ、ポスター掲載、学校ホームページへの記載、テレビ、ラジオでの伝達などその時点で可能な方法を駆使して行う。

（２）仮登校日の対応等

ア　仮登校日では、教職員は児童生徒、家庭の全体的な状況を把握するとともに、学校再開に向けての今後のスケジュールなどをわかりやすく説明する。

イ　仮登校することにより、教職員や同級生などと再会できた喜びを感じるとともに、児童生徒が互いの体験を話し合うことなどにより、心の傷を癒すきっかけとなる。

ウ　教職員は、心のケアの視点から、児童生徒を暖かく包み込み、子どものつぶやき、悲しい体験などじっくり話を聞く姿勢を積極的に持つことが大切である。

６　教育再開を目指した協議調整

（１）教育委員会事務局との調整事項

教育再開に向けた事務局との調整については、主に次のような項目が想定される。

ア　校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
イ　授業形態の工夫（二部授業等）
ウ　不足教職員についての応援体制・配置、
エ　教職員が不足する場合の授業等の対応
オ　教科書等の確保
カ　学校給食の再開
キ　学費の援助、教育事務の取り扱い
ク　授業再開の日程協議
ケ　児童生徒の心のケア対策の支援体制
コ　学習の場の提供
サ　欠授業時数の補充と授業の工夫、児童生徒の学力補充

（２）学校として対応すべき事項

ア　応急教育計画の作成（　詳細　⇒　第５節　）
イ　転出児童生徒の調査（　関連　⇒　第４節　）
ウ　就学援助が必要な児童生徒等の調査
エ　水道の衛生検査の依頼（　関連　⇒　第３節　）
オ　給食再開に向けての調査（　関連　⇒　第３節　）
カ　児童生徒の心のケアの体制整備（　詳細　⇒　第５章　）
キ　保健室の復旧・整備

７　学校教育再開の情報提供と地域住民の理解

（１）地域防災拠点運営委員会学校再開準備班の活動

ア　学校再開に向けた学校内外への情報提供・広報活動は、学校再開準備班を構成する教職員を中心に運営委員などが協力して行う。

イ　学校教育再開に向けて、避難住民に対して、避難スペースの縮小・移動など、十分な説明・情報提供を行い、理解を求める。

学校教育再開に向けた対応の主な流れ

被害実態調査
安否確認
被害調査

- ○　児童生徒及びその家族の安否確認
- ○　児童生徒の住居の被害状況確認
- ○　教職員及びその家族の安否確認
- ○　教職員の住居の被害状況確認
- ○　学校施設等の被害状況確認
- ○　ライフラインの被害状況確認
- ○　通学路など地域の被害状況確認

↓

被害実態調査を基に関係機関、教育委員会事務局との協議調整・対応

- ○　校舎等被害に対する応急措置
- ○　校舎等の危険度判定調査
- ○　ライフラインの復旧
- ○　仮設トイレの確保
- ○　児童生徒の心理面への影響確認と心のケア体制
- ○　教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ○　通学路の安全確保
- ○　避難移動した児童生徒の就学手続きに関する臨時的措置
- ○　児童生徒の動向把握（避難先等の把握）
- ○　教科書、学用品等の調達支給
- ○　救援物資等の受け入れ
- ○　避難場所運営の支援

↓

家庭訪問、仮登校

↓

情報整理・分析と対応

- ○　児童生徒の心理面の状況把握
- ○　登校児童生徒の確認と学級編成
- ○　避難移動した児童生徒の把握
- ○　児童生徒のより具体的な被害状況確認
  （教科書、学用品等）
- ○　保護者への連絡方法の確認
- ○　通学路の安全指導
- ○　避難移動した児童生徒の移動先訪問、実情の把握
  （在籍校への復帰時期等）

↓

教育再開を目指した協議調整・対応

〔協議調整事項〕
- ○　校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
- ○　授業形態の工夫（二部授業等）
- ○　不足教職員についての応援体制・配置
- ○　教職員が不足する場合の授業等の対応
- ○　教科書等の確保
- ○　学校給食の再開
- ○　学費の援助、教育事務の取扱い
- ○　授業再開の日程協議
- ○　児童生徒の心のケア対策の支援体制
- ○　学習の場の提供
- ○　欠授業時数の補充と授業の工夫、児童生徒の学力補充

〔学校が対応すべき事項〕
- ○　応急教育計画の作成
- ○　転出児童生徒の調査
- ○　就学援助が必要な児童生徒等の調査
- ○　水道の衛生検査の依頼
- ○　給食再開に向けての調査
- ○　児童生徒の心のケアの体制整備
- ○　保健室の復旧・整備

第３節　学校再開のための環境整備

１　応急教育を行う場所の確保等

（１）応急教育を行うための類型としては、①単独再開、②本校舎と仮設校舎での再開、③仮設校舎のみでの再開、④臨時校区による再開、⑤周辺校で分散しての再開などが想定される。

学習指導としては、学級の再編、２部授業制、隣接校との連携分散授業、校区内施設や他の施設利用などの工夫が必要となる。

（２）学校長は、次のとおり、各学校の実情に応じて、応急教育活動を実施する。

ア　施設の被害が軽微な場合

各学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。

イ　施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室や特別教室等の転用により、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。

ウ　施設の使用が全面的に不可能な場合

教育委員会事務局と連携し、近隣の安全な学校や公共施設の代替利用又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設を行い、授業を再開する。

２　特別支援学校における通学手段の確保等

（１）学校長は、児童生徒の居住地が全市にわたっているため、市内交通機関の復旧による通学の安全確保を確認する。

（２）スクールバスの運行再開を早急に実施できるよう、緊急ルートを所轄の警察署・バス会社と連絡を取りながら作成し、教育委員会事務局に報告するとともに、保護者に周知する。（通行禁止道路通行許可等）

（３）学校給食再開については、公益財団法人よこはま学校食育財団及び教育委員会事務局と十分な連携の下に準備する。

（４）学校の全面再開は、（１）～（３）の見通しがつき次第、児童生徒宅に直接連絡を行う。

３　学用品の給与・就学援助等

（１）学用品の給与

教育長は、被災した児童生徒に対し、その学習に支障を生じないよう、学用品の調達支給を行う。

なお、必要な教材・学用品については、基本的に通常、学校に備わっている教材等の有効利用により対応する。

※　不足品が生じた場合に対応する迅速な調達･補給システムをあらかじめ確保しておく必要がある。

教科書の補給については、災害救助法の適用が行われた場合、義務教育諸学校の児童生徒に関しては、県から無償で給与される。

※　供給ルートを複雑にしないため、基本的には独自の供給ルートを設けず、全市的に展開する災害時の生活物資調達・供給ルートのなかに、学校用教材等も供給品目として位置づけ、不足品の調達・供給を実施する。

ウ　供給までの流れ

（ア）不足品のリストアップ及び必要品目・数量の報告

（イ）補給必要品目・数量の集約、調達計画の策定及び救援依頼

（ウ）配分指示、各学校への補給

（２）児童生徒の就学機会の確保

ア　国（文部科学省）の対応

被災した児童生徒への対応については、兵庫県南部地震や新潟県中越地震、及び東北地方太平洋沖地震の際に文部科学省から、被災地域の児童生徒の就学事務の弾力的な取り扱いについて、通知されている。

したがって、本市において同様の緊急事態が発生した場合には、同様の対応が必要となる。

イ　文部科学省通知の要旨

文部科学省通知「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」の要旨は、次のとおり。

（ア）高等学校及び特別支援学校等における入学料の取り扱い等について

高等学校及び特別支援学校において、今回の地震により、生徒の学資を負担している者が災害を受け、授業料、入学料、受講料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

（イ）就学援助等について

被災により就学援助を必要とする児童生徒に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生に対して特段の配慮を行うこと。

４　飲用水道水の安全確認・給食室の安全点検

（１）飲用水道水の安全確認手順

①　長期休業終了時と同様に、学校内のすべての蛇口から流水し、その後教職員による次の点検を行う。

ア　水道水に濁りや異常はないか確認をする。（異味・異臭）
イ　試薬を用いた水質検査をし、残留塩素濃度は 0.1 ㎎/ℓ 以上であるかを確認する。検査をする蛇口は長期休業終了時検査と同じ蛇口とする。

② ①の結果、ア又はイの異常がある場合は、各学校より学校薬剤師に連絡の上、横浜市薬剤師会事務局（電話 761-7840）へ連絡し、指示を受ける。

③ ①の結果にかかわらず、水道(配)管の破裂・ずれ、水漏れ等の修理を行った場合は、各学校は薬剤師会に連絡の上、横浜市薬剤師会事務局へ連絡し、指示を受ける。

※　高架水槽からの水の安全が確認できない間は、直結水道管が接続されている管理諸室（職員室、用務員室、給食室）の水道水を利用したり、水筒を持参させるなど、水分補給に十分に配慮すること。水筒を持参させる場合の水筒の衛生管理については、児童生徒に指導するとともに、家庭への協力を呼びかけること。

（２）給食室の安全点検

教育活動が実施される等の状況を勘案し、給食実施を準備し、原則として給食再開可能校から逐次給食を実施する。

ア　学校長の役割

（ア）学校長は、給食再開に備え、給食場、給食用設備、備品等の清掃及び消毒等の安全・衛生点検を行う。点検は「学校給食安全衛生管理総合マニュアル（令和４年３月改訂）」（YCAN 学校給食・食育推進課のホームページに掲載）に基づき、「臨時衛生管理検査」、「学校給食日常点検」等を実施する。また、学校医、学校薬剤師、区福祉保健センター等に依頼して、給食場、その他の衛生検査、給食従事職員の健康診断等を行い、衛生管理に万全を期する。

（イ）学校長は、再開実施に当たっては、給食従事職員及びパンその他給食物資の納入業者の赤痢その他感染症の発生状況を調査し、区本部衛生班と連携して防疫対策に万全を期する。

イ　教育委員会事務局、公益財団法人よこはま学校食育財団の役割

教育委員会事務局、公益財団法人よこはま学校食育財団は、物資の供給体制を確保して、学校給食の再開に努める。

【参考】安全・衛生点検時に使用する「学校給食安全衛生管理総合マニュアル（令和４年３月改訂）」中の、主なもの

○　横浜市学校給食衛生管理マニュアル
○　安全点検当日のポイント・メンテナンス
○　調理器具　目で見る点検ポイント
○　業務災害を防ぐために
○　臨時衛生管理検査（票）、学校給食日常点検票
○　学校給食点検依頼・確認報告書

【参考】平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災における、給食室の点検

点検内容	異常が認められた場合の対応
回転釜等器具周辺でガス管の亀裂やガス臭がないか。	作業を中止し、学校給食・食育推進課へ連絡する。
ガス遮断弁が作動していないか。	ガスの元栓を確認し、復旧させる。復旧しない場合は学校給食・食育推進課へ連絡する。
水道管や蛇口から水漏れはないか。	著しい水漏れの場合は学校給食･食育推進課へ連絡する。
水道水は試薬を用いた水質検査を行い、残留塩素濃度は 0.1mg/ℓ以上あるか。	0.1mg/ℓ未満の場合は作業を中止し、学校給食・食育推進課へ連絡する。
水道水に濁りや砂などの混入がないか。	下処理室で 10 分以上流水し、ガーゼやフィルターで取りきれない場合は作業を中止し、学校給食・食育推進課へ連絡する。
給温水に濁りや異常はないか。	さびや濁りがみられる場合は、10 分程度流水し、改善が見られない場合は使用を中止する。
冷蔵庫等の電気機器は正常に稼働しているか。庫内温度は適切か。	作動していない場合は、漏電遮断器等を確認し復旧させる。通電できない場合は学校給食・食育推進課へ連絡する。保管されていた食品については温度を確認し、使用の可否を判断する。
熱風消毒保管庫内は乾燥しているか。	乾燥していない場合は、機械が正常に作動すれば再度通電する。作動しない場合は薬剤又は煮沸により消毒して使用する。
窓ガラスや天井、吸排気器具に異常はないか。	窓ガラスのひびや天井のはがれがある場合は応急処置をし、修理を依頼する。

【阪神・淡路大震災時の神戸市の例】

１　簡易給食の実施

被害の激しい地域では、ライフラインの復旧の遅れなどで調理業務が不可能となる。

激震地の子どもたちへの厳しい環境への配慮から、全市一斉の給食開始を市教育委員会の方針として、取り組んだ。そのため、給食の再開は、簡易給食とした。

〈簡易給食の献立例〉

Ａ　パン、牛乳、いちごジャム、チキンソーセージ、はっさく

Ｂ　パン、牛乳、マーマレード、ソフトチーズ、アセロラゼリー、ひなあられ

２　完全給食の実施

次に、「全校での完全給食の実施」を目標とした。

ガス・水道・下水道の復旧工事が、震災後２ヶ月以上経っても見通しが立たない学校もあり、都市ガスの未復旧校は、プロパンガスで対応した。

補修工事の関係で、自校での調理の目処がたたない学校については、給食共同調理場や近隣校で調理・配送することとした。すべての学校での完全給食の実施は、震災後３ヶ月が経過していた。

第４節　転出に伴う就学事務等

１　転出した被災児童生徒の受入れ先での対応

（１）国（文部科学省）の対応

ア　被災した児童生徒が他地域に緊急避難した場合の受入れ先での当該児童生徒の対応については、兵庫県南部地震や新潟県中越地震、及び東北地方太平洋沖地震の際に文部科学省から全国の教育委員会あて、被災地域の児童生徒の就学事務の弾力的な取り扱いについて、通知されている。

イ　したがって、本市において同様の緊急事態が発生した場合には、同様の対応がなされるものと一般的には想定される。

（２）文部科学省通知の要旨

文部科学省通知「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」の要旨は、次のとおり。

ア　被災した児童生徒の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。

イ　義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、教科書を無償給与することができること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

ウ　高等学校及び特別支援学校等における入学料の取り扱い等について

高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒の学資を負担している者が災害を受け、授業料、入学料、受講料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

エ　就学援助等について

被災により就学援助を必要とする児童生徒に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生に対して特段の配慮を行うこと。

（３）本市の場合の対応の基本的考え方

ア　住民登録・学籍の窓口での対応

（ア）緊急避難により住民登録しない場合でも、体験入学等の一時的な措置ではなく、保護者からの住民登録未済者就学申請書の提出により学齢簿を編製のうえ、居住地により就学校を指定し入学通知書を交付する。

（イ）在学証明書、教科図書給与証明書等転学に必要な書類がない場合であっても、口頭等による確認で受入れる。

イ　学校での対応

（ア）緊急避難のため、住民登録していない児童生徒については、その居住地（ホテル等宿泊施設の仮住まいも含む）の区役所で、住民登録未済者就学の手続きにより入学通知書を交付する。学校は転入学者として受け入れる。

（イ）前籍校の在学証明書を持参していない場合でも、区役所からの入学通知書により転入学を受け付ける。

（ウ）教科書図書給与証明書を持参していない場合でも、持参した教科書を確認し、不足している教科書すべてを給与する。

（エ）前籍校への転入学通知書の送付等については、被災地の状況が混乱していると思われるので、前籍校への連絡後送付するなどの特段の配慮が必要です。

第５節　応急教育計画の作成と学習支援

１　正規の授業再開前の応急教育計画の作成

（１）応急教育計画の作成

学校の再開とは、授業を再開することである。しかし、巨大地震を体験した児童生徒は、ほとんどが初めての被災体験で深いショックを受けている。また、家屋の倒壊や焼失によって教科書や教材・学用品も失っている児童生徒も多い。

したがって、学校を再開しても、多くの児童生徒は、すぐに通常の授業を受けるという心理状況にまで回復していない状況が容易に想像される。

このような状況を踏まえ、学校は、どのようなかたちで授業を再開するかを検討するプロジェクトチーム**「応急教育計画策定チーム」**を編成するなどの工夫を図り、応急教育計画を作成する。

教職員自身も被災し出勤できないなど、教職員が不足する場合には、教育委員会事務局と協議し、被害の軽微な近隣校や市内他校等から応援を得るなどの対策を講じる。

（２）応急教育計画作成にあたっての主な留意点

ア　平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。

イ　登校する児童生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。

ウ　地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育を行う。

（３）児童生徒が集まる場の確保

ア　通学可能な児童生徒を確認した後、なお学校教育の再開の見通しがつかない段階であっても、①児童生徒に心の安らぎを与えること、②保護者に、学校を開けて児童生徒が学習できるようにしたいとの思いを高めることなどをねらいとして、児童生徒が、ゲーム、読書、工作、絵画などができるコーナーを設置することも工夫してみる。

【例】音楽室に畳 30 枚を搬入して「小学生コーナー」を設置

イ　保護者は学習を望んでいる場合が多いようだが、児童生徒の置かれている心理状況にも配慮した学校再開へのひとつのステップと捉えて実施してみるとよい。

２　応急教育段階における学習支援体制の構築

（１）対応のポイント

ア　学習支援は、震災によって家族や住居を失うなど大きなストレスを受けた児童生徒一人ひとりをよく観察して、その心を理解し、実態に即した愛情のこもった心のケアをすることから始めることになる。

イ　教室だけでなく、教科書や文房具などが不足して、通常のような授業実施が困難であっても、近隣の公園での青空教室やフィールドワーク、また、総合的な学習の時間や体験的な学習など創意工夫を図り実施することが大切である。

ウ　家庭の生活環境の変化に伴い、学習環境が悪化している場合が多くある。そのため、教職員は、個々の児童生徒に対してはきめ細かく声をかけ、日常会話の中で支え、個別指導による学習支援をすることが大切である。

エ　児童生徒が登校し、普段の心を取り戻して学習に心を振り向けさせるためには、心のケアが重要である。そのため、校内では、保健室の機能を早期に回復させることも重要である。

第５章　心のケア

第１節　災害時における心のケア

１　災害時における心のケアの意義

（１）災害と児童生徒への心理的影響

ア　平成７年１月の阪神・淡路大震災以降、災害とトラウマ(心的外傷)の関係が注目され始めた。大きな災害や事故の体験は大きなストレスを引き起こす。それは、災害や事故が、児童生徒に対して、児童生徒自身の生命の危険をもたらしたり、家族や友達の生命が失われる悲惨な場面を目撃したりするなど日常生活とあまりにもかけ離れた体験を強いるからである。

イ　辛い状況を乗り越える方法を経験から学んでいる大人にとっても対処困難な出来事に児童生徒が直面した場合の対応については、大人自身の心理的な影響が大きく、児童生徒にどう対処したらいいのかわからなくなることは想像に難くない。

　実際、災害の後、数年間にわたって、被災の時の心理的なストレスが児童生徒の生活上の様々な側面に影響を及ぼすことが、阪神淡路大震災や新潟県中越地震の場合についても、報告されている。

（２）心のケアの意義

ア　心のケアとは、一般的には危機的事態に遭遇したために発生する心身の健康に関する様々な問題を予防すること、また、その回復を支援する活動の総称である。

イ　心のケアでは、急性ストレス反応に対応したり、外傷後ストレス障害の発症を予防したりすることが重要な課題となるが、危機的事態に遭遇した人々の様々なストレス反応や精神的な混乱からの回復、喪失体験の克服や生活再建への心理的援助なども含まれる。

ウ　心のケアは、人間が本来もつ治癒力・回復力を引き出すことに主眼がおかれ、身体的・精神的・生活的な問題の解決を支援し、肯定的な生活や人生が送れることを目指す。

（３）心のケアと学校の役割

ア　自分を取り巻くそれまでの生活環境などが急激に変化することを体験した児童生徒にとって、学校はそれまでの日常とのつながりを感じさせてくれる大切な場所であり、安心感・安全感を与えてくれる場所である。

　そのため、児童生徒が生活時間の多くを過ごす学校の果たす役割は重要である。

イ　児童生徒が大震災後の辛い時期を乗り越えるために、学校の教職員や保護者、周囲の大人が心のケアについて正しい知識を持ち、児童生徒の傷ついた心を理解し、適切な対応をしていくことが、児童生徒自身の自己回復力を支援することになる。そうした力に支えられて、児童生徒は、少しずつもとの状態にもどっていくことができるの

である。

ウ　学校は、児童生徒の心のケアに関する情報をあらかじめ収集し、防災対策の一環として、教職員の心のケア研修の実施など対策を準備しておく。

また、震災時には、教職員が個々の児童生徒に対して適切に対応するとともに、保護者にも心のケアに関する適切な情報を伝えることなどによって、学校・家庭・地域が連携して、児童生徒の心理的支援を行う。また、学外の専門機関、医療機関等と連携を密にするなど、災害後の児童生徒を支えてくれる人々のネットワークを築く工夫を図ることも大切である。

【参考】

①　阪神・淡路大震災の影響

平成７年１月発生の阪神・淡路大震災の影響による外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）が疑われ、「教育的配慮が必要」と判断された兵庫県内の小中学生は、震災後 11 年目に入った平成 17 年 11 月時点でも、808 人いることが兵庫県教育委員会の調査で判明した。

②　新潟県中越地震の影響

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震の影響で不眠や腹痛を訴えるなど、臨床心理士ら専門家によるカウンセリングが必要と判断された小中学生が、震災後ほぼ 1 年目の平成 17 年 9 月時点で 1,150 人おり、地震直後とほぼ同数であることが、新潟県教育委員会のアンケート調査で判明した。

２　災害時における子どもの心のケアの基本的理解

災害が発生し、児童生徒に強いストレスが加わると、種々の心身の不調が生じる。そのため、災害発生直後から、早期に心のケアが必要となる。

このような児童生徒の状況に適切な対応を行うためには、教職員が、あらかじめ児童生徒に現れる心身の不調の特徴を理解しておくことが大切である。

（１）時系列による児童生徒の状態の特徴とその主な対応ポイント

急性ストレス反応期（災害から２～３日後）

●通常、数時間後から数日以内でおさまる。著しい重篤な一過性の症状が生じる時期

〔症状〕　抑うつ、不安感、絶望感、過活動、ひきこもり等

〇対応のポイント

・子どもの安全を確保する。
・近くの避難場所へ移動する。
・外傷などの身体的問題の手当てをする。
・水や食物の確保をする。

身体症状期（災害から１週間程度）

●強いストレスが加わると、１週間ほどで身体に種々の変化、変調が生じる時期

〔症状〕　頭痛・腹痛・食欲不振・吐き気・嘔吐・高血圧等の身体症状

〇対応のポイント

・身体的諸検査を行い、必要な処置をする。
・既往症をチェックし、症状の悪化に注意する。
・原則として、受容的・支持的に対応する。

精神症状期（災害から１か月程度）

●集中することが困難になり、イライラしたり、些細なことにも怒ったりしやすくなる
●多弁・多動となり、相手に対して些細なことでも攻撃的となる
●うつ状態、また、何をするにも億劫になったりする人もいる
●災害時に家族と死別したり、自分の大事にしているものを喪失したり、家が崩壊したり、助けを求めている人を助け出せなかったりした経験をすると、自分だけが生きていることに罪悪感を持つ等、うつ感情が強まり、時には自殺念慮が生じることもある
●うつ状態になる場合、そう状態になる場合、両者をあわせもち、時にはうつ状態になり、時にはそう状態に転じる人もいる

〇対応のポイント

・子どもの訴えをよく聞く。
・言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる。
・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。

外傷後ストレス障害［ＰＴＳＤ］（災害から１か月以後）

「出来事から１か月以上続くストレス反応」　その場合「ＰＴＳＤ」と診断される場合がある。

災害を持続的に再体験する症状	○災害のことを思い出すような行動や遊びを繰り返す。 ○災害の夢や怖い夢を見る。 ○突然災害のことを思い出したり、頭に浮かんできて怖さを感じたりする。 ○災害を思い出すようなことがあると緊張したり、ドキドキしたりする。
災害と関連した刺激を回避しようとする	○災害のことを思い出したくない。 ○災害を受けた場所や状況を回避する。
覚醒レベルの亢進した状態	○寝付きにくい。 ○かんしゃくを起こしやすい。 ○集中しにくい。 ○警戒心が強くなる。

○対応のポイント

ＰＴＳＤには、程度の軽いものから重症まで認められる。重症の場合は精神科医等の専門家と連携して対応する必要があるが、原則的には次の点を守って対応する。

なお、症状は現れたり、一時的に消失したりすることもあり、長期間の持続的な観察とケアが必要となる。

・子どもが自ら心配して訴える時には、時間をとって子どもの話を十分に聞く。
・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。
・遊びと運動を増やし、家族、学校、地域社会での人間関係を良好にする。

（２）発災後１か月内の症状の特徴とその対応ポイント

ア　大震災直後には、被災者が災害による恐怖・衝撃・大切なものを失った喪失感・無気力感など、心にさまざまなダメージを受けていることが多い。

そのため、発災から１か月以内の急性期の児童生徒のストレス反応として特徴的な様子としては、発達段階に応じて、次のような反応が生じる。

イ　こうした**震災後の心の反応は、程度に差はあっても、誰にでも起こりうる反応であること、また、必ず元の元気な状態に戻ることを児童生徒に伝え安心させることが重要である。**

小学生

この年齢は退行現象が中心となる。その他に、多弁・多動となったり、攻撃的になったり、反対に以前よりおとなしくなったり、引きこもる等の症状が認められる。

ア　特徴的な症状（例）

退行現象	○それまで自分でできていたのに親に食べさせてもらおうとしたり、着せてもらおうとしたりする。 ○保護者の気を引こうとしたり、しがみついたりする。 ○ちょっとしたことでも自分で処理できず、めそめそして泣いたりする。 ○すでに消失していた癖が再現する。 ○怖い夢を見たり、夜泣きが出現したりする。
生理的反応	○頭痛や頭重を訴える。 ○目がかすむ、ボーッと見える、二重に見える等の視覚障害、聞こえにくい等の聴覚障害を訴える。 ○吐き気を訴える。
情緒的・ 行動的反応	○落ち着きがなくなる。 ○イライラ、反抗、他人に攻撃的になったりする。 ○集中することが困難になる。 ○家庭や学校での遊び仲間や友達などとの人間関係を避け、ひきこもりがちになる。

イ　対応のポイント

○子どもの言うことに十分に耳を傾け、話し合いの時間を作り、気持ちが前向きになるように支える。
○甘えたり、反抗的になったりしても慌てず、落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを長い目で見守る。
○できるだけ言葉かけをし、手伝い等を通じてふれあう機会を多く持つようにする。また、できることは褒めて自信を持たせる。
○子どもが嫌がるようなことは強制しないようにする。例えば、災害の出来事を放映しているテレビ等を無理に見せるようなことはしない。
○遊びや身体活動の機会を与える。
○勉強はそれぞれの子どもの状態に合わせた課題を与え、無理なく元通りの力を回復していくことができるように配慮する。

中学生

不安や緊張が強く、イライラして攻撃的、反抗的となったり、うつ状態でひきこもりを示したりする。仲間との関係を大切にする年頃であるのに、孤立したり、友達との交流を避けたりする傾向が見られるようになる。

ア　特徴的な症状（例）

退行現象	○保護者の気を引こうとして、弟や妹を思いやる気持ちが薄れる。 ○手伝い等、それまでできていたことができなくなる。 ○落ち着いていた生徒の落ち着きがなくなり、物事に集中できなくなる。
生理的反応	○頭痛や腹痛を訴える。 ○食欲が低下したり、反対に食べ過ぎたりする。 ○便秘や下痢を生じやすくなる。 ○皮膚や目がかゆくなる。 ○寝つきが悪かったり、夜間途中で何度も目が覚めたり、反対に日中でも眠くて寝てばかりいる。
情緒的・ 行動的反応	○仲間とのつきあいを嫌がる。 ○イライラしやすく、ちょっとしたことで激怒し、物を壊したり、投げたり粗暴となったりする。 ○それまで好きだった趣味や遊びに興味を失う。 ○感情が抑うつ的になり、悲しくなったり、涙もろくなったりする。 ○反社会的行動(嘘をつく、盗む、暴力を振るう等)が見られるようになる。

イ　対応のポイント

○必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。
○落ち込んでいる子どもには、教師や友達が支援しているという姿勢を伝える。
○学級等の集団での話し合いの時間を作り、それぞれの子どもがどのような心理状態にあるかについて、相互理解を図り、又は深める。
○勉強や手伝いができなくなっても、しばらくの間は静観する。
○家事や地域の復興活動、再建活動にできるだけ参加し、手伝うように支援する。
○友達と楽しく遊んだり、話し合ったりするように言葉かけをする。
○意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。

高校生

この年齢では大人とほとんど変わらない反応を示す。落ち着きがなくそわそわする、多弁になる等、そう状態を示したり、反対に仲間や集団から孤立したりして、うつ状態となって引きこもることもある。

ア　特徴的な症状（例）

生理的反応	○頭痛や腹痛を訴える。 ○食欲不振、逆に過食、その他消化器系障害。 ○排尿・排便障害になる。 ○睡眠障害(不眠・浅眠、過眠)が起こる。 ○月経痛や月経不順になる。
情緒的・ 行動的反応	○身体的活動レベルの著しい亢進、又は反対に活動レベルが低下する。 ○自分で計画を立てたり、実行したりすることが困難になる。 ○不満感や絶望感が見られる。 ○家族や仲間から孤立したり、飲酒等の行動に陥ったりする。 ○盗みや破壊等の反社会的行動や家族や仲間への過度の攻撃性が見られる。 ○社会的な関心や活動への興味が減少する ○責任ある行動が欠如する。

イ　対応のポイント

○勉強や決められた家事ができなくても静観し、暖かく見守る。
○家族や仲間と災害時の体験を一緒に語り合い、励まし合う。
○家事や地域の復興活動、再建活動に積極的に参加するように支援する。
○趣味やスポーツ、社会活動に積極的に取り組むように言葉かけをする。
○飲酒等の行動が認められたり、うつ状態になって自殺をほのめかしたりする場合には、専門家に相談したり専門機関と連携する。

障害のある児童生徒への対応

災害に際しての心のケアはすべての児童生徒に必要である。それに加え、障害のある児童生徒に対しては、それぞれの障害特性に応じた配慮をする必要がある。
災害そのものに対する驚きや恐れ、日常生活の急激な変化等により「体調不良」「障害による日常生活や学習上の困難が高まる」「基礎疾患等が悪化する」「不適応場面の増加」等が現れることがあるため、日常から、個々の障害特性に応じた支援の在り方の確認をしておくことが有効である。

３　心のケアにあたる際の基本的な姿勢

（１）災害後の児童生徒と接する時、教職員が気をつけることは次のような点である。

① 大人・教職員自身が落ち着いていること
② 子どもの話をしっかり聞く
③ 正確な情報を伝える
④ 身体の手当てをする
⑤ ひとりぼっちにしない
⑥ 子どもを叱らない
⑦ ふだんの生活を取り戻す

（２）また、話を聞く姿勢として、次の点に留意する。

① よく耳を傾ける
② 聞くための十分な時間をつくる
　～腰を据えて、じっくり話を聞くことが大切
③ 相手の立場に立ち、共感を持って対応する
④ 声の調子に気をつける
　～声の高さや大きさは、話し手の心理的・精神的な態度を表現する
　　相手に不快感を与えないように注意することが大切
⑤ 問題の原因を決めつけないようにする
⑥ 一番つらいのは、本人であることを受け入れる

（３）励ますつもりが逆効果、被害を受けた人を傷つける言葉に気をつける。

× 被害を受けた人を傷つける言葉　× × × × ×

「がんばれ」
　⇒ 自分は今以上にはがんばれないと落ち込んでしまうなど、
　　逆効果となる場合が多い。

「あなたが元気にならないと、亡くなった人もうかばれないですよ」
「あなたが泣いていると、亡くなった人が悲しみますよ」
　⇒ 悲しいときには泣いていい、元気を失って当たり前というのが望ましい。

「命があったんだからよかったと思って」
「家族もいるし、幸せなほうじゃないですか」
「このことは無かったと思ってやり直しましょう」
「こんなことがあったんだから、将来はきっといいことがありますよ」
「思ったより元気そうですね」
「私なら耐えられないと思います」
　⇒ しっかりしていると誉めるつもりで言われることが多いが、
　　生きている自分を非難されたように感じる人が多い。

【参考】児童生徒の反応についての教職員の対処法（大地震の例）

（１）児童生徒と教師が地震という事実を確認する

地震のメカニズム、余震の可能性や危険を教え、児童生徒が直面している被災状況の現実的な位置づけを与える。同時に、安全確保の方法についても指導する。

（２）児童生徒と教師が感情や経験を共有する

ア　児童生徒と教師は、自分の感情や経験について話し合い、そのことを分かち合う機会を持つことが必要である。そのためには、まず大人である教師が、自分のさまざまな感情を認める必要がある。

イ　会話は不安を少なくするのに役立つ。

ウ　高学年以上の児童生徒であれば、たとえば地震の絵や写真、ビデオテープを見て話し合うことは、表現されていない感情を表現する手助けになる。

エ　低学年の児童にはクレヨンやマジックで絵を描かせ、そのことについて話してもらうことが有効である。ただし、自発的に取り組むときには有効だが、強制するのはかえって良くない。自分の感情を表現できない子どもには、人形やぬいぐるみを持たせ、その人形等に話をさせる。ゆっくりと時間をかけて話を聞いてあげることが重要である。

オ　どの年齢でも友達の話を聞くことは、自分だけが特別ではないという安心感を与え、自分では表現できなかった感情を代わりに表現してもらえるなど良い点がたくさんある。

（３）児童生徒の遊びを禁じない

ア　児童生徒は、遊びを通して不安や怖さを表現し、自分の願いをこめた創造的な世界を体験することがよくある。

大人たちが不謹慎だと嫌がるような「地震ごっこ」「救出遊び」「生き埋めごっこ」等も、体験を通して自分の心の中の不安を克服し、乗り越えようとしているのである。禁止せず、遊びの話を聞いてあげることが大切である。不安や恐怖が克服されれば、時間の経過とともに自然に消失していく。

イ　ただし、遊ぶことで不安や恐怖が増強する場合もある。トラウマが強すぎて、自分でその遊びをやめられない状態である。児童生徒にとって遊びは楽しいことが原則で、つらい遊びを続けることは苦しい。誰かが支えになって、遊びがやめられるように援助してあげなければならない。

（４）児童生徒は大人や家族と一緒にいる必要がある

児童生徒は、同じような地震が今度また起きたらどうすべきか、自分の安全と、再び保護者と会えるのかなど不安に思っている。

防災対策としての準備が必要である。保護者には、できるだけ早く児童生徒の所に来るよう知らせる。その間、学校が児童生徒の面倒はきちんとみることを保護者と子どもたちの両方に伝え、安心させる。

（５）児童生徒は活動的に過ごす必要がある

ア　児童生徒が学校で活動的に過ごすことは、生活のリズムを整えるためにも、災害状況をコントロールする手助けのためにも必要である。

イ　ただし、余震が続く間は、教室の割れた窓ガラスの掃除、倒れかかった本棚の整理等の危険を伴うような活動をさせてはいけない。

ウ　余震の続く間は、クラスの児童生徒がバラバラになったり、学校外へ移動して活動したりすること等は避けたほうがよい。

４　学校における日常の取り組み

（１）「心のケア」計画策定

各学校においては、災害時における心のケア活動を円滑に進めるため、あらかじめ防災対策の一環として、「学校防災計画」のなかに心のケアについて、日常の教職員研修計画や災害時における心のケア活動推進体制を定めておくことが重要である。

策定にあたっては、教育総合相談センター、スクールカウンセラー（以下、SC という。）など関係者と十分協議することが大切である。

このような心のケア計画を策定し、日頃から、準備を重ねておくことによって、災害時に、児童生徒の心身の健康状態をいち早く把握し、的確な対応策を講ずることができることになる。

（２）「心のケア」について校内研修実施

ア　各学校においては、児童支援・生徒指導専任教諭や養護教諭が中心となり、年間研修計画に基づいて、ＳＣの協力の元、小グループによる心のケアの研修を行うなど、教職員が、必ず年１回は校内研修を受講できる仕組みを構築するなどの工夫をはかる。

イ　研修にあたっては、心身の健康調査などアンケート調査結果をどのように活用して、対策を講じていくのかなど、具体的・実践的な研修を行っておくとよい。

ウ　校外研修への積極的な参加など工夫を図ることも大切である。

（３）「心のケア」についての体制整備

ア　日頃から、児童生徒の心の健康問題について、早期の問題発見や適切な対応を図るため、教職員の共通理解とチームワークを確保することが大切である。

イ　日頃から、プライバシーが守られるような相談活動の場を確保し、児童生徒、保護者が安心して相談できる体制づくりに留意しておくことが大切である。

（４）関係機関との連携

日頃から、児童生徒指導や保健指導、医療対応、また研修の機会等を通じて、教職員は、教育総合相談センター、区福祉保健センターや児童相談所など専門機関との連絡相談体制を密にしておくことが重要である。

５　災害発生直後から学校再開までの対応

災害時における児童生徒の心のケアに直接かかわるのが学校であり、その教育的機能を十分に生かした対応が期待されている。

災害に遭遇した児童生徒に対しては、できるだけ早く適切な処置をすることが重要であり、児童生徒の心身の健康への影響について、教職員全員の共通理解を図っておくことによって、災害時の児童生徒に対しても教育的配慮のある対応ができることになる。

（１）心のケア計画に基づく対応

災害時に学校は、あらかじめ定めた「心のケア計画」を基本に、児童生徒の心身の健康状態をいち早く把握し、問題解決のため的確な対応策を講ずる。

（２）心のケア推進チーム（ＫＣＴ）の設置

ア　災害時の児童生徒の心の健康問題への対応を適切に行うためには、全教職員体制で対応する必要があることは言うまでもない。

しかし、災害時に心のケア対策を推進するためには、心のケア活動推進のためのプロジェクトチームとして**「心のケア推進チーム」**（ＫＣＴ）を早期に編成し、強力に対策推進を図れるような体制を構築することが重要である。

イ　**心のケア推進チーム**は、小学校では、教務主任、児童指導担当や養護教諭などが中心となって、中学校では教務主任、生徒指導専任や養護教諭などが中心となって、構成することが想定される。

ウ　災害直後は、SC の各学校への訪問や情報連絡が困難なことが予想される。しかし、出来る限り、SC など関係者と連携を図って対応することが大切である。

エ　区福祉保健センターや児童相談所などの専門機関や医療機関との連携体制もできる限り確保しておくことが望ましい。

（３）全教職員による心のケア体制の構築

ア　学校長の指揮のもとに、心のケア推進チームが中心となって、教員、事務職員、用務員、給食調理員など教職員全員が児童生徒にどのように対応していくべきかについて、校内説明会・研修会等を開催し、共通理解を図ることが重要である。

イ　早期の問題発見や適切な対応を図るため、教職員のチームワークを確保することも大切である。

（４）実施にあたっての留意点

ア　児童生徒の心のケアについては、学級担任や養護教諭等の教職員が児童生徒の話を十分聞き、体験や不安な感情を分かち合って、安心感を持たせることが大切である。

イ　児童生徒の心が癒され、危機を乗り越えていくためには、それまで築いてきた人間関係の中での励ましや心のケアが十分に行われていたかどうかが大きな役割を担っている。

（５）家庭訪問等による児童生徒の心身の状態把握

ア　学校の教育活動を再開させるまでは、家庭や避難先における児童生徒の心の状況の把握に努める。

イ　災害が児童生徒の心身の状態にどのように影響しているかを把握するためには、家庭訪問や学校外での活動における観察のほか、状況によっては、質問紙を用いたアンケート調査等を実施することも考えられる。

ウ　家庭訪問で見受けられた児童生徒の状態については、「心のケア推進チーム」（ＫＣＴ）などが報告を集約し、学校として、児童生徒にどのように対応すべきか検討し、具体策を全教職員に周知する。

　また、この際、特に配慮すべき児童生徒を把握することも重要である。

〔留意点〕

教員は、日頃から児童生徒の健康的な面や長所に注目する傾向があるため、災害時に生じた児童生徒の症状や否定的な反応を見落としてしまう危険性があることに注意する。

（６）家庭への心のケア情報の発信（保護者説明会等の実施）

ア　「学校だより」「保健室だより」など印刷物を保護者に配布することなどにより、児童生徒の心に起こる可能性のある症状や反応、家庭でそのような症状や反応が観察された場合に保護者がとるべき対応、学校が行おうとしている今後の活動の計画・予定などの情報を提供することが重要である。

イ　災害発生後の出来る限り早い時期に、保護者説明会を実施し、情報の提供に努めることが重要である。

　保護者説明会では、学校再開についての情報提供のほか、今後予想される児童生徒の反応等についての説明、保護者の不安等に関する質疑応答を行うことが重要である。

ウ　保護者説明会には、SC など「心のケア」についての専門家の協力を得ることが望ましい。

６　学校再開後（災害発生直後から１か月後が目安）の対応

災害発生から１か月程度経過し、学校が再開された状況下では、災害復旧の進捗状況などにもよるが、児童生徒の心理的状況は、保護者や地域の人々との交流、教職員とのかかわりなどにより、改善の方向に向かうことが想定される。

しかし、児童生徒の心の状態は、外見からのみでは判断しにくい面が多くあり、また、災害から数年経っても、何らかの原因でフラッシュバックを起こし心身に症状が出る場合もある。

したがって、大災害に遭遇した児童生徒に対しては、長期にわたり教育的配慮が必要となる。そのために、心のケア推進チーム（ＫＣＴ）が、引き続き中心となって、経過観察や継続的な健康調査を実施するほか、校内研修の継続的実施など、長期的な支援体制の確立を図る必要がある。

（１）心身の健康状態の実態把握

心身症状・反応を把握するための方法としては、児童生徒の様子の直接的な観察、保護者との話し合いによる間接的観察、及び質問紙を使った調査等の方法がある。

ア　児童生徒の行動の直接的な観察

児童生徒の授業中や休み時間等の活動等の観察により得られる情報

イ　児童生徒の行動に関する情報

家庭訪問の際などに得られる保護者からの児童生徒の行動等に関する情報

ウ　質問紙によるアンケート調査（「心身に関する健康調査」など）の実施

（ア）質問紙による調査は、災害発生から１か月程度経過した時期に実施すると効果的である。

災害発生から１か月程までは、通常、どのような児童生徒にも様々な反応や症状が見られるものであり、これらは、いわば「異常な事態に対する正常な反応」と考えることができる。したがって、児童生徒の心理状態等を把握し、今後の心のケアの対応策を検討するための資料として調査を実施するのであれば、災害発生から１か月程度経過した時点が適切であると考えられるためである。

（イ）質問紙による調査は、１回限りではなく、時間の経過にしたがって、例えば３か月後、６か月後にも実施する必要がある。複数回のデータを比較することで、児童生徒の状態の変化を把握することができ、対策の有効性や今後の対応の参考ともなる。

（ウ）ＰＴＳＤには、災害後約６か月以降になって顕著になる遅発性ＰＴＳＤが存在することが知られているので、留意すること。

〔質問紙による調査実施にあたっての留意点〕

○プライバシーの保護に努めること。
○質問紙調査を行う目的や、得られたデータをどのように活用するのか等について、保護者、児童生徒に詳しく説明し、同意を得ること。
○質問紙への記入は自由意志によるものであることを明示すること。
答えたくない質問には答えなくてよいことや、答えたくない児童生徒は答えなくてよいことを説明すること。
○質問紙に答えることが、一時的な症状の悪化につながる場合もあることを明示し、理解を得た上で実施し、そうした場合に保護者や児童生徒がどのような対応をとればよいかを明示すること。
○得られたデータの結果や分析状況を児童生徒や保護者に知らせること。

エ　保健室の来室状況

養護教諭は、保健室へ来室する児童生徒の様々な様子から、児童生徒の心身の健康状態等を把握することができる。

（２）個別相談の実施とその体制

学校再開後の児童生徒の心のケアの方法は、個別相談体制と学級での取り組みとに大別される。

各学校における個別相談に当たっては、心のケア推進チーム（ＫＣＴ）を中心に、学級担任、生徒指導専任、養護教諭など関係者が対応を話し合い、細部を調整する。

また、教育総合相談センターで緊急支援におけるコーディネーターの役割を担う指導主事とも連携を図り、SC 等とも連絡を取り合いながら、相談を行うことが大切である。

また、必要に応じて、外部専門家や専門機関等の支援を要請することも検討する。

ア　災害による影響は、精神的な問題としてよりも、身体的な問題として現れる傾向が強く、養護教諭の役割が重要となる。
イ　個別相談については、心のケア推進チーム（ＫＣＴ）が SC 等と話し合い、対応方針や具体的方法を決定する。そして、その内容を関係教職員に周知し、基本的には、学級担任が中心となって個別相談を実施する。児童生徒の様子にいち早く気づき、児童生徒から相談を受ける立場にあるのは、学級担任である。
ウ　相談の実施にあたって、個別相談に当たるスタッフは、家庭訪問や保護者説明会、心身の健康に関する調査などで得られた情報等を十分に参照しながら相談に当たることが重要となる。
エ　個別相談に当たるスタッフは、児童指導専任、生徒指導専任、養護教諭、学年主任など心のケア推進チーム（ＫＣＴ）との情報交換を積極的に行う役割を担う。
オ　プライバシーが守られるような相談活動の場を確保し、安心して相談できる人間関係づくりに留意することが重要である。
カ　継続的な対応を図ってもなお児童生徒の様子が安定せず、さらなるケアや治療が必

要と判断される場合等においては、教育総合相談センターとも協議のうえ、学校外の専門機関（児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関等）を紹介する。

〔留意点〕
（ア）相談を受けるにあたっては、**「共感」**と**「妥当性を認めること」が重要である。**
※**「共感」**とは、児童生徒の苦痛や不安を十分に傾聴し、それらの感情や情緒を受け止めるメッセージを児童生徒に与えることである。
※**「妥当性を認めること」**とは、児童生徒が訴える苦痛や反応は、ショックな体験をしたものなら誰にでも見られることであり、決して異常なものでないこと、そのような状態になるのは至極当然なのだということを児童生徒に伝え、症状や反応に対する安心感を提供することである。
（イ）**個別相談の機能は「相談」にあり、「治療」については、専門機関に委ねるものとする。**

（３）学級での取り組み

学校再開後の児童生徒の心のケアの方法として、各学級での取り組みがあるが、児童生徒の発達段階や置かれている心理状況等によって、多様な手法が存在する。

具体的なプログラムを実施する場合には、専門家である SC と十分協議し、SC とともに、又はその指導・助言のもとに慎重な対応を図ることが重要である。

ア　学級における活動やグループによる話し合い

児童生徒は、人とのつながりの感覚を失い、孤独感や疎外感に苦しむことがある。こうした児童生徒にとって、クラスメートとの一体感を感じ直すことが回復の促進要因となる。

そのためには、学級との一体感を感じられるような活動が有効に作用する。そうした活動のひとつとして、学級全員で、災害のことを話し合うというグループ・プログラムがある。

〔効果〕
（ア）同じ学級の児童生徒が、自分と同様の反応や症状を示していることを知ることで、苦しいのは自分だけではないと感じることができ、孤独感が和らぐ。
（イ）学級全体で災害のことに取り組むことで、人とのつながりの感覚や安心感の回復につながる。学級の仲間意識や集団意識、学級への帰属感が強化されることによって、全体として回復していこうという意識が強化される。

〔留意点〕
災害による影響は、被害の程度によって、児童生徒間でかなりの差異が生じる。そのため、症状の重い児童生徒を中心に対応している専門家と学級全体を見ている教師とでは、「今、必要なこと」は何かについて、とらえ方が異なることもあることを十分留意する必要がある。
教職員など関係者は、すべての対象者に有効な支援プログラムは存在しないということをしっかり認識する必要がある。

（４）心の健康に関する教育の実施

保健教育や保健管理と連携し、心の健康に関する教育を実施し、災害時の児童生徒の心の変化等について説明し、自身の心理状況を理解させることも重要である。

７　専門家の援助が必要なとき

（１）保護者が、専門家について正しい知識や情報を持っていない場合もある。

専門家の援助を求める時には、保護者に対し「精神的健康の専門家は、困っている人を助けるよう訓練されている。彼らは、保護者や子どもたちの深刻な問題や行動を、処理したり理解したりする手助けができる」と丁寧に説明することが大切である。

（２）専門家の援助の導入に際しては、保護者が子どもを病気扱いされたとか、担任に見放されたと感じることが無いようにしなければならない。子どもたちはもちろん、保護者の気持ちを十分理解するよう努めることが大切である。

（３）子どもたちの問題の解決に向けては、家庭と専門機関と学校が連携することが重要で、学校は協力を惜しまないことを約束し、保護者が孤立していると感じることがないよう信頼関係を築く。

（４）教師自身が困ったり、専門的なアドバイスが必要になったりした時は、迷わず早めに専門家に相談することである。教師も理解されケアされる必要性がある。

（５）次の**「子どもの精神保健チェックリスト」**で、７つ以上が当てはまる場合は、専門家に相談に行くことを勧める。

また、死について関心を強くしていると思われる場合や、自殺の可能性が考えられる場合などは、たとえリスト７つ以上を満たしていなくても、すぐに専門家の援助を得ることが急務である。

■子どもの精神保健チェックリスト

① 災害が起こる一年以内に家族の一員が亡くなったり、子どもがケガや事故で入院したり、両親が別居又は離婚をしたことがある。
② 災害後、避難場所の生活が一週間以上続いた。
③ 両親や家族と離れ離れの生活が一週間以上続いた。
④ 全く言うことを聞かなくなった。
⑤ 両親や家族の一員が亡くなったり大ケガをしたりした、又は子どもが大ケガを負った。

災害後三週間以上にわたり、災害前には見られなかった以下の症状を示していますか。

⑥ 悪夢にうなされる
⑦ 注意力低下・散漫
⑧ 些細なことにいらいらし、すぐ怒る
⑨ 赤ちゃん返り(一人でトイレに行けない、赤ちゃん言葉、指しゃぶり等)
⑩ 吃音やチック
⑪ しつこく大げさな不安や恐怖
⑫ 頑固・強情
⑬ 強迫的行動や儀式(手を洗う、窓が閉まっているかいつも気にする等
⑭ 睡眠障害(なかなか眠りに落ちない、すぐに目が覚める等)
⑮ 継続的な身体症状(頭痛、腹痛、めまい、嘔吐、発熱等)
⑯ 気分が常に落ち込んでいる、すぐ泣く
⑰ 災害前までは好きだったことをしない

【参考】緊急事態発生時における心のケア対応支援システム

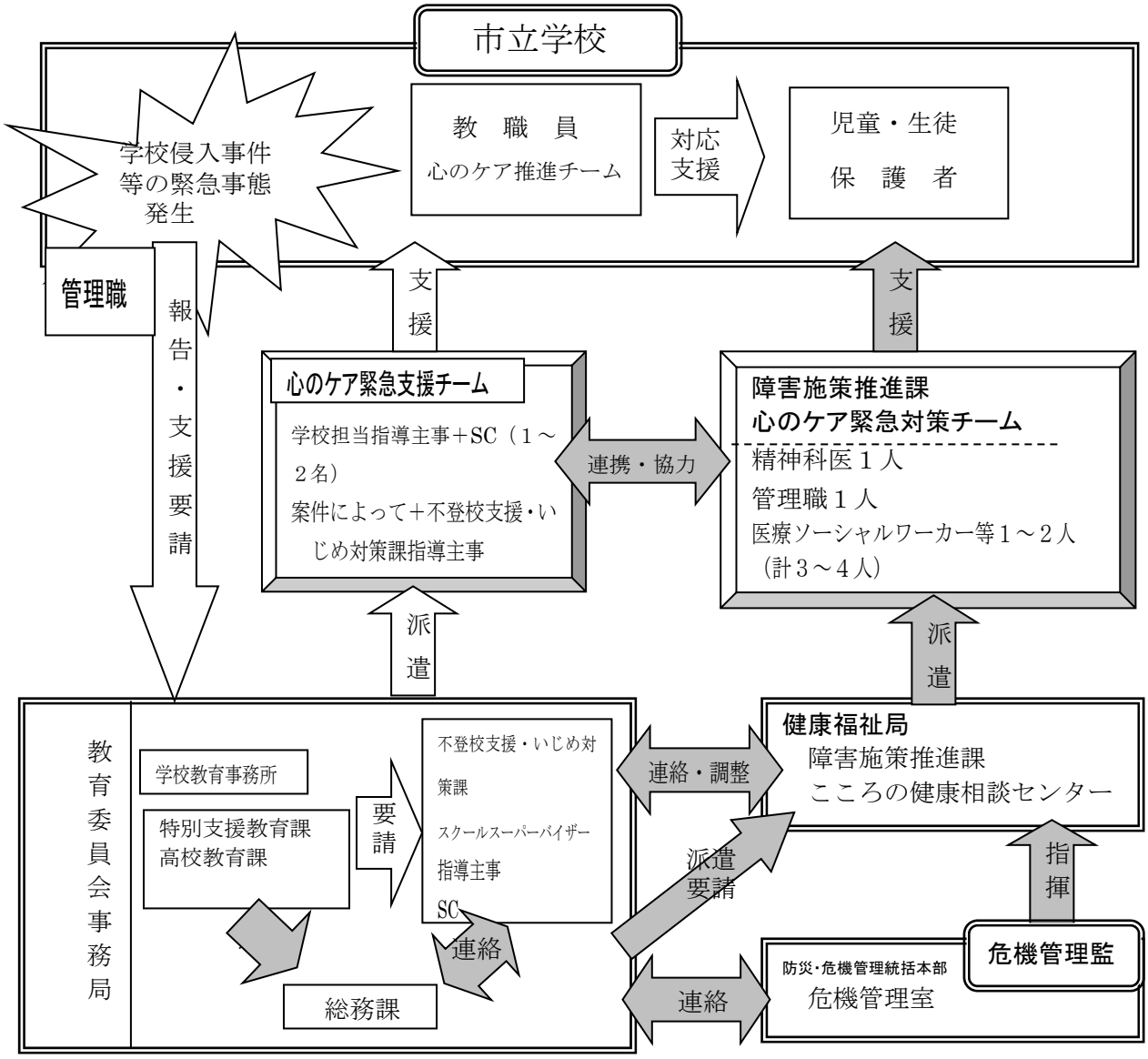

学校の衝撃度「レベルⅢ強以上の事件・事故」発生初期（発生から３日間）に対応

教育委員会事務局が対応している部分
事件・事故のレベル、発生からの経過時間に関わらず、必要に応じて対応

※上図は、市立学校で事件・事故が発生した際の「心のケア」部分に絞って記載しています。

８　教職員の心の健康

大災害後に教職員は、児童生徒の安否確認、学校再開のための対応のほか、再開後もそれまでに経験しない困難な状況に直面することが想定される。

しかも、教職員自身も被災者でありながら、児童生徒に対応するという厳しい状況が想定される。

教職員は、互いに助け合い、励まし合いながら、その困難な状況に対応しようとするが、無力感、悲嘆、孤独感に襲われ、睡眠不足などにより疲労が積み重なることも考えられる。

したがって、学校は、教職員自身の心のケアにも十分配慮する必要があり、横浜市教職員健康相談室を職員に紹介することや、職員の状況を横浜市教職員健康相談室に相談するなどの対応が大切である。

横浜市教職員健康相談室

横浜市教職員健康相談室では、産業医・精神科専門医・ソーシャルワーカー・看護職が心と体の健康相談を行っています。気になることがあったらお気軽にお電話ください。（匿名も可）

横浜市中区本町６－５０－１０　市庁舎２６階
JR 根岸線、横浜市営地下鉄ブルーライン「桜木町」駅徒歩２分
みなとみらい線「馬車道」駅 直結
◆教職員健康相談室（こころ・からだ）　℡６７１－４６３８

相談日　：月曜日から金曜日(祝日は除く)
相談時間：9:00 から 12:00、13:00 から 17:00
※　【こころの相談】
※　※　毎週水曜日は、18 時まで受け付けています。
※　☆　第２土曜日は、前日の 17 時までに予約があった時のみ開室します。
※　（学校休業期間及び８月の夜間相談・第２土曜日は閉室します。）

第３部　風水害対策編

第１章　学校における日常の風水害対策

第１節　市防災計画上の学校の位置付けと実情把握

１　市防災計画上の自校の位置付け確認

（１）「横浜市防災計画」において、災害警戒区域の避難場所として指定されている学校がある。
（２）災害警戒区域の避難場所に選定されている場合とは、浸水、高潮、がけ崩れ、急傾斜地崩壊危険、土砂災害警戒の各区域について、それぞれ近隣の関係小中学校等が避難場所に指定されていることを言う。
（３）具体的には、**「横浜市防災計画資料編」**に記載されている。
（４）各学校は、自校が市防災計画上、どのように位置付けられているか確認しておく。

２　ハザードマップ等による地域の実情把握

洪水、内水、高潮、土砂災害等の発生を想定して市が作成している各種ハザードマップ等を活用して、各学校では地域の実情を把握して、不足の事態に備える。

（１）学区の交通機関の現況

学区内の鉄道やバスが運行不能になった場合の子どもの安全管理を維持するため、あらかじめその対応策を検討しておく。

（２）通学路の危険箇所の把握

児童生徒の通学路には、台風接近による暴風雨や集中豪雨、河川の氾濫等により危険が予想される箇所がある。家屋の倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、あらかじめ通学路の安全点検を実施し、必要があれば通学路の変更を含めて検討する。

（３）学校立地の地理的特徴による危険性の把握

市が作成したアボイドマップなどから、学校周辺におけるがけ崩れ、河川の氾濫による浸水等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

（４）広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握

がけ崩れ、河川の氾濫などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所をあらかじめ確認しておく。

第２節　学校としての事前対策

１　児童生徒への事前対策

（１）学校は、児童生徒に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。

（２）学校長は、あらかじめＰＴＡと協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登校下校時の安全経路、児童生徒の保護措置などについて定めておくものとする。

また、その内容は、学校ホームページで明示しておくと有効である。

２　避難場所としての事前対策

災害対策基本法改正に伴い、従来、震災時の「地域防災拠点」に指定されていた学校は、平成 27 年５月から『指定避難所』としての指定を受けて、災害種別を問わず、被災した住民の避難生活の場などとして運用されることが義務付けられた。

また、28 年６月からは、学校の立地環境等を調査したうえで、災害の種別に応じて『指定緊急避難場所』の指定を受けて、近隣住民が切迫した災害の危険から逃れるための場として運用が開始されている。

避難場所の開設に伴う各学校での対応は、従来と変更はないが、「指定避難所」の運用は、震災時だけでなく、風水害時においても適用されるため、「指定避難所」の指定を受けた後は、避難所を開設する機会が増える可能性がある。

よって、各学校では、避難所開設の際の教職員による支援体制などについて、職員間で改めて共有するなど、周辺住民の避難場所としての事前対策に取り組む必要がある。

（「指定避難所」の詳細については、第２部「震災対策編」第３章第４節を参照）

（１）緊急連絡体制の整備

学校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、区役所総務課（防災担当）など防災関係機関との連絡体制を確認する。

（２）区役所防災担当課との情報交換の場の設定

学校長は、日頃から、区総務課等と連絡を密にし、自校に避難場所が開設される場合にどのような手順で、準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、区校長会等の場において、区役所総務課の防災担当者の説明、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。

（３）鍵の保管等について状況確認

災害警戒区域の避難場所に指定されている学校は、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、校門、体育館、体育館の放送室、防災備蓄庫、校舎、職員室などの鍵の保管等について区役所総務課（防災担当）と状況を確認しておく。

（４）防災備蓄庫の活用についての協議

学校長は防災備蓄庫の活用について区及び地域防災拠点運営委員会と協議しておく。

（５）学校長等の緊急連絡先情報の区への提供

風水害の危険発生時において、区役所から学校に対して避難場所開設について緊急連絡を行うことが想定される。

そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、学校長・副校長の緊急連絡先について、教育委員会事務局へ報告し、事務局でまとめて、緊急連絡先リストを区役所総務課に送付するなど、区役所総務課に対して継続的な情報提供を行う。

（６）教育委員会事務局への被害報告書式等の確認

教育委員会事務局に対しては、学校は施設の被害状況の報告を行うこととなっており、報告書式等事前に確認し、準備しておく。

３　浸水想定区域内の学校における事前対策

浸水想定区域に存する学校の学校長は、水防法に基づき次の措置を講ずる。

（１）避難確保計画の作成

児童生徒の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

また、当該計画を作成し、又は変更したときは、教育委員会事務局に報告する。

（２）避難訓練の実施及び報告

前記（１）で作成した計画に基づき、毎年浸水を想定した避難訓練を実施する。また、訓練実施後は、防災・危機管理統括本部地域防災課に報告します（年１回）。

※避難確保計画に基づく訓練実施報告フォーム（防災・危機管理統括本部地域防災課）
https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/19abd94c-9119-48a7-bbdf-9bf1cf47e27f/start

（３）自衛水防組織の設置

児童生徒の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、教職員等による自衛水防組織を設置する。

また、自衛水防組織を設置し、又は構成員を変更したときは教育委員会事務局に報告する。

４　土砂災害警戒区域内の学校における事前対策

土砂災害警戒区域内に存する学校の学校長は、土砂災害防止法に基づき次の措置を講ずる。

（１）避難確保計画の作成

児童生徒の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

また、当該計画を作成し、又は変更したときは、教育委員会事務局に報告する。

（２）避難訓練の実施及び報告

前記（１）で作成した計画に基づき、毎年土砂災害を想定した訓練を実施する。また、訓練実施後は、防災・危機管理統括本部地域防災課に報告します（年１回）。

※避難確保計画に基づく訓練実施報告フォーム（防災・危機管理統括本部地域防災課）
https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/19abd94c-9119-48a7-bbdf-9bf1cf47e27f/start

※なお、敷地の一部又は全部が災害警戒区域内にある市立学校は、横浜市防災計画「資料編」に定めます。
https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/keikaku/keikakutou/siryo.html

第２章　風水害時における学校の対応

第１節　児童生徒の措置等

１　前日・当日（登校前、登校後）で対応を区別

台風等が接近するなど、横浜市内（北部/南部）に「警報（暴風、大雪、暴風雪)」が発表されたり、「レベル４危険警報（大雨、土砂災害、氾濫、高潮)」の発表が予測される、または発表された場合、各学校では、児童生徒の安全を最優先した防災対策を講じ、児童生徒への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

■ 前日における対応

（１）「レベル４大雨危険警報」の発表が予測される場合

「レベル４大雨危険警報」の発表が見込まれる場合は、「防災・危機管理統括本部」と協議のうえ、教育委員会事務局より**前日の午後4時までに、**学校へ一斉に臨時休業の指示を通知する。「レベル４危険警報」の発表が見込まれない場合でも、前日の同時刻までに教育委員会事務局が休業の措置をとるかの判断を行い、各学校へ通知する。休業となった場合は、**当日の給食は一斉に中止となる。**

なお、教育委員会事務局からの連絡を待つことなく、台風の進路予測、降雨量の見込み、通学路の安全性などを踏まえ、危険と判断した場合は、学校長が個別に「臨時に休業」の措置を講ずるなど、この限りではない。

（２）「レベル４大雨危険警報」を伴わない「レベル４危険警報（土砂災害、氾濫、高潮)」の発表が予測される場合

「レベル４危険警報（土砂災害、氾濫、高潮)」の発表の見込まれる場合は、**前日の午後4時までに、**教育委員会事務局から学校へ一斉に臨時休業の指示を通知する。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、即時避難指示対象区域、氾濫・高潮の浸水想定区域の範囲に位置する学校については**臨時休業**となるため、該当区域の学校について**当日の給食は一斉に中止となる。**

（３）「レベル４危険警報（大雨、土砂災害、氾濫、高潮)」の発表が予測される場合で、学校の所在地と児童生徒の居住地が北部または南部で分かれる場合

学校の所在地と児童生徒の居住地が北部または南部で分かれる場合で、児童生徒の居住地域のみ「レベル４危険警報」の発表が予測される場合においても、**当該校を臨時休業**とする。

対応フロー

前日は、気象情報の収集はもちろんのこと、事務局内の体制を強化し、防災・危機管理統括本部との協議を重ね、休業の判断をします。

		教育委員会	学校
前日	午後3時～午後5時	レベル４大雨危険警報の発表見込みの有無や台風進路予想などを確認し、**前日の午後４時を目途に**一斉休業の判断を行い、速やか（午後４時 30 分まで）に各学校に通知する。 （組織メール、休日の場合は緊急連絡システム） ※土砂災害警戒区域等にかかる学校のみを休業とする判断もありうる。 ※防災・危機管理統括本部と連携して判断する（避難所の開設見込みなども考慮）。	教育委員会からの通知受領 【一斉休業が通知された場合】 教育委員会からの通知を受け、学校において「すぐーる」等で保護者への通知を行う。 なお、学校事情により、休業が難しい場合は、教育委員会事務局（各方面事務所または高校教育課、特別支援教育課） と協議し、決定する。休業しない判断の場合、学校において「すぐーる」等を用いて保護者へ、その旨通知する。 【一斉休業しないことが通知された場合】 学校から翌日の登校等について、「すぐーる」等で保護者への通知を行う。 ＜主な通知内容（例）＞ ・現時点では市内一斉休業ではないこと ・翌日は通常登校の予定だが、午前６時時点で「レベル４大雨危険警報」が発表されている場合は、休業となること ・登校開始以降に「レベル４大雨危険警報」が発表された場合、休業となるが、児童生徒の安全を第一に、「校内待機」や「引き取り」、「下校時間の変更」などを連絡すること ※なお、自校の地形等の状況や台風の進路予測、降雨量の見込み、通学路の安全性などを踏まえ、児童生徒の安全な登校が困難と判断した場合は、前日の段階で学校長が休業の措置を講ずる。 この場合、休業の旨を教育委員会事務局（各方面事務所または高校教育課、特別支援教育課）へ報告する。
当日	午前6時～	【午前６時時点で、「レベル４大雨危険警報」が発表されている場合】 一斉休業とする（教育委員会から各校への通知はしない）。	【午前６時時点で、「レベル４大雨危険警報」が発表されている場合】 一斉休業とする（必要に応じて、学校から保護者へ通知する）。 ※前日までに、午前６時時点での判断基準が保護者に周知されていること 【登校開始以降に「レベル４大雨危険警報」が発表された場合】 発表以降は休業となるが、その際、学校長は天候や児童生徒の登校状況等を踏まえ、「校内待機（留め置き）」や「引き取り」、「下校時間の変更」などについて判断し対応するものとする。 なお、「引き取り」については、児童生徒が学校で安全に待機していることから、あわてて来校する必要はない旨や、来校が難しい場合も含め、天候の状況を踏まえて無理のない範囲で対応するよう周知する。

その他

各種警報等の発表に伴う児童生徒の登校・下校について

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/school-bohan/keihou.html

■ 当日（登校前）における対応

（４）登校前に「レベル４危険警報」や「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合

ア　**午前６時の段階で横浜市内（北部/南部）に「レベル４危険警報」が発表継続中の場合**は、児童生徒の安全確保のため、学校は一斉に「臨時に休業」の措置を講ずる。

したがって、**当日の給食は一斉に中止となる。**

イ　**定時制課程の高等学校は午後２時**とする。

ウ　通学区域が広域である高等学校等（※）については、上記基準時間を参考にしながら、別に当該校で判断時刻を定める。（※高等学校等：高等学校、中高一貫教育校、夜間学級）

エ　**遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止**とするが、目的地には暴風警報、大雪警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、学校長の適切な判断により、実施することができる。

オ　**部活動の朝練習等の場合、各学校で前日に天気予報の情報等から中止等の判断**をする。

（５）登校前に「暴風警報」を伴わない「レベル３相当の警報（大雨、土砂災害、氾濫、高潮）」やそれに伴う避難指示が発令された場合

午前６時の段階で「暴風警報」を伴わない「レベル３相当の警報（大雨、土砂災害、氾濫、高潮）」やそれに伴う避難指示が発表継続中の場合は、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講ずる。

この場合には、**一斉の給食中止は行わない。**

■ 当日（登校後）における対応

（６）登校後に「レベル３相当の警報」や「レベル４危険警報」が発表、またはそれに伴う「避難指示」、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合

登校後に、「レベル３相当の警報」や「レベル４危険警報」が発表、またはそれに伴う「避難指示」、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合は、**各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講ずる。**

（７）河川の氾濫に関する情報（氾濫、大雨警報など）が発表された場合

横浜市内の指定河川（鶴見川）に河川氾濫に関する情報、又は水位情報周知河川で大雨等に伴う避難判断水位到達情報等が発表され、区から連絡を受けた場合には、避難確保計画等に基づき適切な措置を講ずる。

（８）交通機関の計画運休に関する取り扱いについて

令和元年９月・10 月の台風の際には、前日から市内各鉄道会社が計画運休を実施した。計画運休については、鉄道会社ごとに運休時間が異なる可能性があることから、鉄道会社の計画運休のみを理由とした全市一斉の休校は原則行わないこととし、各学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講ずることとする。（仮に午前６時の段階で警報が解除されているにも関わらず、鉄道会社の運行再開のめどが立っていない場合でも同様の扱いとする。）

ただし、大型台風の接近や大雪の影響などで、**市内鉄道会社全社（JR 線、東急線、みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合には、全校一斉休校（※）とする。**その際は、事前連絡及び緊急連絡システムにより通知があるため、各校で家庭への連絡等の周知を行う。また、当日の給食は全市一斉に中止となる。

※高等学校等については、復旧時間等を考慮しながら、各校で定めることとする。

（９）保護者等への周知

各学校は、年度初め、学期初めなど事前に、措置の内容や学校と家庭との連絡の方法など、各家庭に周知徹底する。また、風水害が予想される日の前日にも、再度周知徹底する。（なお、令和２年度から関係する警報発令の基準時間を午前７時から午前６時に変更していることから、風水害が予想されるときには必ず事前周知すること。）

（10）放課後キッズクラブ等との連携

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ・特別支援学校はまっ子ふれあいスクールでは、レベル５特別警報や所在地に避難指示が発表された場合等は、原則として閉所の措置を講ずることとされてる。

児童の安全な引渡しのためにも、こども青少年局が示す対応方針や学校の立地条件等を踏まえながら、放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ・特別支援学校はまっ子ふれあいスクールの閉所や児童の受入れの基準について、あらかじめ取決め、適宜確認すること。

なお、風水害時の対応について、保護者に周知する内容は、放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール及び当該校の児童が通所する放課後児童クラブにも連絡する。

【参考】

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ・特別支援学校はまっこふれあいスクールの風水害時の対応方針（概略）

＜放課後キッズクラブ＞・レベル５特別警報及び学校所在地に避難情報（緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難）が出された場合は、原則閉所。

・台風の接近等により、こども青少年局が前日 16 時を目途に閉所の要請を運営主体にした場合は原則閉所とする。

・当日、学校が臨時休校の判断をした場合であっても、当日のキッズクラブの閉所判断基準（レベル４危険警報相当）に該当しない場合には、原則として、すくすく【区分２】のみの受入れとし、放課後キッズクラブ職員の体制が整い次第、開所する。

・当日、学校が下校時間を繰り上げ、臨時の短縮授業の措置を講じる場合には、閉所とする。

・当日、放課後キッズクラブの閉所判断基準（レベル４危険警報相当）に該当する場合でも、学校が臨時の短縮授業の措置を講じないときは、必要に応じ学校に確認のうえ、児童の安全が確保できる場合には、すくすく【区分２】のみ受入れることができる。

＜放課後児童クラブ＞

・レベル５特別警報及び学校所在地に避難情報（緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難）が出された場合は、原則閉所。

・台風の接近等により、こども青少年局が前日 16 時を目途に閉所の要請を運営主体にした場合は原則閉所とする。

・当日、学校が臨時休校の判断をした場合であっても、当日の児童クラブの閉所判断基準（レベル４危険警報相当）に該当しない場合には、原則として、放課後児童クラブ職員の体制が整い次第、開所する。

・当日、放課後児童クラブの閉所判断基準（レベル４危険警報相当）に該当する場合でも、学校が短縮授業の措置を講じないときには、原則として、放課後児童クラブは開所する。

※なお、上記の本市方針をもとに非常災害時の対応についてはクラブごとに定める。

＜特別支援学校はまっこふれあいスクール＞

・学校が休業又は「はまっ子」活動開始前に終業繰り上げの場合は、臨時休業

・学校が「はまっ子」活動開始後に終業繰り上げとなる場合は、活動打ち切り

（11）措置の報告

ア　市内一斉に「臨時に休業」の場合の報告

市内一斉に「臨時に休業」の場合は、報告を要しない。

イ　学校ごとに「臨時に休業」や「授業時間の変更」等の措置をとった場合の報告

市内一斉ではなく、学校ごとに「臨時に休業」や「授業時間の変更」等の措置をとった場合は、「横浜市立学校の管理運営に関する規則」第８条第２項により、小・中学校は方面別学校教育事務所に、高等学校は高校教育課に、特別支援学校は特別支援教育課に、速やかに文書（様式５：風水害大雪等の措置状況報告）をもって報告（ＦＡＸ送信）する。

※警報等が発表されていない場合でも措置を講じた場合や被害の状況等において報告する内容がある場合は様式５で報告する。

ウ　多量降雪により市警戒本部が設置された場合の報告

市内全域における長時間の降雪による積雪深や、短時間での多量降雪が見込まれることにより、市警戒本部が設置された際、総務課より各校宛に市警戒本部の設置状況の共有及び対応報告の指示を行う。学校においては、総務課からの指示を受け、以下の対応を決定した場合は、速やかに文書（様式６：多量降雪による警戒本部設置時の学校状況報告）をもって報告（ＦＡＸ送信）する。

・大雪により学校施設が被害を受けたことで、翌日の臨時休業を前日のうちに決定した場合

・大雪により児童生徒の通学の安全が確保できない等の理由で、翌日の臨時休業を前日の内に決定した場合

ただし、いずれの場合も、市立学校全校で一斉に同様の措置を講じた場合（＝一斉休業の場合）は、学校ごとの報告は不要。

【参考】多量降雪に伴う本市配備体制等の変更

平成 26 年２月の大雪を受けて行われた市防災計画の修正により、市警戒本部の設置基準が変更になりました。

従来の「大雪警報が発令されるなど、積雪により都市機能の阻害が予想されるとき」に加えて、「低温及び長時間の降雪による積雪深の増加」や「短時間の多量降雪が始まったことによる積雪深の増加」が見込まれる場合においても、警戒本部が設置されます。

この警戒本部設置に伴って、教育委員会事務局では総務課防災担当が各種情報の収集を行います。「様式６」は、この場合（総務課から指示があった場合）にのみ使用します。

（通常の風水害による各種報告は、従来どおりに「様式５」を使用します。）

なお、この修正による学校長・副校長、教職員の動員体制に変更等はありません。

提出先　　（様式５）

方面事務所・課	電子メール	FAX	TEL
□東部学校教育事務所	ky-tobu@city.yokohama.lg.jp	（411）0613	（411）0608
□西部学校教育事務所	ky-seibu@city.yokohama.lg.jp	（336）3765	（336）3743
□南部学校教育事務所	ky-nambu@city.yokohama.lg.jp	（843）6358	（843）6408
□北部学校教育事務所	ky-hokubu@city.yokohama.lg.jp	（944）5954	（944）5979
□高校教育課	ky-koko@city.yokohama.lg.jp	（640）1866	（671）3272
□特別支援教育課	ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp	（663）1831	（671）3958

※　提出課にレ点　　※　TEL の場合は、以下の事項について口頭で報告する

風水害大雪等の措置状況報告

区　　学校	記入者氏名
年　　月　　日	午前 ・ 午後　　時　　分現在

臨時休校、登下校等の状況

措置状況	休校の実施	あ り ・ な し
	始業時刻繰り下げの実施	あ り ・ な し
	児童生徒の登校時刻	時　　分
	終業時刻繰り上げの実施	あ り ・ な し
	給食の実施	あ り ・ な し
	放課後の活動の実施	あ り ・ な し
	児童生徒の下校開始時刻	時　　分

学校施設の状況

被害箇所			被害状況
被害状況	校　舎	屋根・屋上	
		外壁	
		内壁	
		床	
		建具(サッシ等)	
		その他	
	体育館	屋根・屋上	
		外壁	
		内壁	
		床	
		建具(サッシ等)	
		その他	
	その他 （　　）	屋根・屋上	
		外壁	
		内壁	
		床	
		建具(サッシ等)	
		その他	

＊　全校一斉休校になり、学校施設の状況の報告が無い場合は提出する必要はありません。**警報の有無に関わらず、**風水害大雪等の措置状況報告の必要がある場合は、この様式にてご報告ください。

提出先　　（様式６）

課　名	電子メール	FAX	TEL
総務課庶務係	ky-somu@city.yokohama.lg.jp	（663）5547	（671）3240

※　TEL の場合は、以下の事項について口頭で報告する　　※　総務課から指示があった場合のみ使用

多量降雪による警戒本部設置時の学校状況報告

区　　学校	記入者氏名
年　月　日	午前 ・ 午後　時　分現在

臨時休校、登下校等の状況

措置状況	臨時休校の実施	あ り （　日） ・ な し
	始業時刻繰り下げの実施	あ り ・ な し
	児童生徒の登校時刻	時　分
	終業時刻繰り上げの実施	あ り ・ な し
	給食の実施	あ り ・ な し
	放課後の活動の実施	あ り ・ な し
	児童生徒の下校開始時刻	時　分

＊　全校一斉休校の措置の場合は提出する必要はありません。

児童生徒・教職員の状況（夜間・休日等の場合は記入不要）

	在籍数	下校済	留め置き中	その他
児童生徒				
教職員				

学校施設の状況

被害箇所			被害状況
被害状況	校　舎	屋根・屋上	
		外壁	
		内壁	
		床	
		建具(サッシ等)	
		その他	
	体育館	屋根・屋上	
		外壁	
		内壁	
		床	
		建具(サッシ等)	
		その他	
	その他（　　）	屋根・屋上	
		外壁	
		内壁	
		床	
		建具(サッシ等)	
		その他	

２　暴風等非常変災に対する特別措置に関わる出欠の扱い

（１）全校休業措置をとった場合

ア　「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。

イ　出席簿の扱いは、出欠欄に縦に朱線を入れ、「非常変災のため」と記入する。
また、「備考」欄には、記入しない。

【根拠】「横浜市立学校の管理運営に関する規則」
第８条（臨時休業）
校長は、次のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。
（１）非常変災その他急迫の事情がある場合
（２）教育上特に必要と認め、教育長の承認を受けた場合

（２）一部休業措置をとった場合

ア　同一学年の全学級が同じ日の休業措置をとった場合
【例】第１学年を休業とした場合、第１学年の児童生徒全員
（ア）「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。
（イ）出席簿の扱いは、出席欄に縦に朱線を入れ、「非常変災のため」と記入する。
また、「備考」欄には、記入しない。

イ　ある学級のみに休業措置を行った場合
【例】個別支援学級のみを休業とした場合、個別支援学級の児童生徒全員
（ア）「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならない日数」から減ずる。
（イ）出席簿の扱いは、すべての児童生徒の欄に「ト」と記入し、「停忌等」の欄にその日数を記入する。また、「備考」欄には、「非常変災」と記入する。

（３）「家庭の判断」という措置（個人が休んだとき）をとった場合

ア　「家庭の判断」で休ませた場合、「出席停止・忌引等」に該当する。また、「家庭の判断」で登校させた場合は、「出席」とする。

イ　出席簿の扱いは、該当する児童生徒の欄に「ト」と記入し、「停忌等」の欄にその日数を記入する。また、「備考」欄には、「非常変災」と記入する。

【根拠】「指導要録記入の手引」Ｐ38（令和２年２月　横浜市教育委員会）
⑵　「出席停止・忌引等の日数」の欄には、次のような場合の日数が含まれること。
エ 校長が出席しなくてよいと認めた日数
(ｱ) 非常変災等、児童生徒若しくは保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合

（４）登校時間の繰り下げ措置、下校時刻の繰り上げ措置をとった場合

「出席」の扱いとする。「遅刻」又は「早退」扱いにはしない。

在学時の場合の対応

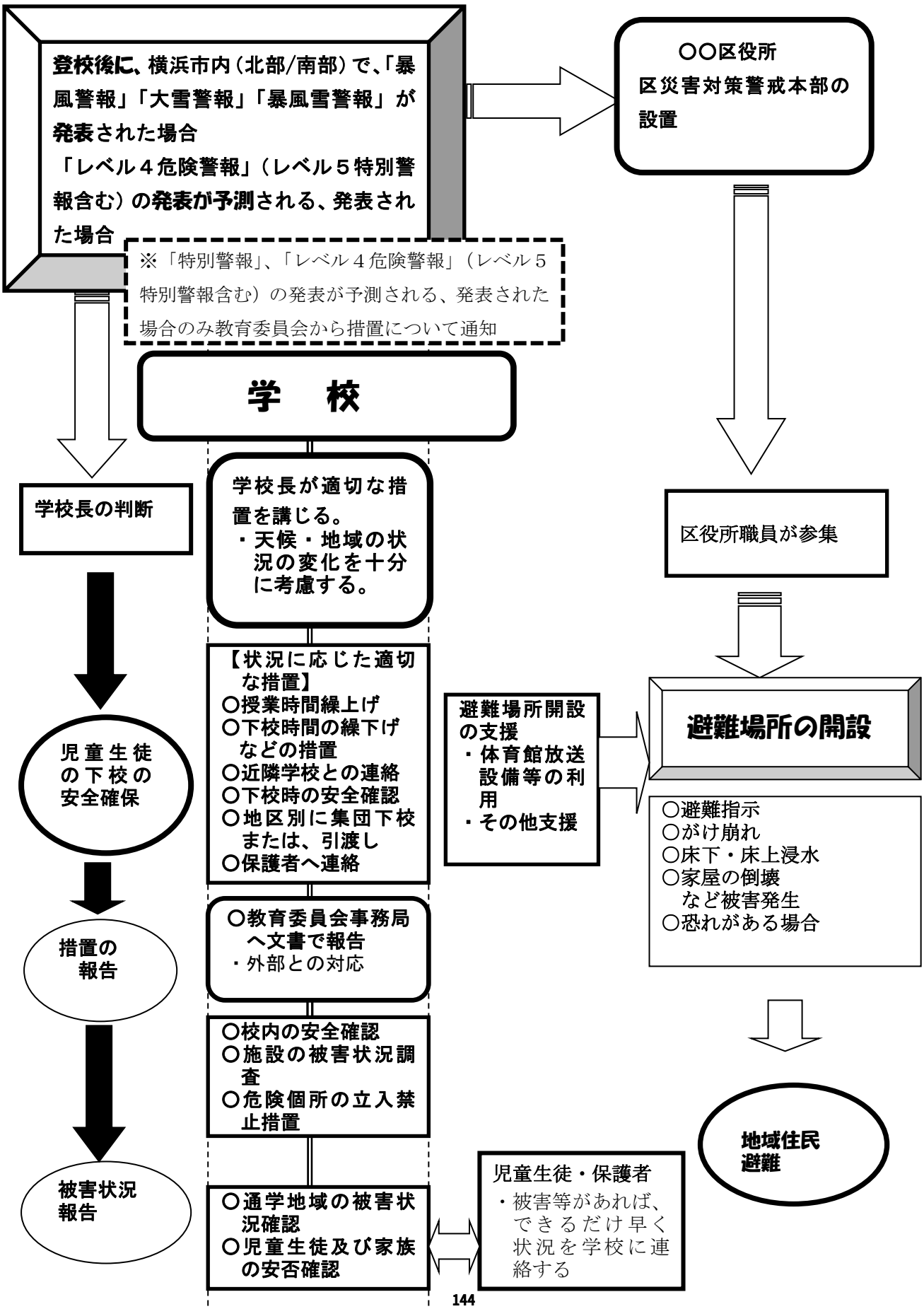
登校後に、横浜市内（北部/南部）で、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合
「レベル４危険警報」（レベル５特別警報含む）の発表が予測される、発表された場合
※「特別警報」、「レベル４危険警報」（レベル５特別警報含む）の発表が予測される、発表された場合のみ教育委員会から措置について通知
〇〇区役所
区災害対策警戒本部の設置
学　校
学校長の判断
学校長が適切な措置を講じる。
・天候・地域の状況の変化を十分に考慮する。
区役所職員が参集
【状況に応じた適切な措置】
〇授業時間繰上げ
〇下校時間の繰下げなどの措置
〇近隣学校との連絡
〇下校時の安全確認
〇地区別に集団下校または、引渡し
〇保護者へ連絡
避難場所開設の支援
・体育館放送設備等の利用
・その他支援
避難場所の開設
〇避難指示
〇がけ崩れ
〇床下・床上浸水
〇家屋の倒壊
など被害発生
〇恐れがある場合
児童生徒の下校の安全確保
措置の報告
〇教育委員会事務局へ文書で報告
・外部との対応
〇校内の安全確認
〇施設の被害状況調査
〇危険個所の立入禁止措置
地域住民避難
被害状況報告
〇通学地域の被害状況確認
〇児童生徒及び家族の安否確認
児童生徒・保護者
・被害等があれば、できるだけ早く状況を学校に連絡する

平日早朝の場合の対応

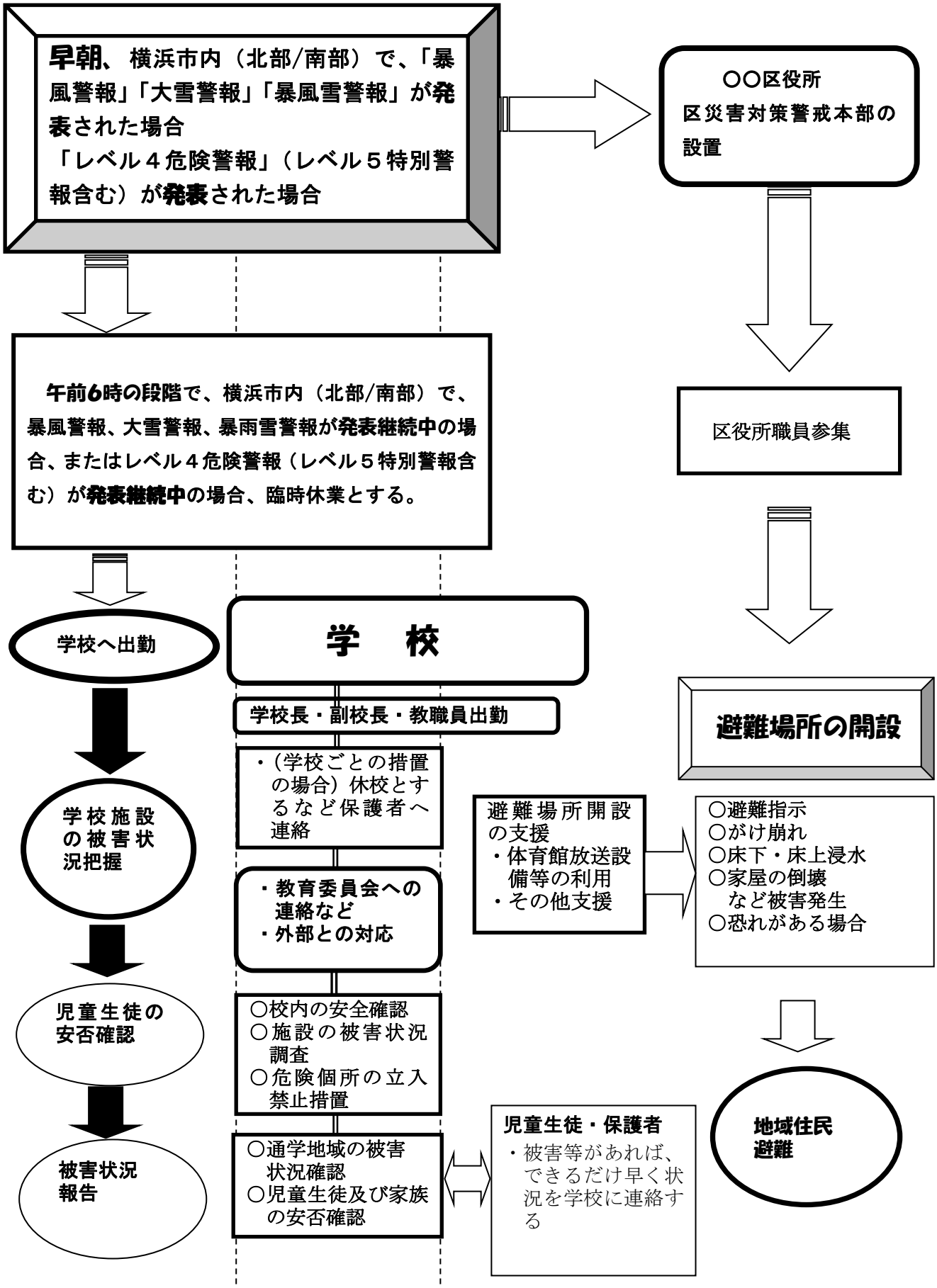
早朝、横浜市内（北部/南部）で、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合
「レベル４危険警報」（レベル５特別警報含む）が発表された場合
○○区役所
区災害対策警戒本部の設置
午前6時の段階で、横浜市内（北部/南部）で、暴風警報、大雪警報、暴雨雪警報が発表継続中の場合、またはレベル４危険警報（レベル５特別警報含む）が発表継続中の場合、臨時休業とする。
区役所職員参集
学校へ出勤
学　校
学校長・副校長・教職員出勤
避難場所の開設
学校施設の被害状況把握
・（学校ごとの措置の場合）休校とするなど保護者へ連絡
避難場所開設の支援
・体育館放送設備等の利用
・その他支援
○避難指示
○がけ崩れ
○床下・床上浸水
○家屋の倒壊
など被害発生
○恐れがある場合
・教育委員会への連絡など
・外部との対応
児童生徒の安否確認
○校内の安全確認
○施設の被害状況調査
○危険個所の立入禁止措置
地域住民避難
被害状況報告
○通学地域の被害状況確認
○児童生徒及び家族の安否確認
児童生徒・保護者
・被害等があれば、できるだけ早く状況を学校に連絡する

【参考】
気象警報発表状況の確認方法

横浜市では、次のような方法で、市民向けに気象情報等の提供を行っています。確認したいときに、比較的容易に情報を得ることができますので、ご活用ください。

１　横浜市防災・危機管理統括本部ホームページ「防災情報」

（１）インターネットに接続し、横浜市ホームページ（http://www.city.yokohama.lg.jp/）の左上段「防災・救急」→「防災・災害」→「災害・いざというとき」→「防災情報」の順にクリックしてください。

（２）災害情報等へのアクセス先の一覧が表示されますので、必要な情報サイトにアクセスいただき、御確認ください。

２　横浜市水防災情報ホームページ

（１）スマートフォン等でインターネットに接続し、次のＵＲＬを入力してください。
https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/index.html

（２）横浜・川崎に対し、直近の時刻に発表された情報が表示されます。

３　横浜市「防災情報Ｅメール」配信

上記２「横浜市水防災情報」の内容は、あらかじめメールアドレスを登録すれば、電子メールで受信することができます。各種気象警報の発表などを情報として受信したい場合は、その情報の種類ごとに任意に設定しなければなりません。

登録を希望する場合は、スマートフォン等で、下記ＵＲＬにアクセスいただき、手続きをしてください。

【横浜市防災情報Ｅメール（市 HP）】
https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html

【注意点】

（１）情報料は不要ですが、電子メール受信に関する通信料は受信者の負担となります。

（２）通信インフラの性質上、遅配や配信されない場合があります。

（３）メールの着信制限を設定している場合は、防災メールのアドレス(bousai-yokohama@info.cous.jp)から着信できるように設定する必要があります。

※　警報発表状況に関するその他の確認方法

○　テレビのニュース番組等の「気象情報コーナー」等で、各地の警報発表状況が放送された場合に確認できます。ただし、休校判断時刻前後に放送されるとは限らないことに留意の必要があります。

○　ＮＴＴの「１７７」では、電話をかけた時点で警報等が発表継続中であれば、冒頭で放送されます。ただし、利用が集中した場合、つながりにくくなることがあります。

新たな防災気象情報について

【横浜市 HP】
https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/kodo/fusuigai/taifu/

令和８年５月 29 日より、防災気象情報の運用が大きく変わりました。
「新たな防災気象情報」では、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報に、レベル１から５の「警戒レベル」が付いて発表されるようになり、台風や大雨などの際に、「この情報が出たら、何をすべきか」がひと目で分かるよう、改善が行われました。

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル１	早期注意情報				災害への心構えを高める

また、令和８年５月 29 日より、気象警報は横浜市域を「北部」、「南部」に分けて発表されることになりました。
これにより、市域面積が広く、降雨の状況等に地域差が生じやすい本市において、より実際の危険度に即した気象警報等が発表されることとなりました。

北部：鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
南部：西区、中区、南区、港南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

○キキクル（気象庁が提供する「危険度分布」の愛称）

大雨による土砂災害、浸水害、洪水の危険度がどこでどのレベルまで迫っているかを５段階の色分けで地図上にリアルタイム表示する情報です。（2017 運用開始）
地域に迫る危険度の高まりを視覚的に把握できるサービスになります。
（気象庁ページ）
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#lat:35.264683/lon:139.698372/zoom:11/colordepth:normal/elements:land

○避難情報に伴うガイドライン（令和８年３月改訂・令和８年５月 29 日から運用開始）

国のガイドラインでは、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示されており、自治体からの避難指示を待つことなくキキクルや河川の水位情報を用いて自ら避難の判断を促しています。
（内閣府ページ）
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

第２節　学校の施設管理者としての対応

（１）施設管理者としての事前対応

学校長は、風水害時の災害を未然に防止するため、校舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。

（２）重要書類、危険薬品類等の安全保管

学校長は、学校における重要書類、文書、教材備品類、理化学実験用危険薬品類等の安全保管及び非常持出について準備し、被害を最小限にする。

（３）給食施設の事前対応

ア　移動可能な機械器具類及び取り外し可能のモーター電気器具を安全な場所に移動させる。釜その他についても、できるだけ被害を受けないように適宜措置をとる。

イ　在庫物資を安全な場所に移動させる。

（４）衛生管理体制の確保

ア　各学校は、学校長を中心とした救急班及び防疫班を編成し、学校における衛生管理の徹底を期する。

イ　大型台風接近の情報を受けたときは、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。

ウ　衛生機材については、台風による被害を受けることのないよう安全な場所（２階等）に移動させる。

第３節　避難場所としての対応等

１　学校長・副校長の対応

（１）台風情報の事前収集と早期対策準備

大型台風の接近の場合には、関東地方に接近するかいなか不確実な段階（接近の２日から３日前）から、**気象庁発表の台風情報や横浜市ホームページの防災情報**などに十分留意し、あらかじめ接近した場合にどのように対応するかについて、区役所の防災担当と十分に情報交換を行い、関東地方、神奈川県に接近又は上陸の見込みが高い状況に至ったときに、早期に対応が図れるように対策を準備しておく。

（２）学校施設の安全点検実施

台風接近等の場合、学校長は事前に窓ガラスの破損がないかなど施設の安全点検を行う。また、工事中の学校については、請負業者と連絡をとり、暴風雨による被害を事前に防止するための対策を講じさせるなど、警戒に当たらせる。

（３）夜間・休日等の避難場所開設と学校長又は副校長の参集

大型台風の接近又は集中豪雨などによって、**夜間・休日等**において、横浜市内（北部/南部）で**「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」や、「レベル３相当の警報」「レベル４危険警報」に伴う避難指示**などの発表、**「特別警報」**の発表の予測に伴い区災害対策本部が設置され、区としても当該学校に避難場所を開設することを決定した場合には、施設管理者として学校に参集し、学校施設の使用について、区職員と調整等を行う。

（４）学校施設に被害発生の恐れがある場合の参集

学校長・副校長は、**夜間・休日等**において、横浜市内（北部/南部）で**「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「レベル４危険警報（レベル５特別警報を含む）」**など気象警報の発表を覚知した場合、学校及び学校周辺の状況について、情報収集に努め、**学校施設に被害発生の恐れがある場合は、速やかに所属校へ参集するなど必要な対応を行うこと。**被害の状況が著しく学校長・副校長のみでの対応が困難な場合には、学校長は教職員の動員を命令することができる。

（５）避難場所開設・運営支援措置

ア　学校長は、区本部長から避難の指示が出された場合、その周知を受けて速やかに避難場所の収容に必要な措置を講じる。

イ　**特に、夜間に、台風上陸や集中豪雨などのため自主避難や避難指示により、住民が学校に避難してくる場合には、学校周辺や校庭は照明が数少ないため非常に暗く、足元も雨水の滞留などのため危険な場合もある。そのため、校舎内の廊下の電灯をつけるなどすると、足元が明るくなり、避難住民が安心して、体育館に到着できる。**

また、避難場所には、テレビもラジオもなく、行政職員も避難住民も台風の現在位置や災害の全体的な状況が把握できないという問題もある。そこで、校舎内にあるテレビ、ラジオ、防災無線など情報機器を活用できることが大変有効である。

休日・夜間の対応

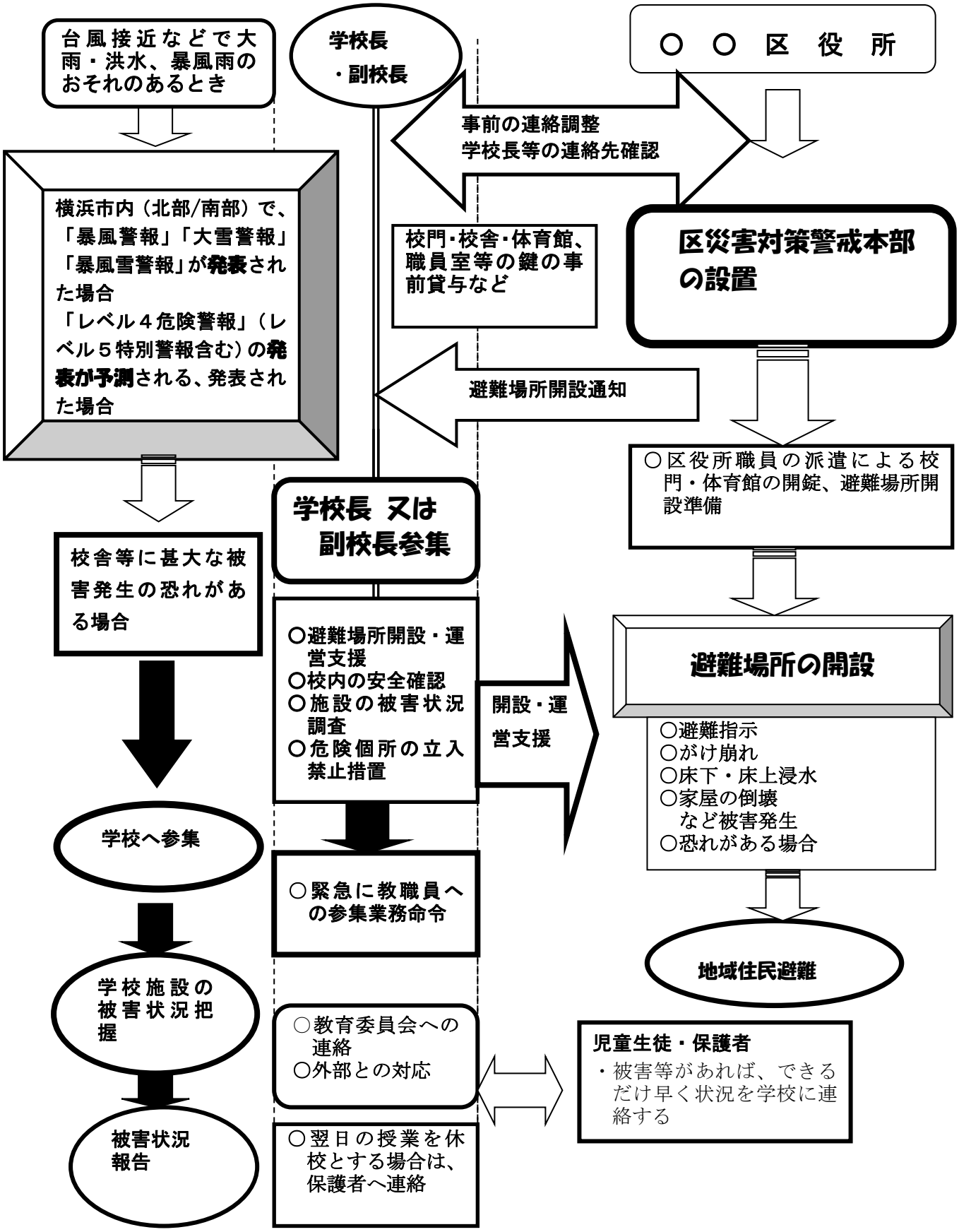
台風接近などで大雨・洪水、暴風雨のおそれのあるとき
学校長
・副校長
○○区役所
事前の連絡調整
学校長等の連絡先確認
横浜市内（北部/南部）で、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合
「レベル４危険警報」（レベル５特別警報含む）の発表が予測される、発表された場合
校門・校舎・体育館、職員室等の鍵の事前貸与など
区災害対策警戒本部の設置
避難場所開設通知
○区役所職員の派遣による校門・体育館の開錠、避難場所開設準備
学校長 又は
副校長参集
校舎等に甚大な被害発生の恐れがある場合
○避難場所開設・運営支援
○校内の安全確認
○施設の被害状況調査
○危険個所の立入禁止措置
開設・運営支援
避難場所の開設
○避難指示
○がけ崩れ
○床下・床上浸水
○家屋の倒壊
など被害発生
○恐れがある場合
学校へ参集
○緊急に教職員への参集業務命令
地域住民避難
学校施設の被害状況把握
○教育委員会への連絡
○外部との対応
児童生徒・保護者
・被害等があれば、できるだけ早く状況を学校に連絡する
被害状況報告
○翌日の授業を休校とする場合は、保護者へ連絡

第３章　学校施設等が被害を受けた場合の対応

第１節　風水害時の応急対応

１　学校施設の応急対応

（１）被害を受けた場合は、その学校の責任者は、速やかに被害状況等を、様式５（多量降雪による被害で、教育委員会事務局総務課から指示があった場合は（様式６）により、教育委員会事務局及び所在区に報告する。
（２）教育委員会事務局は、被害状況等について、市災害対策本部長（市長）に報告する。
（３）市本部長は、被害の状況により応急措置の必要を認めたときは、「災害時応急措置の協力に関する協定」に基づき、横浜建設業防災作業隊の出動を要請する。
（４）教育委員会事務局は、施設班を組織して、被害校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
（５）被害校の児童生徒は、もよりの学校に臨時収容するものとし、その他状況により仮設校舎を設置する。

２　児童生徒の措置と応急教育の実施方法

（１）応急教育等の措置

ア　学校長は、風水害時の状況に応じ、学校の防災計画に基づき、児童生徒の安全を最優先した適切な措置を講じる。
イ　学校長は、被災の状況を考慮し、可能な範囲で教育活動の実施を図る。
ウ　教育委員会事務局は、被災した学校の実態を検討し、被災児童生徒数に応じて収容対策を講じる。
エ　教育委員会事務局は、必要に応じて、被災した児童生徒に対し、学用品の給与を行う。

（２）応急復旧措置

ア　学校長は、被災箇所を点検し、児童生徒の安全を確保するために必要な措置を講じる。
イ　教育委員会事務局は、学校施設の応急復旧措置と平行して、施設の復旧したもの又は仮設校舎等へ、できるだけ速やかに児童生徒を収容し、平常の教育形態に近づけるよう措置する。

３　教材、学用品等の調達等

（１）応急措置

ア　被害発生と同時に実態調査を行い、学校管理運営用、事務用及び教授用物品類その他応急物品等を調達する。

イ　児童生徒の救援のため、必要に応じて災害救助法の適用手続きについて、健康福祉局に要請する。

（２）応急復旧措置

被害発生校の学校管理運営に必要な需要費関係経費による設備等の復旧は、諸復旧計画と併せて処理する。

４　学校給食等の措置

（１）応急措置

ア　教育委員会事務局は、学校給食施設・設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食の献立変更又は中止などの措置をとる。

イ　学校長は、被害状況が判明した後において、具体的な復旧計画をたて、速やかに実施する。

（２）応急復旧措置

ア　学校長は、給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を行うとともに、学校薬剤師による給食場の衛生検査を実施し、衛生管理の万全を期す。

イ　学校長は、児童生徒、学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、防疫措置を講ずる。

ウ　学校長は、区福祉保健センター、教育委員会事務局及びよこはま学校食育財団と連携して学校給食を再開する。

５　学校の衛生管理

（１）応急復旧措置

ア　授業再開に備え、浸水校にあっては、学校内全部、浸水を免れた学校にあっては、便所、給食施設その他防疫上必要な箇所の消毒を行う。

イ　災害を受けた後の感染症の発生に留意し、その発生があった場合は、速やかに区福祉保健センターに届け出て、適切な処置を講ずる。

第４章　学校における火山災害対策

第１節　市防災計画上の火山災害対策の位置付け

１　市防災計画上の火山災害対策

（１）「横浜市防災計画」では、本市においては、火山からの距離等の理由から、溶岩流や噴石等の影響はないとされているが、富士山の噴火による「火山灰」の降下（降灰）による影響が大きいと予測されている。

（２）気象庁では富士山や箱根山などの火山活動を観測・監視しており、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には、「警戒が必要な範囲」を明示して、噴火警報・予報や降灰予報等を発表する。

２　市災害対策警戒本部の設置

重大な被害を及ぼす噴火の可能性が高まっている場合や小規模な噴火が発生したなどの場合は、「横浜市警戒体制及び横浜市警戒本部の組織及び運営等に関する要綱」、「横浜市災害対策本部の設置等に関する基準等」に基づき、市災害対策警戒本部が設置される。

この警戒本部における教育委員会事務局の事務分掌として、次のものが規定されている。

ア　市警戒本部事務局との情報の受伝達・連絡調整に関すること。

イ　災害情報の収集及び伝達に関すること。

ウ　学校施設等の安全確保に関すること。

エ　児童生徒への安全措置に関すること。

オ　その他教育委員会事務局の所管に属すること。

第２節　学校における火山災害対策

１　児童生徒への事前対策

「第３部　風水害対策編」第１章第２節の１に定めるところにより、「風水害」を「火山災害」に置き換えて対応する。

（１）学校は、児童生徒に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。

（２）学校長は、あらかじめＰＴＡと協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登校下校時の安全経路、児童生徒の保護措置などについて定めておくものとする。

また、その内容は、学校ホームページで明示しておくと有効である。

２　避難場所としての事前対策

多量の降灰や降灰による土石流等が発生した場合に備え、学校を避難所として使用できるよう、「第３部　風水害対策編」第１章第２節の２に定めるところにより、「風水害」を「火山災害」に置き換えて対応する。

（１）緊急連絡体制の整備

学校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、区役所総務課（防災担当）など防災関係機関との連絡体制を確認する。

（２）区役所防災担当課との情報交換の場の設定

学校長は、日頃から、区総務課等と連絡を密にし、自校に避難場所が開設される場合にどのような手順で、準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、区校長会等の場において、区役所総務課の防災担当者の説明、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。

（３）鍵の保管等について状況確認

災害警戒区域の避難場所に指定されている学校にあっては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、校門、体育館、体育館の放送室、防災備蓄庫、校舎、職員室などの鍵の保管等について区役所総務課（防災担当）と状況を確認しておく。

（４）防災備蓄庫の活用についての協議

学校長は防災備蓄庫の活用について区及び地域防災拠点運営委員会と協議しておく。

（５）学校長等の緊急連絡先情報の区への提供

風水害の危険発生時において、区役所から学校に対して避難場所開設について緊急連絡を行うことが想定される。

そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、学校長・副校長の緊急連絡先について、教育委員会事務局へ報告し、事務局でまとめて、緊急連絡先リストを区役所総務課に送付するなど、区役所総務課に対して継続的な情報提供を行う。

（６）教育委員会事務局への被害報告書式等の確認

教育委員会事務局に対しては、学校は施設の被害状況の報告を行うこととなっており、報告書式等事前に確認し、準備しておく。

第３節　降灰時等における学校の対応

１　児童生徒の措置等

（１）登校前に市域内への降灰予報が発表された場合

午前６時の段階で市内に気象庁による降灰予報が発表された場合等は、児童生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時に休業」措置を講ずる。ただし、定時制高等学校は午後２時までに降灰予報が発表された場合等に臨時休業することとし、特別な事情がある高等学校については、当該校で判断時間を定める。

（２）登校後に市域内への降灰予報が発表された場合

午前６時以降又は児童生徒の登校後に、市内に気象庁による降灰予報が発表された場合などは、児童生徒の安全確認を行った後、原則として、次のとおり保護者による引き取り等の措置を行う。ただし、あらかじめ、各保護者や地域等の取り決めにより、方面別の集団下校等、児童生徒を安全に下校させる取り決め等が交わされている場合はこの限りではない。

また、軽微な降灰などで、児童生徒の安全確保や学校活動に支障がない程度の降灰の場合は、学校長の判断により、学校活動を継続・再開する。

（ア）小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととする。

（イ）高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととする。

２　児童生徒の避難行動

降灰等があった場合は、屋内に退避することとし、できるだけ降灰が屋内に入らないよう窓を閉めるなどの措置を講ずる。

３　休校期間

原則として、降灰が継続している間は休校とする。ただし、降灰量がわずかであるなど、児童生徒の安全確保や学校活動に支障がない場合は、学校長の判断で教育活動の継続・再開を可能とする。

４　その他特別措置等をとった場合の取扱いについて

原則として、「第３部　風水害対策編」に定めるところにより、「風水害」を「火山災害」に置き換えて対応する。

５　学校施設の応急対応

（１）降灰があった場合、学校長は児童生徒の安全確保を最優先にしつつ、降灰の程度を早期に把握し、できる限り教育活動への支障を軽減できるよう、計画的な除灰のための措置を講ずる。
（２）降灰等により学校施設が被害を受けた場合は、その学校の責任者は、速やかに被害状況等を教育長及び所在区の区長に報告する。
（３）教育長は、被害状況等について、市本部長等に報告する。
（４）教育長は、施設班を編成し、降灰の程度や被害を受けた学校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
（５）被害が発生し、教育を継続することが困難な場合は、児童生徒を最寄りの学校に臨時収容するものとし、その他状況により仮設校舎を設置する。

第４部

その他の危機事象への対応編

第１章　弾道ミサイル発射に係る対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、Ｊアラートによる情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく伝えるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

第１節　Ｊアラートを通じた緊急情報への対応

１　平常時の対応

（１）学校における教職員の体制、行動等の確認

① 「学校防災委員会」又はそれと同等の機能をもった校内組織の各分掌を準用し、校内の体制、教職員の役割分担等を確認しておく。

② Ｊアラート情報の種類や内閣官房ホームページにおいて周知されている避難行動等について確認しておく。

〈参考〉

国民保護ポータルサイト：http://www.kokuminhogo.go.jp/

③ 登下校時や校外活動時も含め、様々な状況において、Ｊアラートが発信された場合の児童・生徒の避難方法、避難場所等について確認し、教職員間で共通理解を図っておく。

④ 児童・生徒の安否確認方法や、保護者との連絡方法、夜間・休日の職員間の情報伝達方法について、点検・周知しておく。

（２）児童・生徒への周知

Ｊアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の避難方法等について、児童・生徒に周知しておく。

① 速やかな避難行動

Ｊアラートのメッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。

・屋外にいる場合：近くの建物の中か地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。
（できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになければ、それ以外の建物でも構いません。）

・建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

・屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。床に伏せて頭部を守る。

＜近くにミサイルが落下した場合＞

・屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

・屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

② ミサイルの落下物を発見した場合

・決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

③ 登下校時等の留意事項

・登校前にＪアラートが発信された場合は、自宅待機とする。早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達方法や安否確認の方法について、あらかじめ決めたうえで、周知しておく。

・Ｊアラートの続報等で、ミサイルが上空通過・領海外に落下したことを確認した場合は、原則として登下校を再開する。

・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、行政からの指示に従って、落ち着いて行動する。

２　Ｊアラートを通じて緊急情報が発信された場合の対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Ｊアラート等により情報伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

（１）教職員の対応

Ｊアラートの状況			在校時	登下校時	校外活動時
神奈川県が対象地域の場合	第一報	発射情報	・校舎内、体育館等への避難や建物内では窓から離れるなど、速やかな避難誘導を行う。	・学校に登校した又は下校していない児童生徒を校舎内等へ速やかに避難誘導する。 ・安全が確認されるまで学校に留め置く。	・引率教員等は、近くの建物等へ速やかに避難誘導する。
	第二報以降	上空通過・領海外落下	・情報確認後、教育活動を再開する。 ・校庭等でミサイルの落下物と思われる物を発見した場合は、決して近寄らず警察や消防へ通報する。	・情報確認後、次のとおり対応する。 （登校時） 児童生徒が登校したら教育活動を再開する。交通機関の状況を把握し、始業繰り下げ、臨時休業を検討する。	・引率教員等は、情報確認後、校外活動を再開する。 ・ミサイルの落下物おと思われる物を発見した場合は、決して近寄らず警察や消防へ通報する。

				（下校時） 下校を再開する。その際、ミサイルの落下物等には注意して帰宅するよう周知する。 ・特別支援学校のスクールバスについては、事前に定めた方法により対応する。	
		落下（領海を含む）	・Ｊアラート等の続報で落下地域を確認し、引き続き安全確保を行う。 ・行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。 ・原則、児童生徒を学校で保護し安否情報を保護者に連絡する。	・Ｊアラート等の続報で落下地域を確認し、校内にいる児童生徒の安全確保を行う。 ・登下校中の児童生徒については事前に定めた方法により安否確認を行う。 ・特別支援学校のスクールバスについては、事前に定めた方法により対応する。	・引率教員等は、Ｊアラート等の続報で落下地域を確認し、引き続き安全確保を行う。 ・行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。 ・自校に現状を報告するとともに、自校と連携分担し安否情報を保護者へ速やかに連絡する。

※ 上空を通過した場合は、通過情報と通過地域が、領海外に落下した場合は落下情報がＪアラートにより伝達される。

※ 落下の場合は、続報として直ちに避難の呼びかけ、落下地域の情報、避難の継続又は解除などがＪアラートにより伝達される。

※　校外活動場所が県外の場合は、「神奈川県」を当該県に読み替える。

（２）臨時休業等について

・神奈川県内にＪアラートが発信された場合、児童・生徒の登校前であれば自宅待機とする。

その後、上空通過や領海外に落下した場合は教育活動を再開するが、交通機関の停止、遅延による臨時休業・始業繰り下げ等については、学校判断により対応する。

・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として臨時休業とする。

・登校中の避難行動や交通機関の停止・遅延による児童・生徒の遅刻対応等については、柔軟に対応する。

（３）特別支援学校のスクールバスについて

Ｊアラートが発信された場合のバスの行動や学校との連絡方法について、あらかじめバスの委託業者と調整しておく。

・Ｊアラートによるミサイル発射情報があった場合は、原則として、速やかにバスを安全な場所に停車させ、学校に連絡する。可能な場合には、乗車している児童・生徒の人数や実態に応じて、車内で姿勢を低くさせるなどの対応を行う。

・ミサイルが上空を通過した場合や領海外に落下した場合は、学校と連絡を取り合いながら運行を再開する。

・ミサイルが国内に落下した場合は、行政からの指示に従って行動する。

３　その他の対応

（１）避難者への対応

各学校は、原則として国の定める「緊急一時避難施設」に指定されており、Ｊアラート発信時は、近隣住民等が学校に避難して来ることも考えられる。その場合は学校内で一時的に保護するなど、適切に対応する。また、避難者の避難場所についてもあらかじめ定めておく。

【参考】国民保護ポータルサイト　避難施設

https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html

（２）避難訓練について

・既存の防災訓練等の機会を利用するなど学校や地域の実態に応じて、児童・生徒に対し、Ｊアラート発信時の避難行動や避難経路を確認するなどの訓練を行う。

・市の危機管理部局から弾道ミサイルを想定した避難訓練への参加協力依頼があった合には参加するなど、市危機管理部局との連携・協力を図る。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するＪアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Ｊアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか(聞こえるか)を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会をとらえて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能です。地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類（緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か）によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド（運動場）にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険（地震や弾道ミサイル等）によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じて的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

文部科学省：「学校危機管理マニュアル作成の手引」より

横浜市学校防災計画策定委員会（平成 18 年策定時）

１　横浜市学校防災計画策定委員会委員

委員長	藤林文夫	総務部長
	小高輝夫	学校防犯担当部長
	松永立志	学校教育部長
	國原章弘	部次長（総務課長）
	長尾政治	学校防犯担当課長
	浮谷厚史	学校支援・地域連携課長
	恒松芳一	施設管理課長
	宮下徳生	施設管理課担当課長
	本多俊雄	部次長（教職員労務課長）
	河野良雄	部次長（小中学校教育課長）
	石川美枝子	部次長（特別支援教育課長）
	髙橋淳一	健康教育課長
	手老貞行	部次長（高等学校教育課長）
	宮本直利	豊岡小学校長
	中里順子	根岸中学校長
	藤倉一宣	横浜総合高等学校長
	村上勝美	本郷養護学校長

２　協力者　（特に、「第５章心のケア」の執筆にご協力いただいた方々）

藤森和美	武蔵野大学人間関係学部人間関係学科教授
西田正男	部次長（教育相談担当課長）
児玉政徳	教育相談課主任指導主事
宮部　一	教育相談課主任指導主事
宮崎千恵	宮田中学校養護教諭

３　作業部会

部会長	長尾政治	学校防犯担当課長
	安達恒介	学校防犯担当係長
	上條慶昭	小中学校教育課指導主事
	勝木　茂	小中学校教育課指導主事
	菱刈範之	高等学校教育課指導主事
	前田　隆	健康教育課主任指導主事
	佐竹誠司	特別支援教育課主任指導主事

４　事務局

横浜市教育委員会事務局総務部　学校防犯担当

参考・引用文献（平成 18 年策定時）

全　般

「学校震災対応マニュアル作成指針」神戸市教育委員会
「学校防災マニュアル」東京都教育委員会
「学校における地震防災活動マニュアル」神奈川県教育委員会
「学校防災マニュアル」兵庫県教育委員会
「静岡県防災教育基本方針」静岡県教育委員会
「学校の地震防災対策マニュアル」（改訂版）静岡県教育委員会
「新学校防災マニュアル作成指針」《暫定版》川崎市教育委員会
「高知市立大津小学校　災害に強いまちづくりプロジェクト
＆危機予知トレーニング（ＫＹＴ）」岡　敦子「教職研修」平成 17 年２月
「児童・生徒の学習支援をどう進めるか」桂　正孝「教職研修」平成 17 年２月
「学校における地震防災活動マニュアルの作成指針」（暫定版）神奈川県教育委員会
「復興 10 年神戸の闘い」金芳外城雄
「阪神・淡路大震災　そのとき学校は」神戸市ＰＴＡ協議会復興委員会

第５章「心のケア」関係

「非常災害時における子どもの心のケアのために」〈改訂版〉文部科学省
「災害を体験した子どもたちー危機介入ハンドブックー」藤森和美　藤森立男
「学校トラウマと子どもの心のケア　実践編」藤森和美編
「子どものトラウマと心のケア」藤森和美編
「心的トラウマの理解とケア」金　吉晴
「学校における緊急支援の手引き」福岡県臨床心理士会
「こころのケア」三重県こころの健康センター
「新潟県中越地震に学ぶ」新潟県養護教諭研究協議会

横浜市学校防災計画見直し検討プロジェクト（平成 23 年度）

１　プロジェクトメンバー（◎はプロジェクトリーダー）

	補職名	氏　名
◎	担当理事（総務部長）	内田　茂
	総務課長	重内　博美（H23.4 末まで　髙橋　寛）
	教育施設課長	井上　秀
	指導企画課長	今辻　千佳也
	高校教育課長	髙橋　正彦
	特別支援教育課長	荒木　葉子
	健康教育課長	清水　文子
	東部学校教育事務所教育総務課長	小口　秀明
	東部学校教育事務所学事支援第一課長	須藤　義和

２　作業部会

部会長　総務課長　重内　博美（H23.4 末まで　髙橋　寛）

総務課、指導企画課、高校教育課、特別支援教育課、健康教育課、教育施設課、東部学校教育事務所指導主事室、東部学校教育事務所学事支援第一課係長及び指導主事　各１名

３　事務局

横浜市教育委員会事務局総務部総務課庶務係

横浜市学校防災計画

平成 18 年１月発行
令和８年８月改訂

編集・発行　　横浜市教育委員会事務局総務部総務課

〒２３１－０００５　横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
ＴＥＬ　　０４５－６７１－３２４０
ＦＡＸ　　０４５－６６３－５５４７